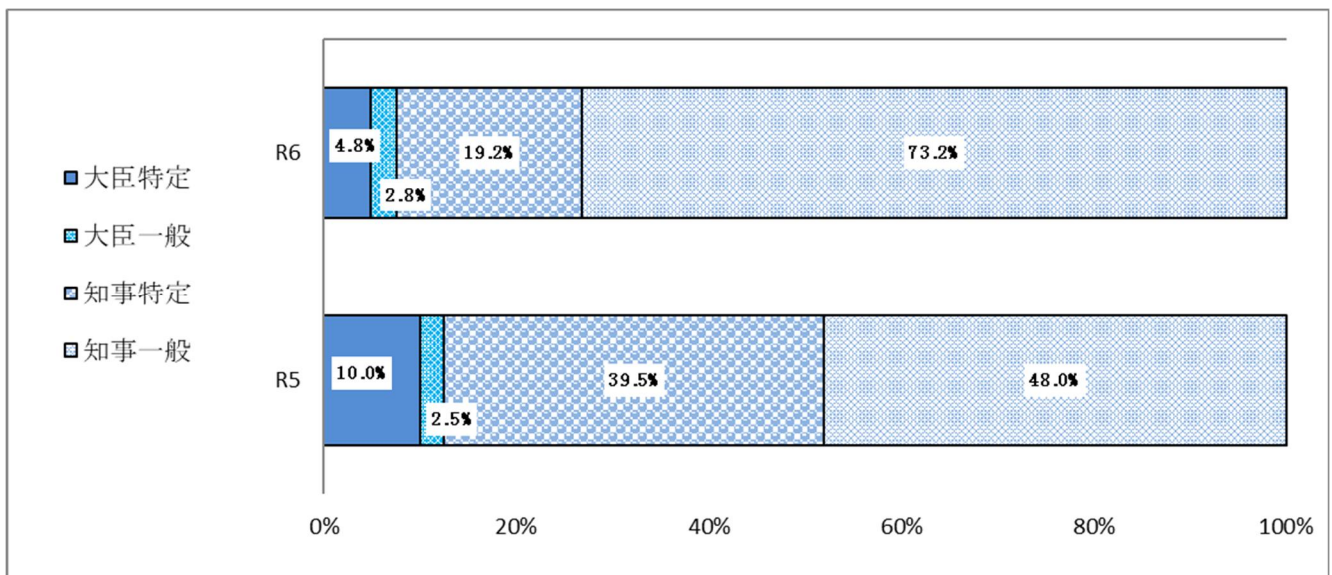


令和6年度下請取引等実態調査の結果について

1. 調査の概要

- ・調査目的: 建設工事における元請負人と下請負人の間の下請取引の適正化を図るため、下請取引等の実態を把握し、建設業法令違反行為を行っている建設業者に対して指導を実施
- ・調査対象: 全国の建設業者(大臣特定・大臣一般、知事特定・知事一般)から無作為に抽出した 30,000 業者
 - <R6 年度>
大臣特定: 1,440 者(5%)、大臣一般: 840 者(3%)、知事特定: 5,760 者(19%)、知事一般: 21,960 者(73%)
 - <R5 年度>
大臣特定: 1,200 者(10%)、大臣一般: 300 者(3%)、知事特定: 4,740 者(39%)、知事一般: 5,760 者(48%)

図－1 調査対象建設業者数



- ・調査方法: WEB 調査(令和 6 年 8 月～令和 6 年 10 月)
- ・調査内容: 元請負人と下請負人の間及び発注者(施主)と元請負人の間の取引の実態等、見積方法(法定福利費、労務費、工期)の状況、請負契約の締結状況、価格転嫁や工期設定の状況、約束手形の期間短縮や電子化の状況 等
- ・調査対象期間: 令和 5 年 7 月 1 日～令和 6 年 6 月 30 日における取引
- ・回収業者数: 20,709 業者(回収率 69.0%)
- ・集計対象業者数: 20,219 業者(回収業者数から既に事業活動を終了した建設業者(490 業者)を除いた者)
- ・R6年度調査は、昨年度に比べ、調査業者数及び許可区分(大臣特定・大臣一般・知事特定・知事一般の別)の割合に大きな変動があるため、単純な過年度比較は行えないことにご留意下さい。

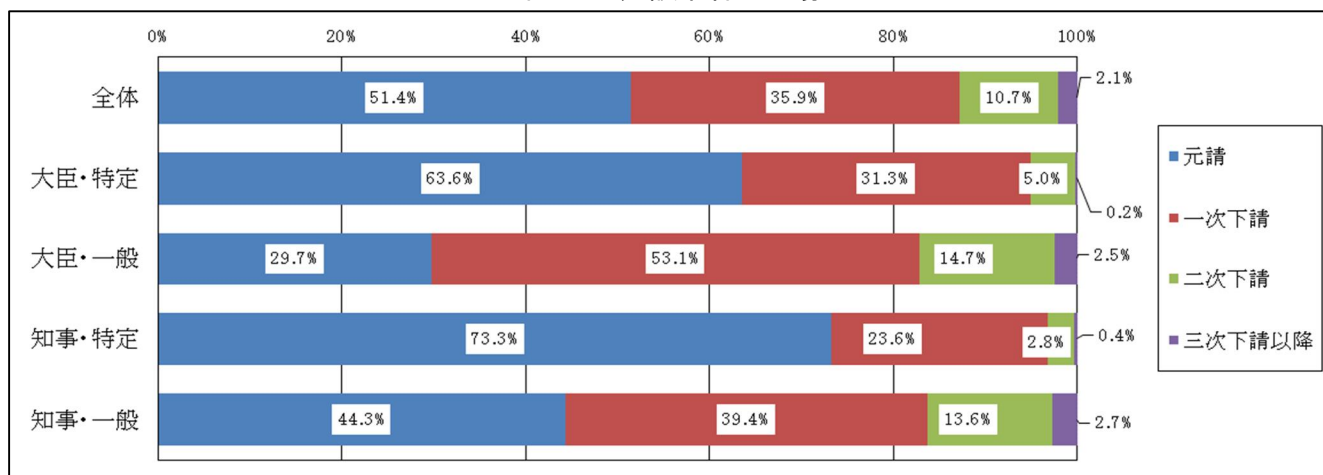
表－1 許可区分別回収率・集計対象業者数

許可区分	調査対象業者数 ①	回収業者数 ②	建設工事を下請 負人に発注した 実績がある	建設工事を下請 負人に発注した 実績がない	既に事業活動を 終了した建設業者 ③	回収率 ②／①	集計対象業者数 ②－③
大臣・特定	1,440	1,261	1,174	58	29	87.6%	1,232
大臣・一般	840	624	490	122	12	74.3%	612
知事・特定	5,760	4,479	4,008	425	46	77.8%	4,433
知事・一般	21,960	14,345	9,003	4,939	403	65.3%	13,942
計	30,000	20,709	14,675	5,544	490	69.0%	20,219

○回答業者の主な立場

特定建設業者は元請の割合が高く、一般建設業者は下請の割合が高くなっています。(図－2)

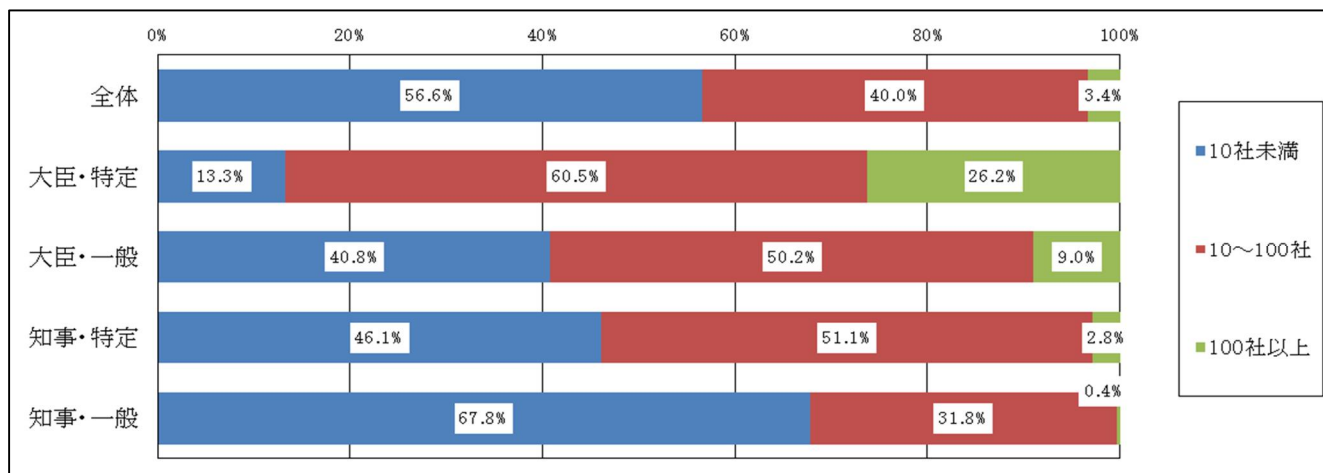
図－2 建設業者の立場



○取引業者数について

1年間に下請取引した会社数は、大臣特定建設業者においては86.7%が取引業者数10社以上でした。一方、知事一般建設業者においては、67.8%が取引業者数10社未満でした。(図－3)

図－3 1年間の下請取引業者数



2. 調査結果

2.1 建設業法の遵守状況(概要)

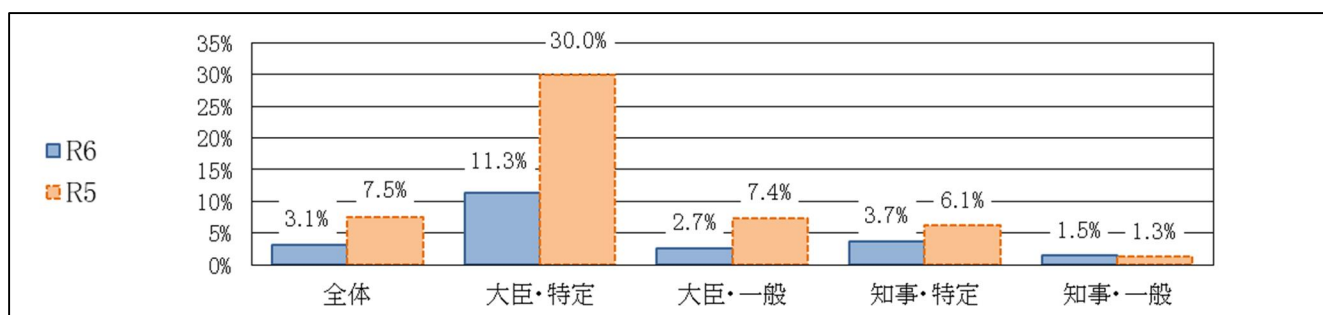
元請・下請を問わず建設工事を下請負人に発注したことのある **14,675 業者**のうち、建設業法に基づく指導の必要がないと認められる建設業者(以下「適正回答業者」という。)は、**461 業者(3.1%以下「適正回答業者率」という。)**でした。

許可区分別でみると、大臣特定建設業者の適正回答業者率が最も高く(**11.3%**)、知事一般建設業者が最も低い(**1.5%**)結果となりました(図-4(a))。

なお、本年度は、昨年度に比べ、調査業者数及び許可区分(大臣特定・大臣一般・知事特定・知事一般の別)の割合に大きな変動があるため、単純な過年度比較は行えないことにご留意下さい。(図-4)

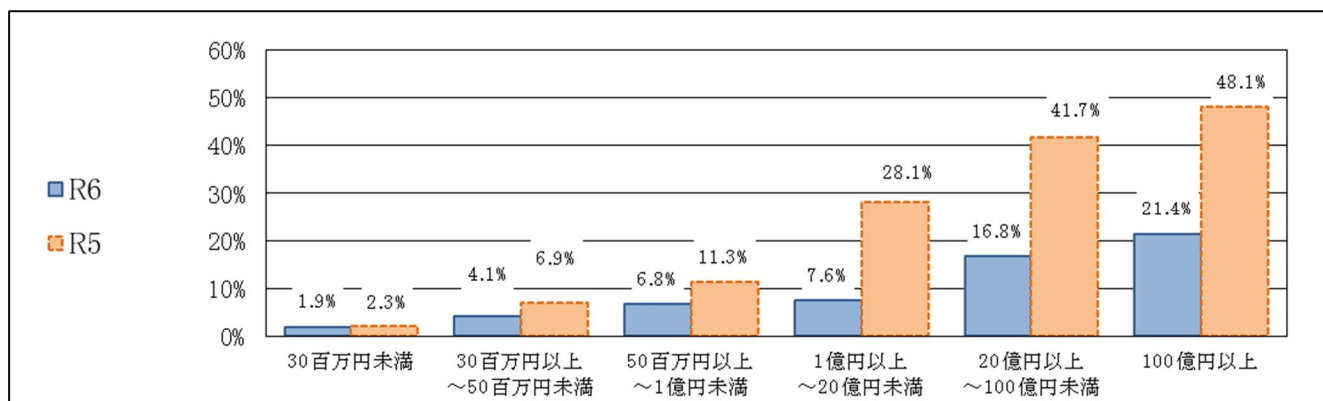
図-4 適正回答業者の割合

(a) 許可区分別



資本金階層別でみると、資本金階層が大きくなるほど適正回答業者の割合が高くなっています。(図-4(b))。

(b) 資本金階層別



2.2 建設業法の遵守状況(項目別)

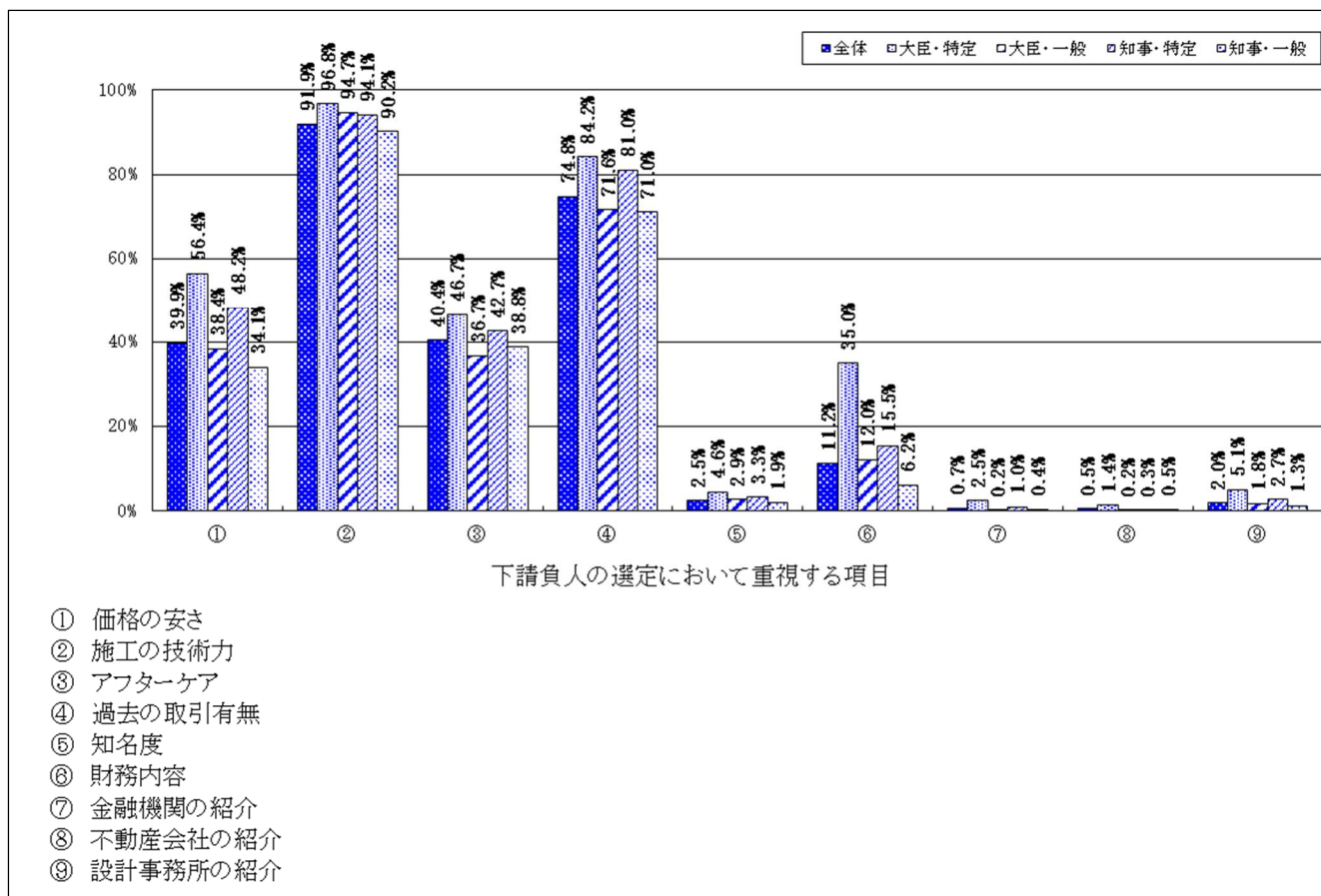
I 元請負人の立場で回答する設問

(1) 下請負人の選定にあたり重視する事項(Q1-3)

元請負人として、下請負人を選定する際に重視する事項については、②「施工の技術力」、④「過去の取引有無」、①「価格の安さ」が上位を占める結果となりました。

許可区分による大きな差異はありませんが、大臣特定については、⑥「財務内容」も重視する傾向がみとれます。(図-5)

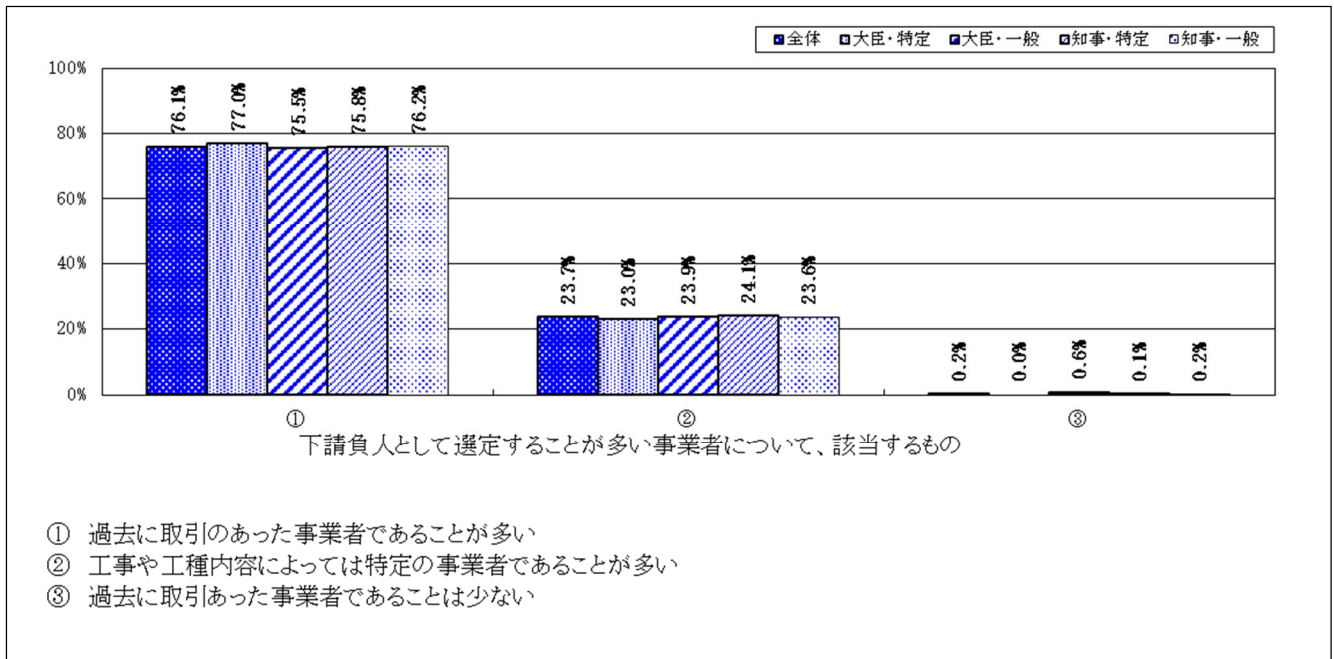
図-5 下請負人の選定にあたり重視する事項



(2) 下請負人として選定することが多い事業者(Q1-4)

下請負人として選定することが多い事業者は、①「過去に取引のあった事業者」の割合が76.1%と、最も高い結果となりました。(図-6)

図－6 下請負人として選定することが多い事業者



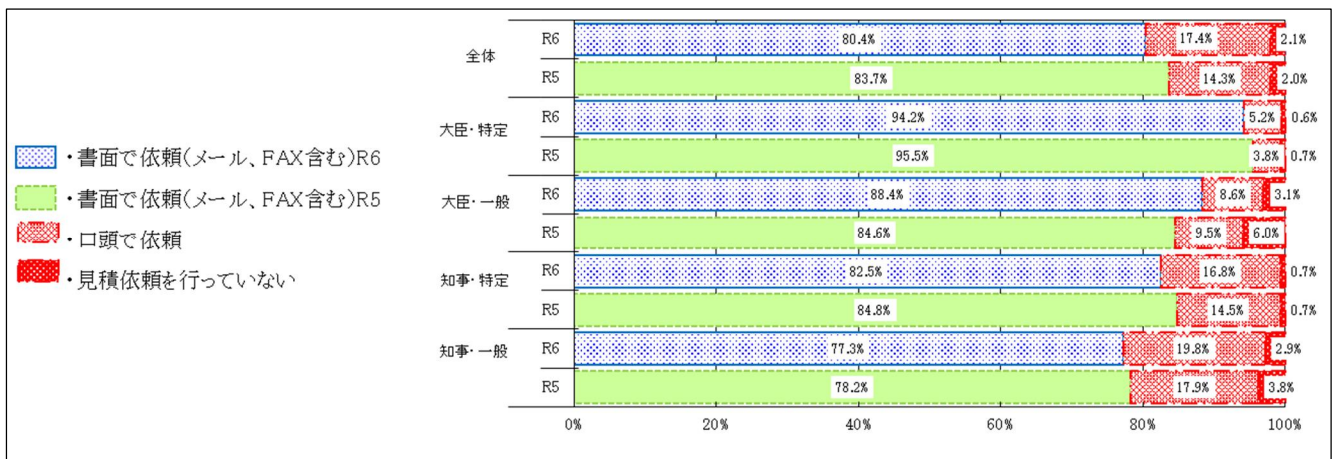
(3) 下請負人との見積りや下請代金の決定方法(Q2-1)

(3)－1 見積り依頼方法

元請負人は、下請負人に見積りを依頼する際には、下請契約の具体的な内容を示す必要があり、その内容は「書面」で示すべきこととされています。「書面」で見積り依頼を行っている事業者は **80.4%**(昨年度 **83.7%**)であり、**約2割**が書面による見積り依頼を行っていない状況でした。(図－7)

※本年度は、昨年度に比べ、調査業者数及び許可区分(大臣特定・大臣一般・知事特定・知事一般の別)の割合に大きな変動があるため、単純な過年度比較は行えないことにご留意下さい。

図－7 下請負人との見積りや下請代金の決定方法

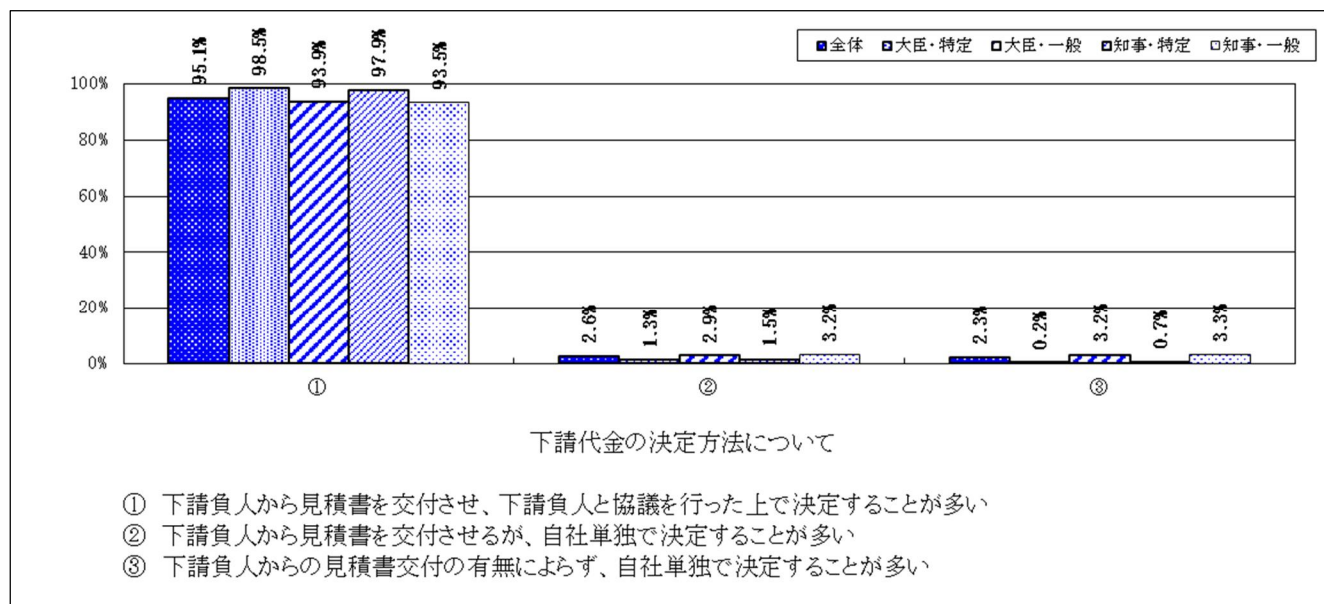


(3)－2 下請代金決定方法(Q2－2)

下請契約を締結する際には、元請負人は、下請負人から見積書を交付させ、下請負人と十分な協議を行うことが必要です。見積書を交付させ、下請負人と協議を行った上で下請代金を決定している建設業者は、全体平均で **95.1%**(昨年度 **98.4%**)でした。(図－8)

※本年度は、昨年度に比べ、調査業者数及び許可区分(大臣特定・大臣一般・知事特定・知事一般の別)の割合に大きな変動があるため、単純な過年度比較は行えないことにご留意下さい。

図－8 下請代金決定方法



(4) 見積内容について①

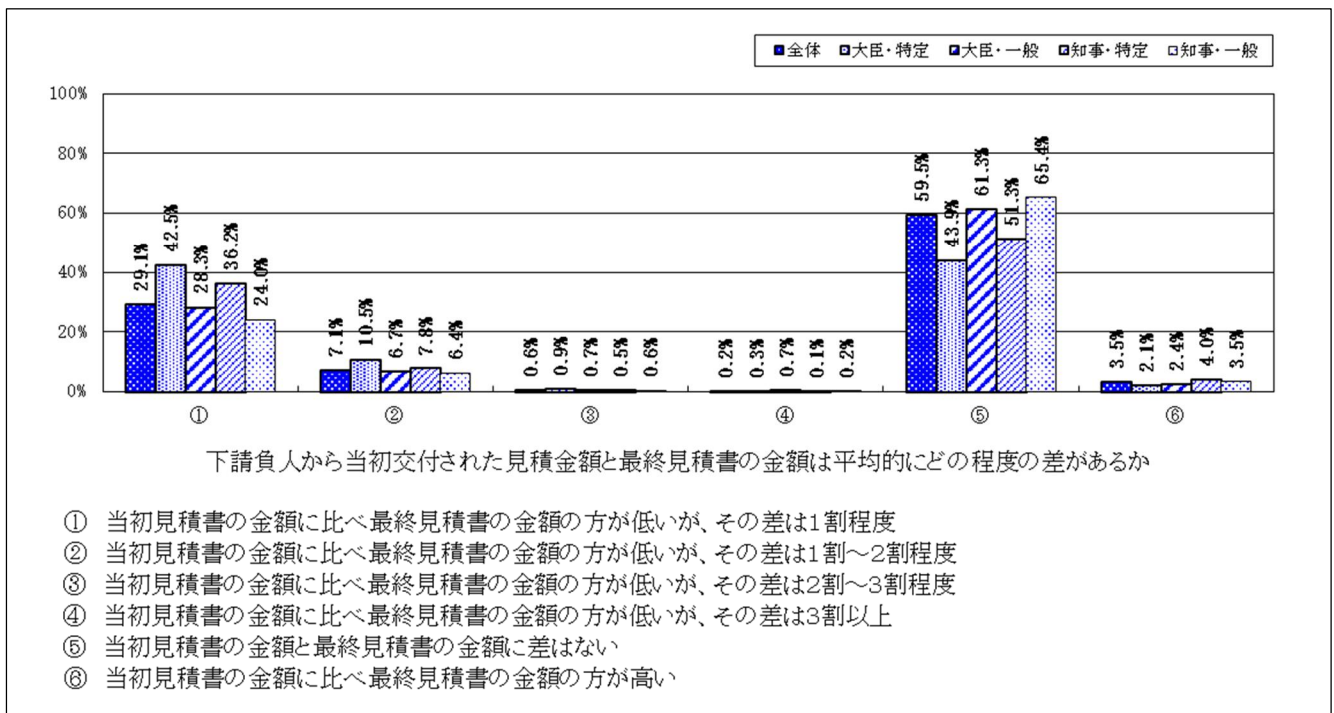
(4)－1 当初見積書の請負代金と最終見積書の請負代金の状況(Q2－3)

令和6年度の建設業法改正により、同法の施行後は、下請負人が「労務費の基準」を著しく下回る見積りを行うことや、元請負人が下請負人の提示した見積額に対して「労務費の基準」を著しく下回ることとなる額への変更依頼・契約締結等が禁止されることになります。これを踏まえ、

- (イ) 価格交渉の際に、下請負人が最初に元請負人に提出した見積書(以下「当初見積書」という。)の請負代金(その内訳である労務費・材料費を含む)
- (ロ) 価格交渉の結果、請負契約に反映することとなった見積書(以下「最終見積書」という。)の請負代金(その内訳である労務費・材料費を含む)

の状況について回答を求めたところ、当初見積書の請負代金と最終見積書の請負代金で、⑤「金額に差がない」と回答した建設業者が **59.5%**、当初見積書よりも最終見積書の請負代金の方が1割程度又は1割～2割程度低いと回答した建設業者が合わせて **36.2%**という結果でした。(図－9)

図－9 当初見積書の請負代金の額と最終見積書の請負代金の額の状況

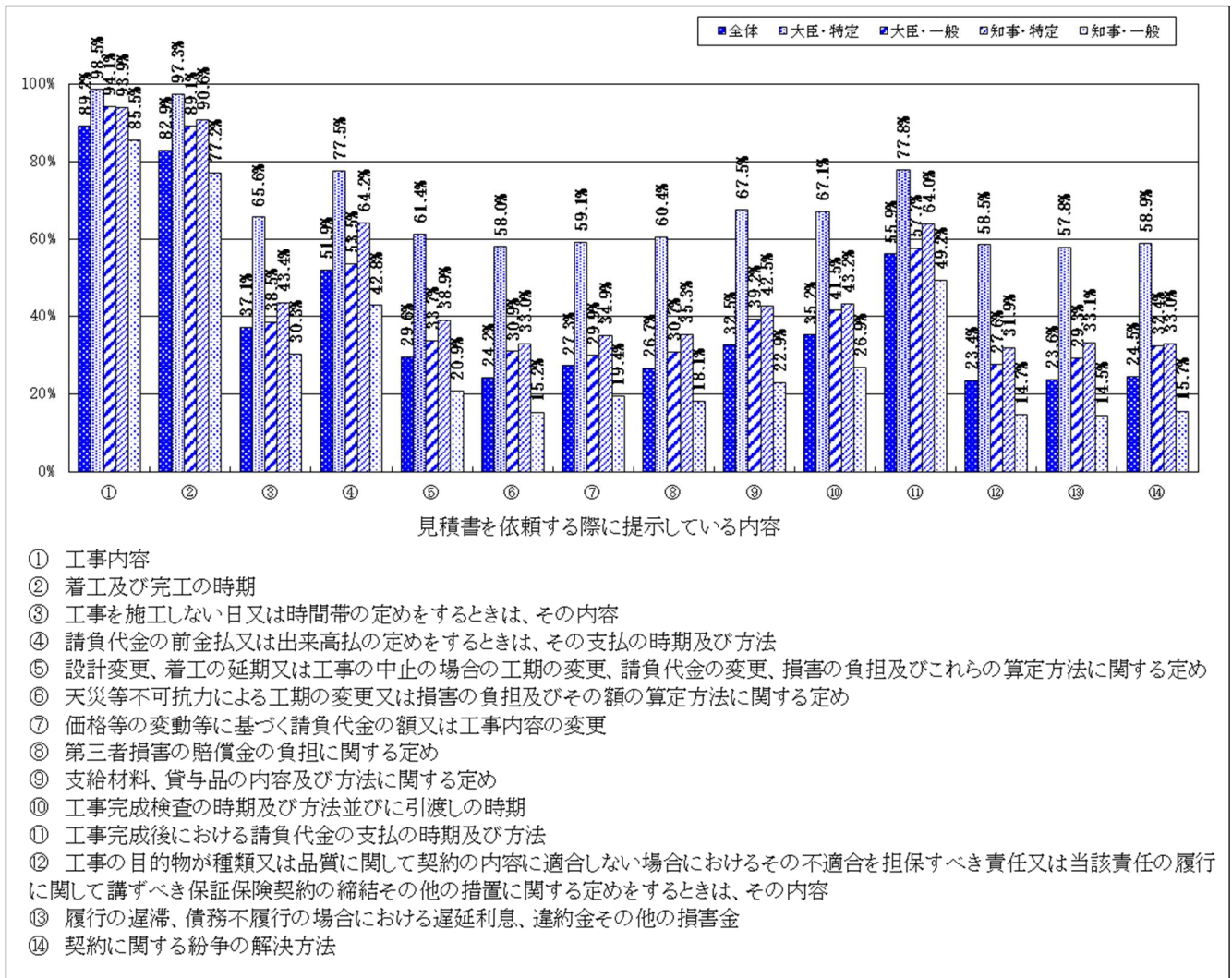


(4)－2 見積りを依頼する際に提示している内容(Q2－5)

元請負人は、下請負人に見積りを依頼する際には、契約書に記載すべき15項目のうち請負代金の額を除いた14項目について、できる限り具体的に内容を提示しなければなりません。

必要な項目を全て提示している建設業者は **13.1%**(昨年度 **20.6%**)であり、**約8割**が必要な項目の一部を提示していませんでした。項目別にみると「工事内容」、「工期」については概ね提示されている状況ですが、それ以外の項目については、提示されている割合が低い状況でした。(図－10)

図－10 見積りを依頼する際に提示している内容

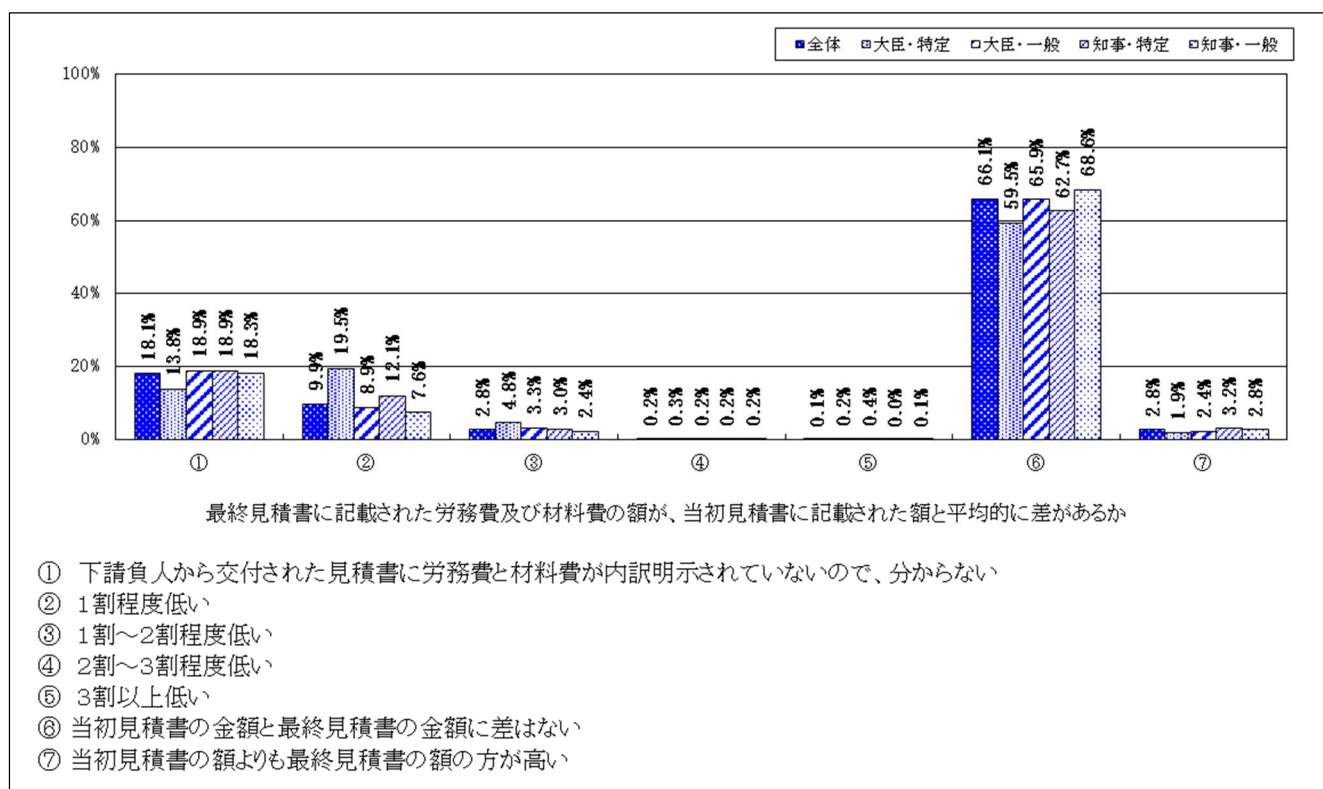


(4)－3 当初見積書の労務費の額と最終見積書の労務費の額の状況(Q2－7)

【労務費】

当初見積書と最終見積書の請負代金の内訳として、当初見積書の労務費の額と最終見積書の労務費の額の状況について回答を求めたところ、⑥「当初見積書の金額と最終見積書の金額に差はない」と回答した建設業者が最も多く、全体平均で**66.1%**でした。また、当初見積書の労務費の額と最終見積書の労務費の額の間で1割以上の差があったと回答した建設業者は**13.0%**(選択肢②～⑤の合計)(②**9.9%**、③**2.8%**、④**0.2%**、⑤**0.1%**)でした。なお、下請負人が交付した見積書に労務費や材料費が内訳明示されていないと回答した割合は**18.1%**でした。(図－11)

図－11 当初見積書の労務費の額と最終見積書の労務費の額の状況

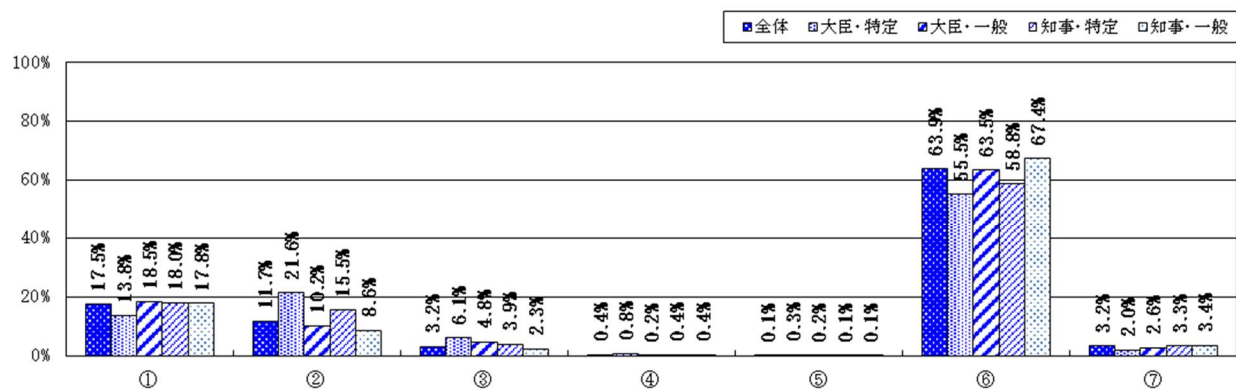


(4)－4 当初見積書の材料費の額と最終見積書の材料費の額の状況(Q2－7)

【材料費】

当初見積書と最終見積書の請負代金の内訳として、当初見積書の材料費の額と最終見積書の材料費の額の状況について回答を求めたところ、⑥「当初見積書の金額と最終見積書の金額に差はない」と回答した建設業者が最も多く、全体平均で **63.9%** でした。また、当初見積書の材料費の額と最終見積書の材料費の額で 1 割以上の差があったと回答した建設業者は **15.4%** (選択肢②～⑤の合計) (② **11.7%**、③ **3.2%**、④ **0.4%**、⑤ **0.1%**) でした。なお、下請負人が提示した見積書に労務費や材料費が内訳明示されていないと回答した割合は **17.5%** でした。(図－12)

図－12 当初見積書の材料費の額と最終見積書の材料費の額の状況



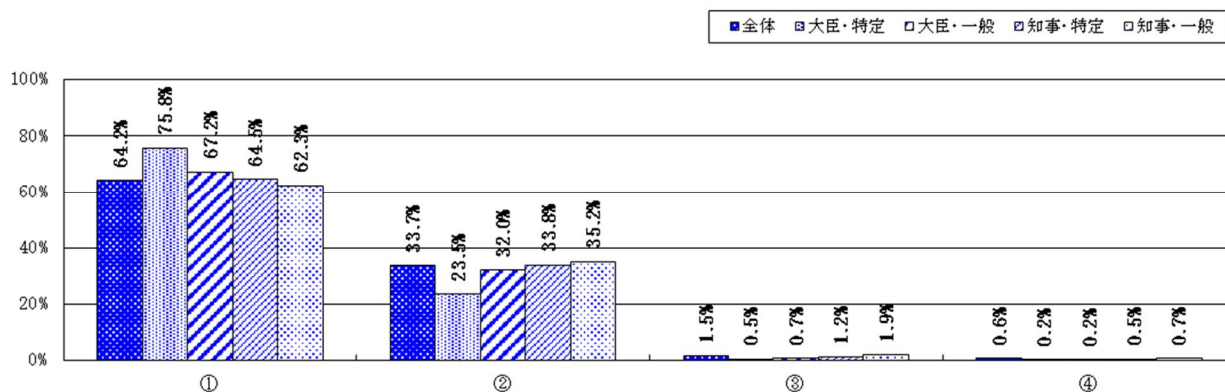
最終見積書での労務費及び材料費の額が、当初見積書の額と平均的に差があるか

- ① 下請負人から交付された見積書に労務費と材料費が内訳明示されていないので、分からない
- ② 1割程度低い
- ③ 1割～2割程度低い
- ④ 2割～3割程度低い
- ⑤ 3割以上低い
- ⑥ 当初見積書の金額と最終見積書の金額に差はない
- ⑦ 当初見積書の額よりも最終見積書の額の方が高い

(4)－5 最終見積書の価格を設定する際の「通常必要と認められる」額の考慮状況(Q2－8)

下請負人との価格交渉の結果、請負契約に反映することとなった最終見積書の労務費及び材料費の価格の設定にあたり、当該工事の施工に係る通常必要と認められる額についての考慮状況について回答を求めたところ、①「考慮している」又は②「おおむね考慮している」と回答した建設業者はあわせて**97.9%**でした。(図－13)

図－13 最終見積書の価格を設定する際における「通常必要と認められる」額の考慮状況



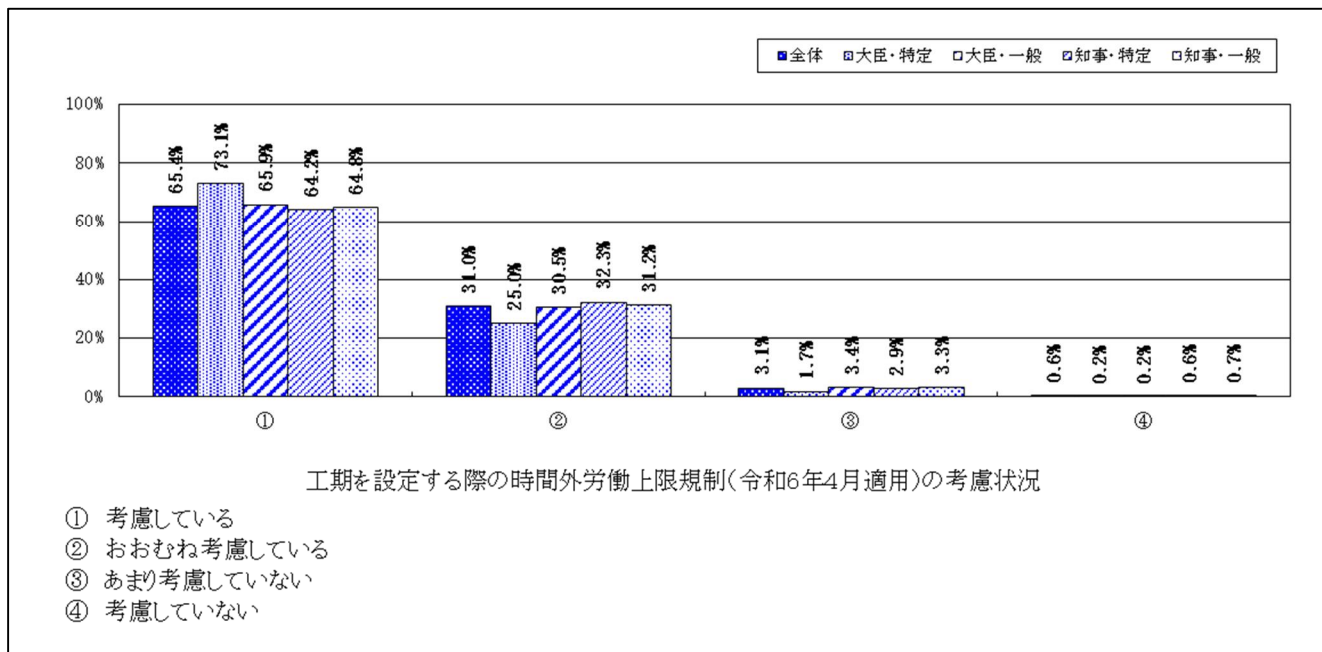
最終見積書の価格を設定する際における「通常必要と認められる」額の考慮状況

- ① 考慮している
- ② おおむね考慮している
- ③ あまり考慮していない
- ④ 考慮していない

(4)－6 工期を設定する際の時間外労働上限規制(令和6年4月適用)の考慮状況(Q2－9)

令和6年4月1日から建設業に時間外労働上限規制が適用されていますが、元請負人として、工期を設定する際に、時間外労働の上限規制を考慮しているかについて回答を求めたところ、①「考慮している」又は②「おおむね考慮している」と回答した建設業者はあわせて96.4%でした。(図－14)

図－14 工期を設定する際の時間外労働上限規制(令和6年4月適用)の考慮状況

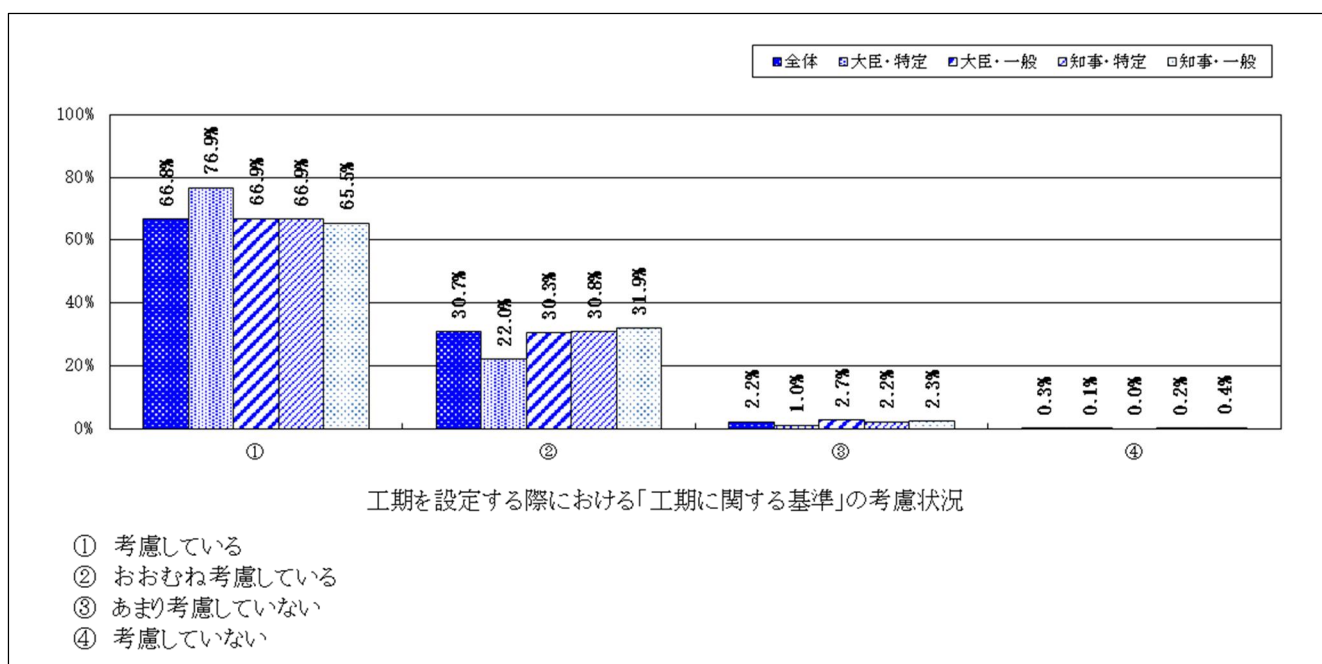


(5) 工期について

(5)－1 工期を設定する際の「工期に関する基準」の考慮状況(Q2－10)

工期を設定する際に、元請負人として、「工期に関する基準」を考慮しているかについて回答を求めたところ、①「考慮している」又は②「おおむね考慮している」と回答した建設業者はあわせて97.5%でした。(図－15)

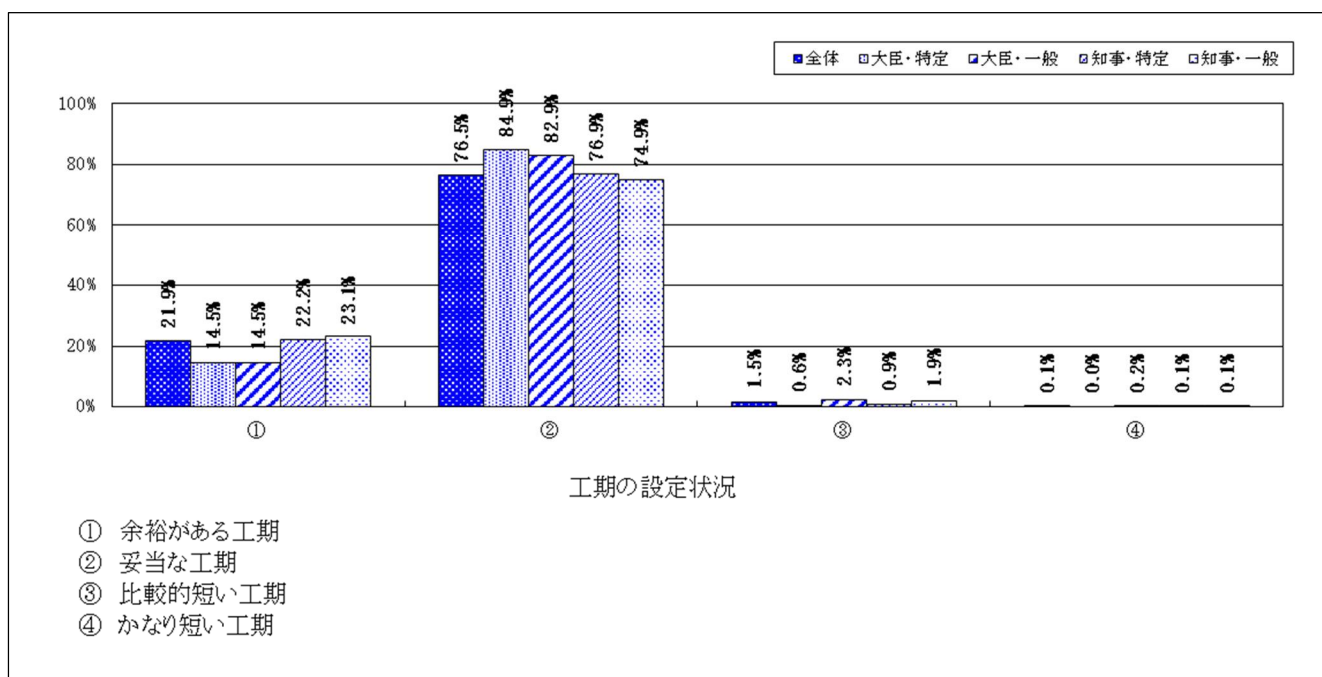
図－15 工期を設定する際における「工期に関する基準」の考慮状況



(5)－2 工期の設定状況(Q2－11)

工期を設定する際に、元請負人として、同種の他の工事と比較してどの程度の工期を設定することが多いかについて回答を求めたところ、①「余裕のある工期」又は②「妥当な工期」と回答した建設業者はあわせて98.4%でした。(図－16)

図－16 工期の設定状況



(6) 見積内容について②(見積作成期間等)

(6)－1 見積作成期間(Q2－12)

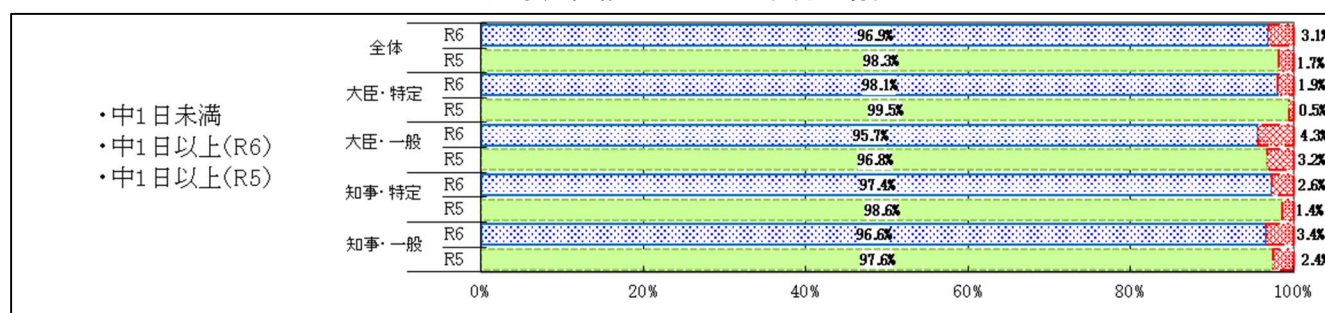
建設工事の見積依頼をする際には、予定価格に応じた適正な見積期間を設けなければなりません。

予定価格が 500 万円未満の場合には、**96.9%**(昨年度 **98.3%**)と、概ね適正な見積期間が設けられていましたが(図－17(a))、予定価格が 500 万円以上 5,000 万円未満の場合には **76.2%**(昨年度 **77.8%**)、5,000 万円以上の場合には **75.9%**(昨年度 **78.9%**)と、**約 2 割**が適正な見積期間を設けていませんでした。(図－17(b)、(c))

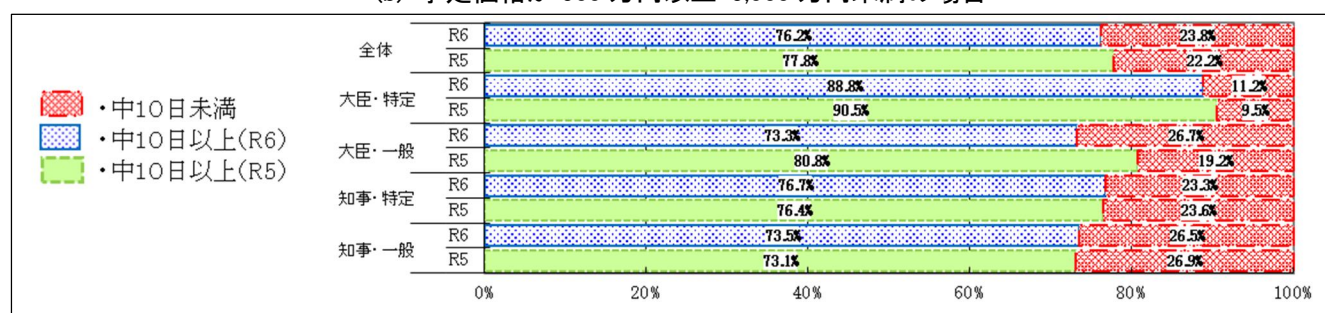
※本年度は、昨年度に比べ、調査業者数及び許可区分(大臣特定・大臣一般・知事特定・知事一般の別)の割合に大きな変動があるため、単純な過年度比較は行えないことにご留意下さい。

図－17 見積期間

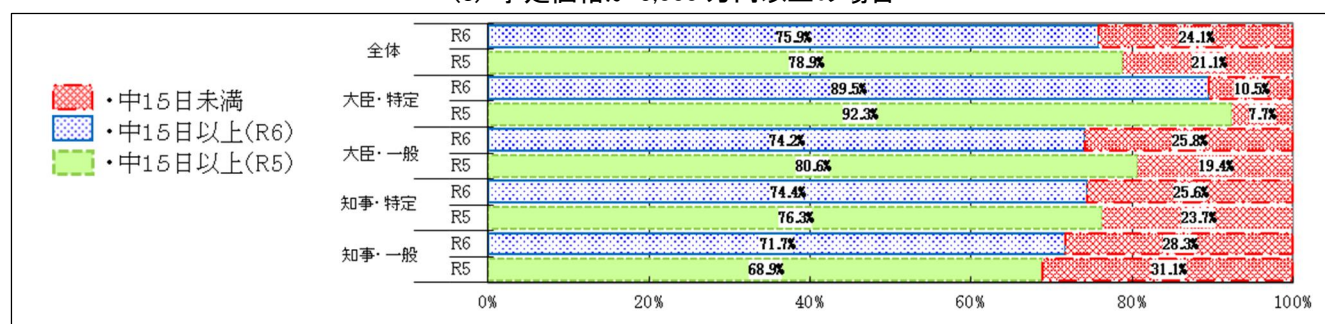
(a) 予定価格が 500 万円未満の場合



(b) 予定価格が 500 万円以上 5,000 万円未満の場合



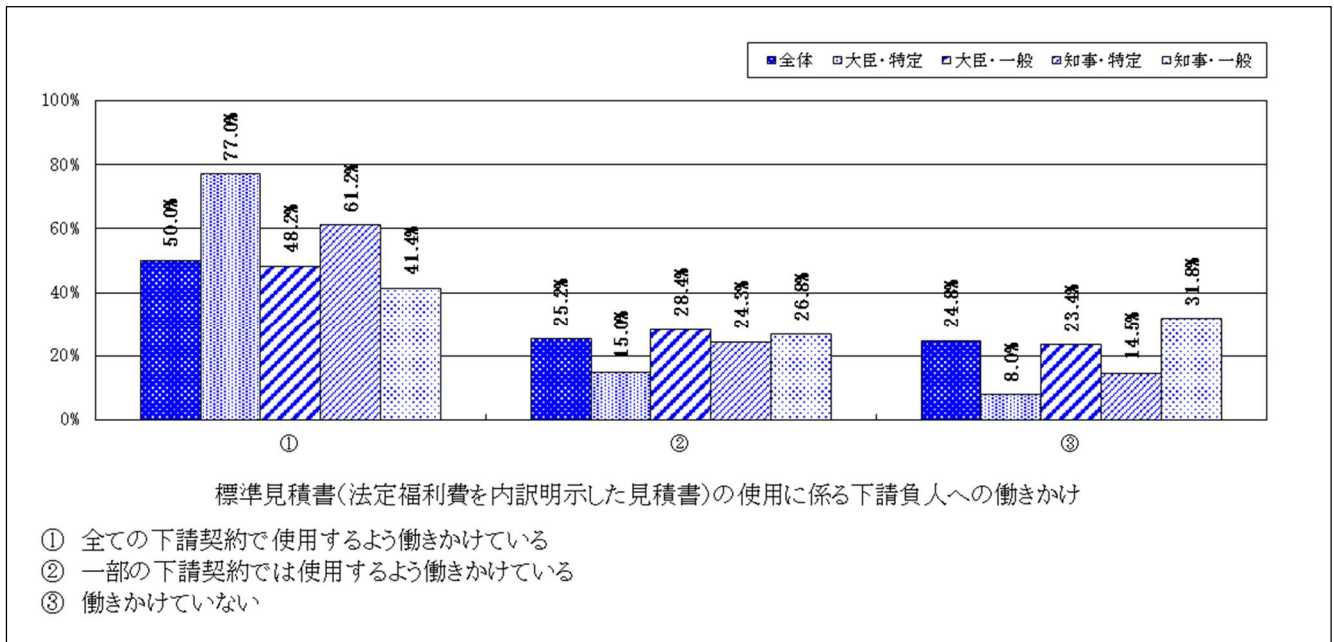
(c) 予定価格が 5,000 万円以上の場合



(6)－2 標準見積書(法定福利費を内訳明示した見積書)の使用に係る下請負人への働きかけ(Q2－13)

標準見積書(法定福利費を内訳明示した見積書をいう。以下同じ。)の交付について、元請負人が下請負人に対して、①「全ての下請契約で使用するよう働きかけている」又は②「一部の下請負契約で働きかけている」との回答はあわせて **75.2%**でした。なお、③「働きかけていない」と回答した業者は、一般許可業者に多い状況でした(大臣一般 **23.4%**、知事一般 **31.8%**)。(図－18)

図－18 標準見積書(法定福利費を明示)の使用に係る下請負人への働きかけについて

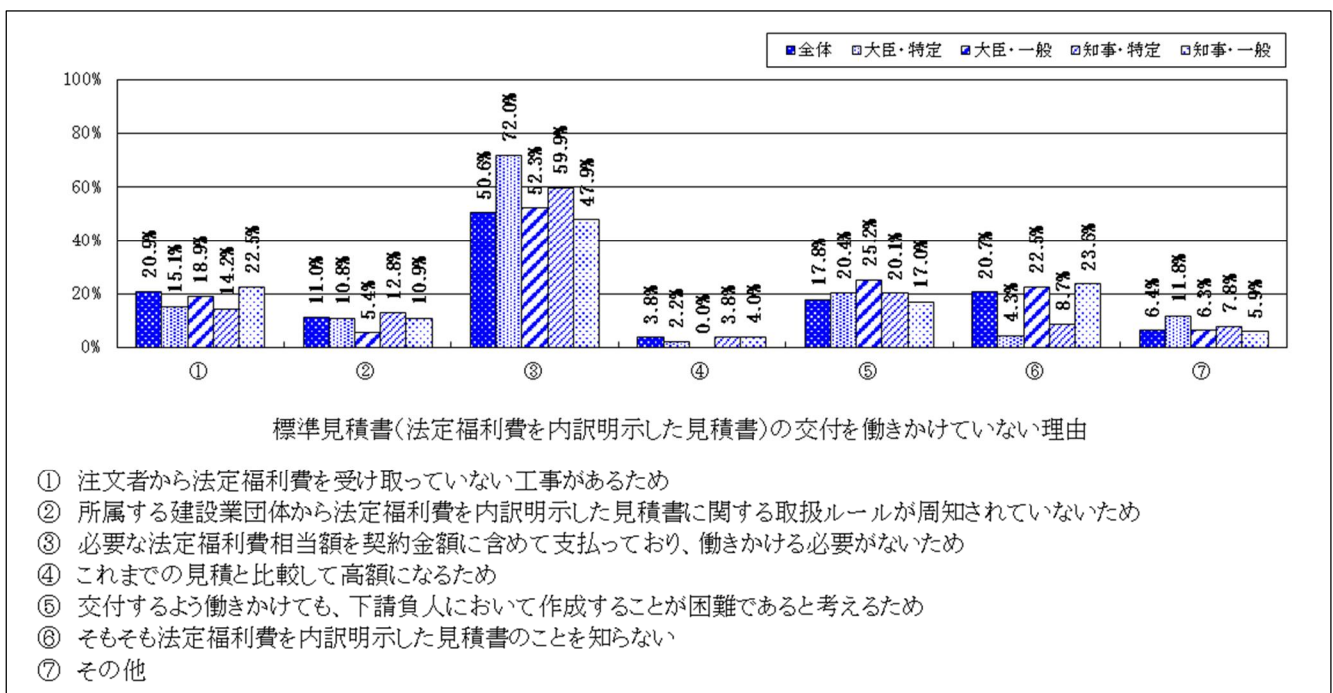


(6)－3 標準見積書の交付を働きかけていない理由(Q2－14)

前問で標準見積書の交付を下請負人に「働きかけていない」と回答した建設業者(全体で 24.8%)に対し、その理由について回答を求めたところ、③「必要な法定福利費相当額を契約金額に含めて支払っており、働きかける必要がないため」が 50.6%と最も多く、次いで⑥「そもそも法定福利費を内訳明示した見積書のことを知らない」20.7%、⑤「交付するよう働きかけても、下請負人において作成することが困難である」と考えるため」17.8%という結果でした。

なお、⑥「そもそも法定福利費を内訳明示した見積書のことを知らない」と回答した特定建設業者は 13.0%であったのに対し、一般建設業者では 46.1%が標準見積書を知らないと回答しており、認知度に差があるという結果となりました。(図－19)

図－19 標準見積書の交付を働きかけていない理由について

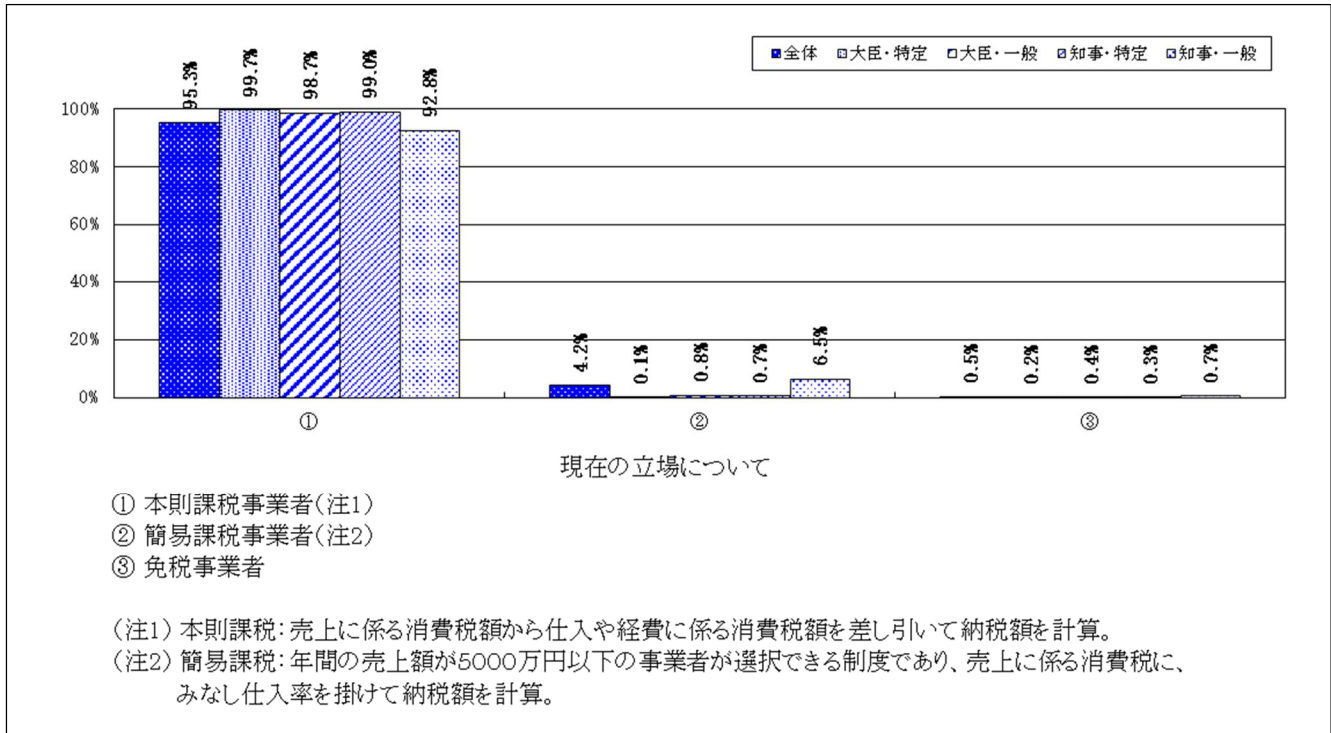


(7)インボイス制度の対応状況について

(7)ー1 現在の立場(本則課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の別)について(Q3ー1)

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されていることを踏まえ、本則課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の別について回答を求めたところ、**95.3%**の建設業者が「本則課税事業者」でした。(図ー20)

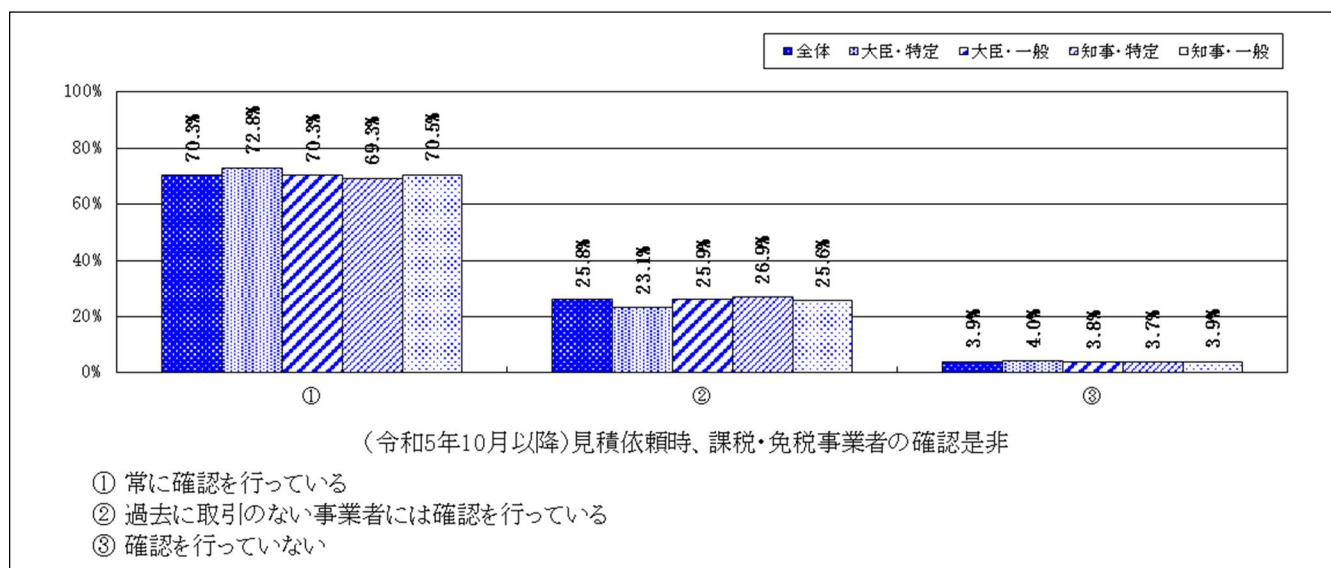
図ー20 現在の立場(本則課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の別)



(7)ー2 見積依頼時における下請負人の立場(課税事業者・免税事業者の別)の確認状況(Q3ー2)

インボイス制度開始(令和5年10月1日)以降、元請負人として、見積依頼をする際に、下請負人の課税事業者又は免税事業者の別に係る確認状況について回答を求めたところ、①「常に確認を行っている」又は②「過去に取引のない事業者には確認を行っている」と回答した建設業者はあわせて**96.1%**でした。(図ー21)

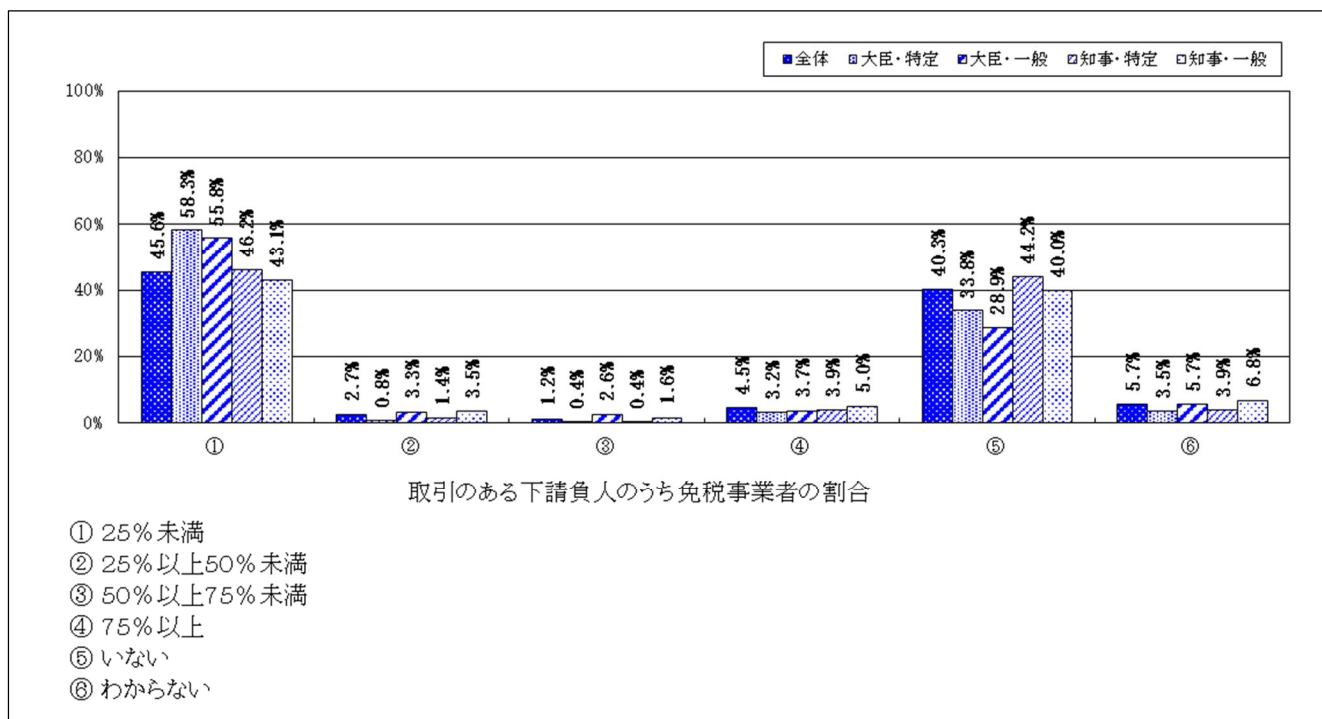
図ー21 インボイス制度開始以降の見積依頼時における下請負人の立場の確認状況



(7)－3 取引のある下請負人のうち、免税事業者の割合(Q3－3)

元請負人として取引のある下請負人のうち、免税事業者の割合について回答を求めたところ、①「25%未満」又は⑤「いない」と回答した建設業者はあわせて**85.9%**でした。(図－22)

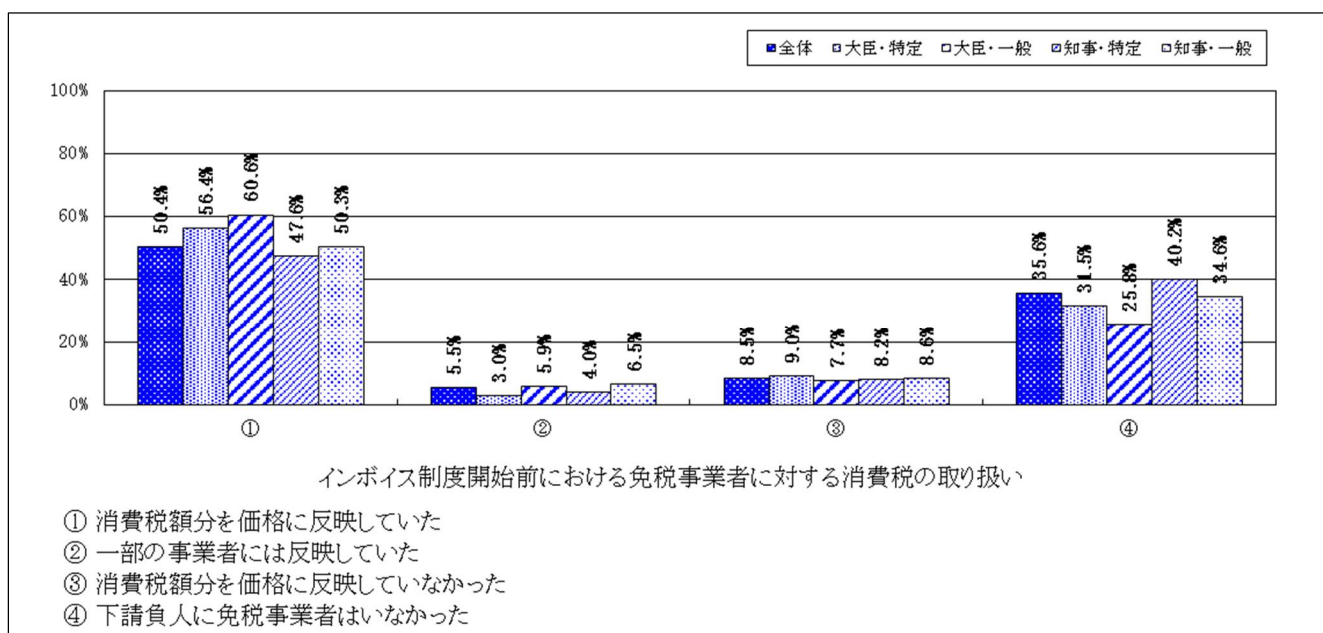
図－22 取引のある下請負人のうち免税事業者の割合



(7)－4 インボイス開始前における免税事業者との取引における消費税の取り扱い(Q3－4)

インボイス制度開始前(令和5年9月30日まで)における免税事業者との取引について、消費税額分の取扱いについて回答を求めたところ、①「消費税額分を価格に反映していた」が**50.4%**、②「一部の事業者には反映していた」が**5.5%**、③「消費税額分を価格に反映していなかった」が**8.5%**、④「下請負人に免税事業者はいなかった」が**35.6%**でした。(図－23)

図－23 インボイス制度開始前における免税事業者との取引における消費税の取り扱い

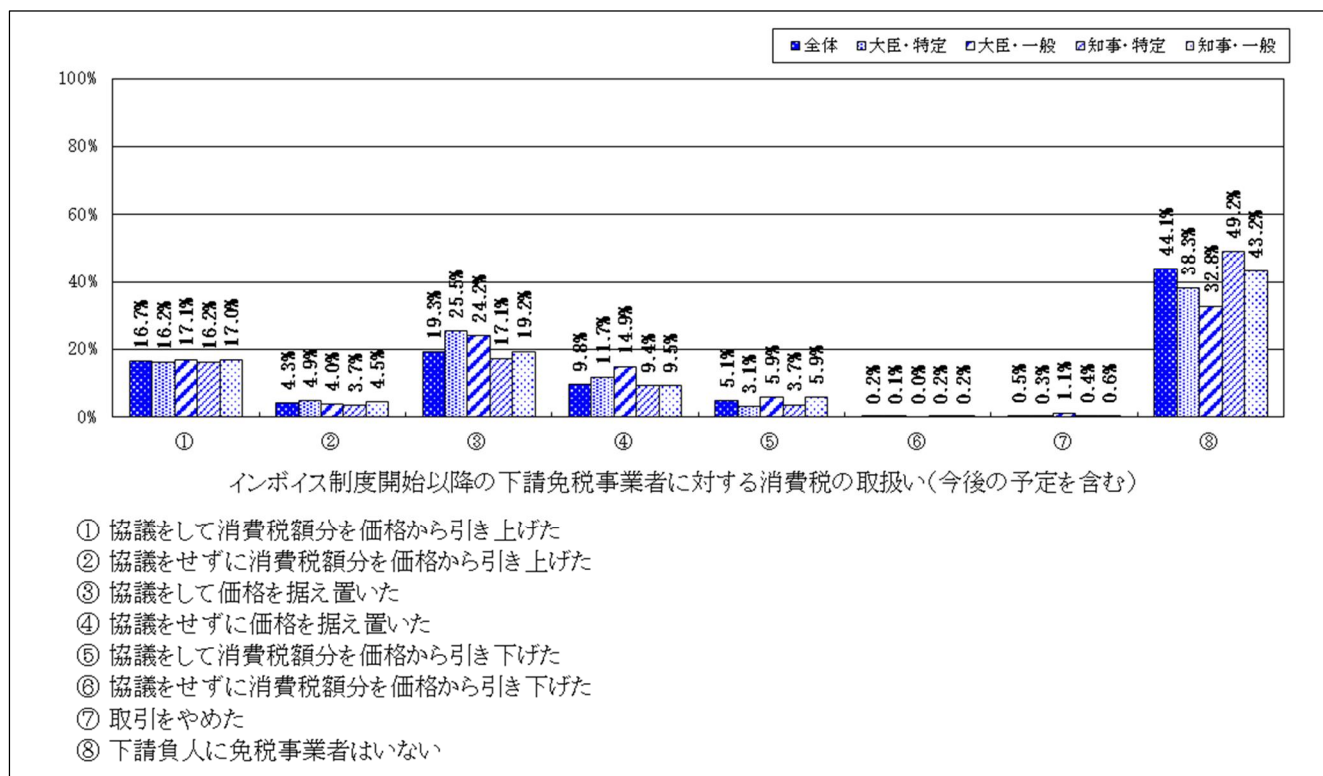


(7)ー5 インボイス制度開始以降における免税事業者との取引における消費税の取扱い(Q3ー5)

インボイス制度開始(令和5年10月1日)以降の免税事業者との取引における消費税の取扱い(今後の予定を含む)について回答を求めたところ、⑧「下請負人に免税事業者はいない」以外の回答をした建設業者のうち、価格の引き上げ又は据え置きを行った①～④の回答をした建設業は**89.6%**という結果でした。

また、Q3ー4において③「インボイス制度開始前における免税事業者との取引において消費税額分を価格に反映していない」と回答した建設業者のうち、⑥「協議をせずに消費税額分を価格から引き下げた」と回答したのが**0.1%以下**(0.049%)という結果でした。(図ー24)

図ー24 インボイス制度開始以降における免税事業者との取引における消費税の取扱い



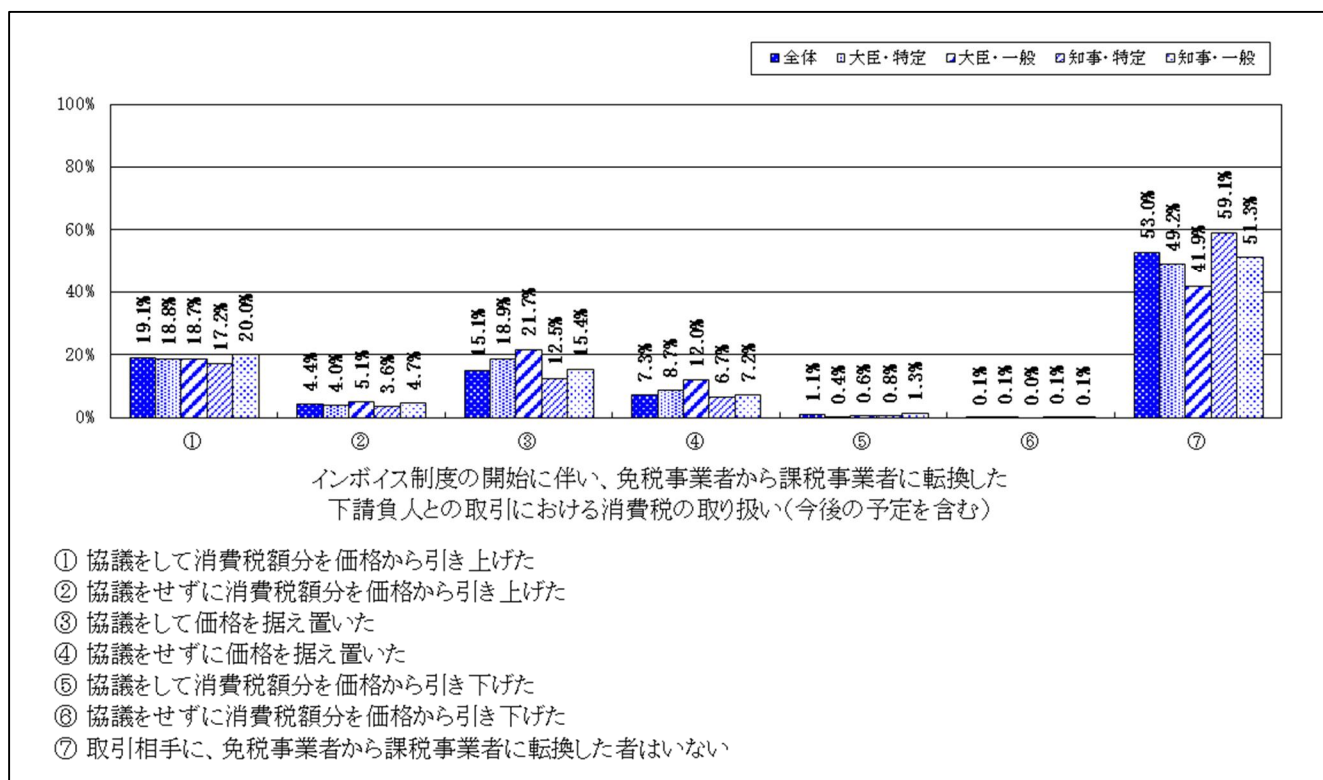
(7)－6 インボイス制度の開始に伴い、免税事業者から課税事業者に転換した下請負人との取引における消費税の取り扱い(Q3－6)

インボイス制度の開始に伴い、免税事業者から課税事業者に転換した下請負人との取引における消費税の取扱い(今後の予定を含む)について、①「協議をして消費税分を価格から引き上げた」が19.1%、②「協議をせずに消費税額分を価格から引き上げた」が4.4%でした。

また、Q3－4において既に①「消費税額分を価格に反映していた」と回答した建設業者のうち、③「協議をして価格を据え置いた」が20.2%、④「協議をせずに価格を据え置いた」が8.3%という結果でした。

なお、⑥「協議をせずに消費税額分を価格から引き下げた」が0.1%という結果となりました。(図－25)

図－25 インボイス制度の開始に伴い、免税事業者から課税事業者に転換した下請負人との取引における消費税の取り扱い



(8) 下請契約の締結方法(Q4-1)

(8)-1 契約方法

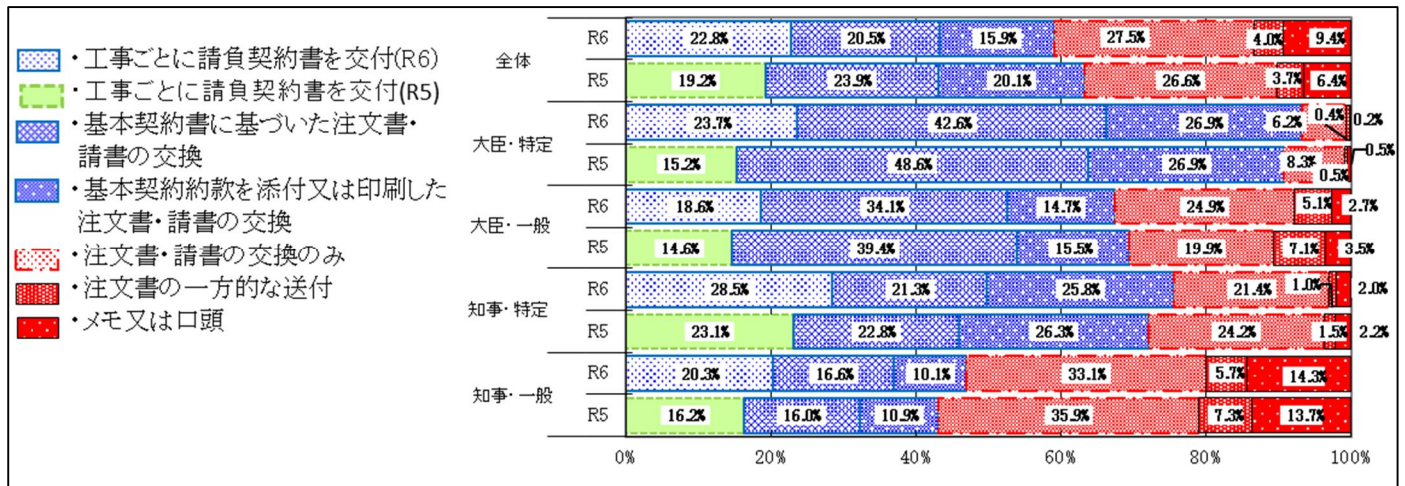
建設工事の請負契約を締結する際には、工事ごとに請負契約書を相互に交付しなければなりません。また、注文書・請書による場合には基本契約約款を添付する等の一定の要件を満たすことが必要です。

全体の適正回答率は **59.2%**(昨年度 **63.2%**)となっており、大臣特定建設業者においては、**約 9 割**が適正に契約締結をしています。が、知事一般建設業者は**約 5 割**という状況でした。(図-26(a))

※本年度は、昨年度に比べ、調査業者数及び許可区分(大臣特定・大臣一般・知事特定・知事一般の別)の割合に大きな変動があるため、単純な過年度比較は行えないことにご留意下さい。

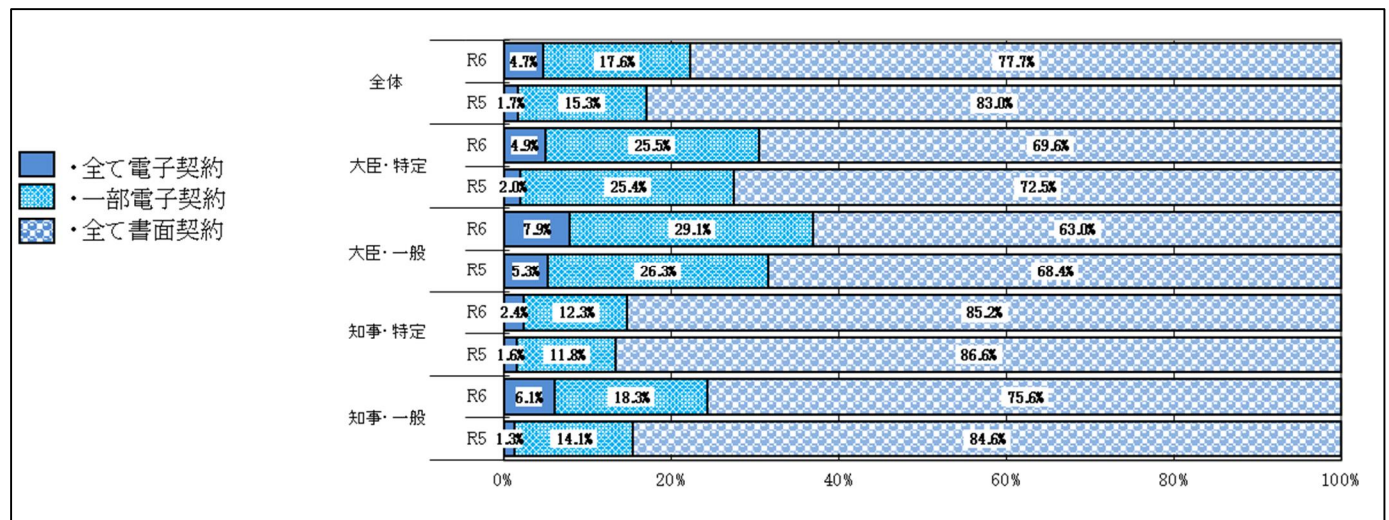
図-26 契約方法

(a) 契約の締結方法



請負契約を締結する際に、全て及び一部でも電子で契約を行っている建設業者は **22.3%**(昨年度 **17.0%**)となっており、電子契約を行っている建設業者の増加傾向が見られました。(図-26(b))

(b) 電子契約の状況

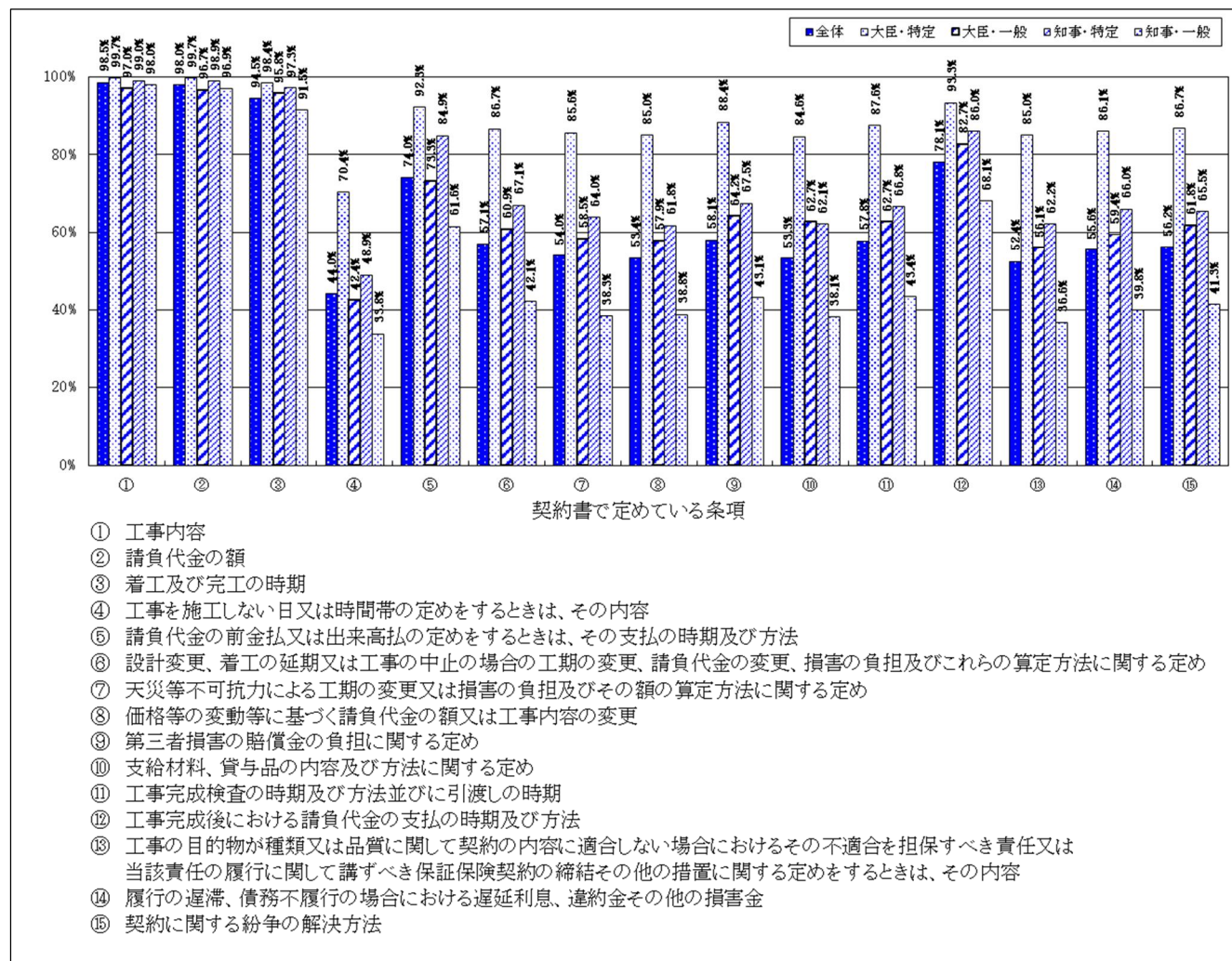


(8)－2 契約書で定めている条項すべて(Q4－2)

契約書には、建設業法第19条第1項で定められている15項目の条項を明示しなければなりません。

書面による適正な方法で契約締結をしている建設業者のうち、建設業法上定めるべき条項を全て定めているのは、**30.2%**(昨年度**46.5%**)という状況であり、最も多い大臣特定許可業者においても**63.2%**、知事一般許可業者は**17.8%**となり、約7割が必要条項の一部を定めていない状況でした。(図－27)

図－27 条項別の割合



(8)－3 労働災害防止対策に要する経費を含めない契約の有無(Q4－3)

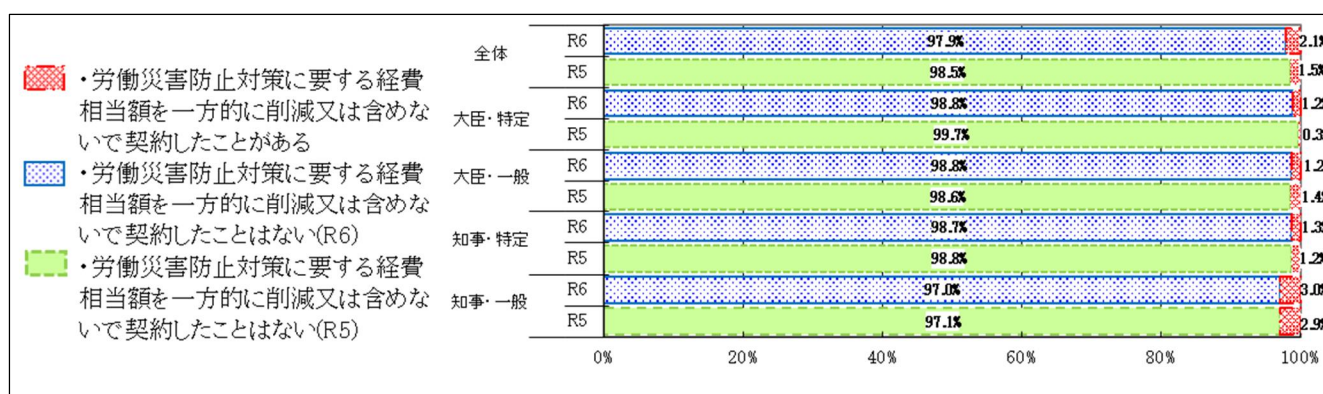
労働災害防止対策を講ずることは労働安全衛生法で定められており、当該対策に要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用です。下請負人の見積書に適正な労働災害防止対策に要する経費が明示されているにもかかわらず、元請負人が当該経費相当額を一方的に削減し、又は当該経費相当額を含めない金額で請負契約を締結した場合、建設業法に違反するおそれがあります。

書面による適正な方法で契約締結をしている建設業者のうち、本問において、労働災害防止対策に関する経費相当額を含めた金額で契約締結をしているのは **97.9%**(昨年度 **98.5%**)の結果となりました。

(図－28)

※本年度は、昨年度に比べ、調査業者数及び許可区分(大臣特定・大臣一般・知事特定・知事一般の別)の割合に大きな変動があるため、単純な過年度比較は行えないことにご留意下さい。

図－28 労働災害防止対策に要する経費を含めない契約の有無

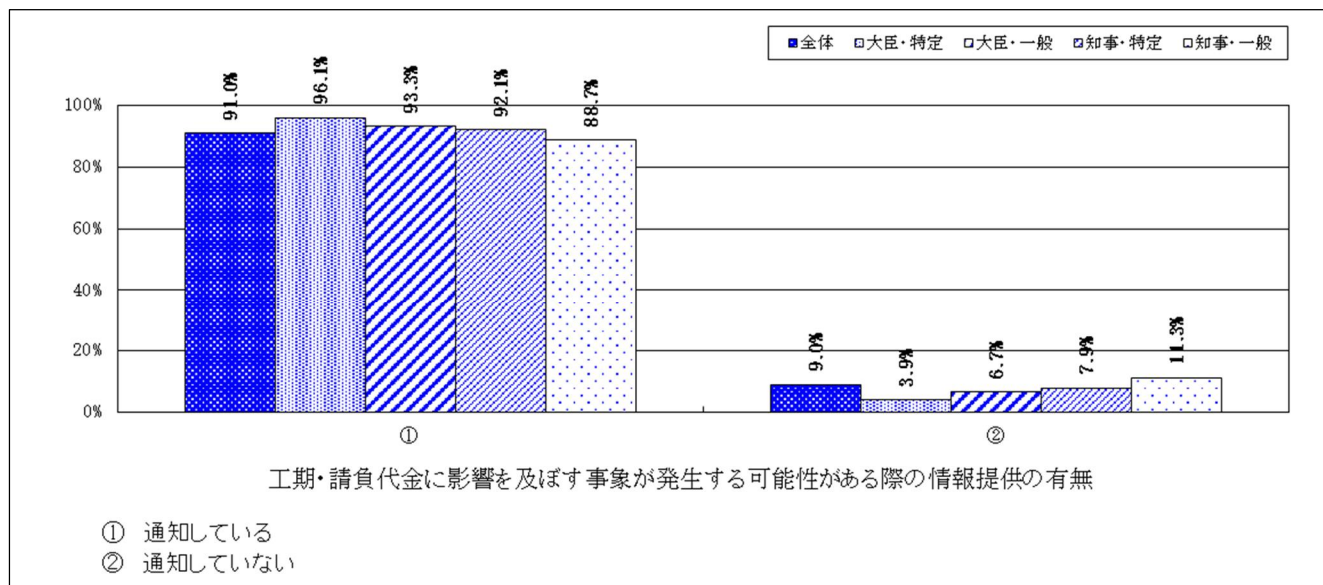


(8)－4 工期又は請負代金に影響を及ぼす事象の下請負人への情報提供(Q4－4)

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがある場合は、元請負人は、請負契約を締結するまでに、下請負人に対して、必要な情報を提供しなければなりません。

この工期又は請負代金に影響を及ぼす事象の下請負人への情報提供の状況について回答を求めたところ、「通知している」が **91.0%**、「通知していない」が **9.0%**という結果でした。(図－29)

図－29 工期・請負代金に影響を及ぼす事象に関する下請負人への情報提供



(9) 下請契約の追加・変更契約

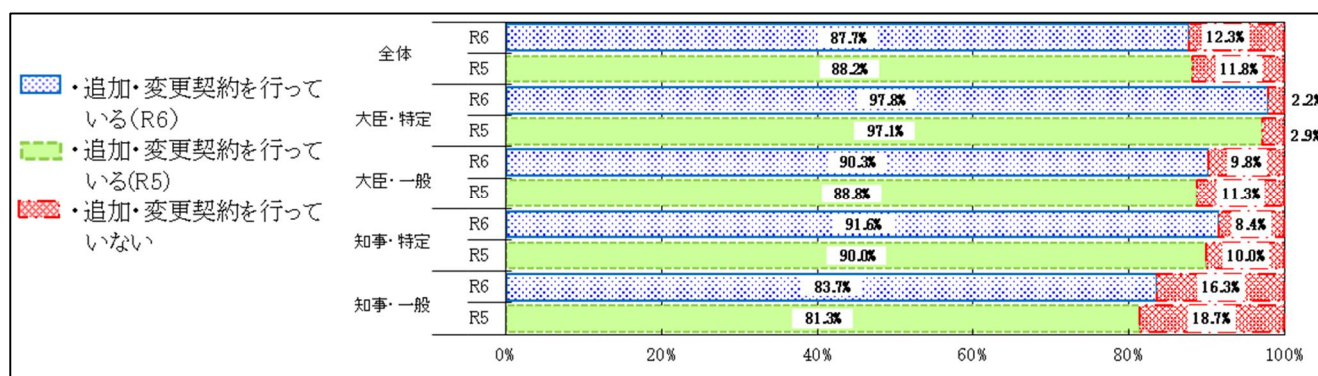
(9)－1 追加・変更契約時の契約締結の有無(Q5－1)

追加工事等の発生により請負契約書の内容を変更するときは、当初契約の際と同様に、追加工事等の着手前に変更内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

下請負人との間に追加工事等が生じた場合に追加・変更契約を行っているのは、**87.7%**(昨年度 **88.2%**)と、概ね適正な結果となりました。(図－30(a))

※本年度は、昨年度に比べ、調査業者数及び許可区分(大臣特定・大臣一般・知事特定・知事一般の別)の割合に大きな変動があるため、単純な過年度比較は行えないことにご留意下さい。

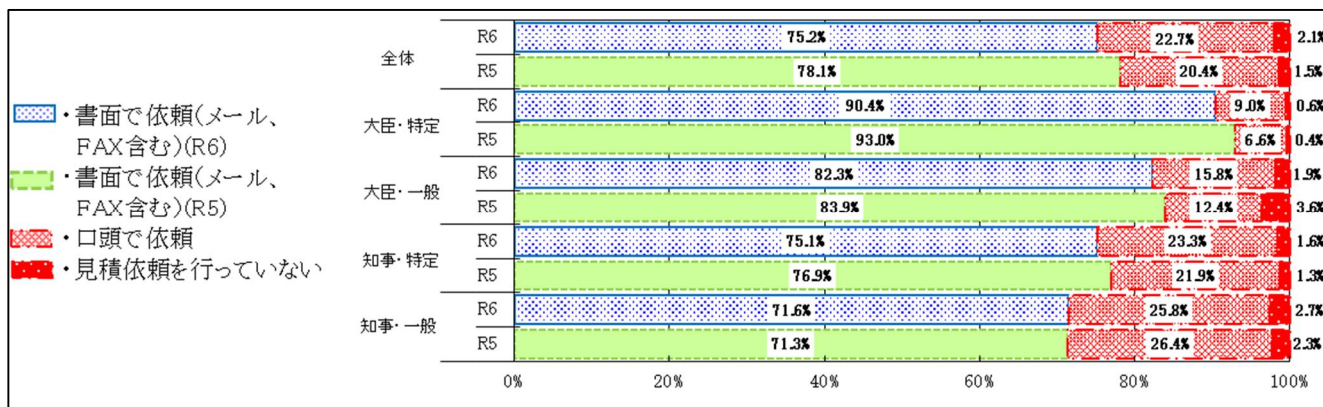
図－30 追加・変更契約
(a) 追加・変更契約時の契約締結の有無



(9)－2 追加・変更契約の見積依頼方法(Q5－2)

追加・変更契約の見積依頼方法については、「書面で依頼している」建設業者は **75.2%**(昨年度 **78.1%**)であり、**約2割**が追加・変更契約に際して書面による見積依頼を行っていない状況でした。(図－30(b))

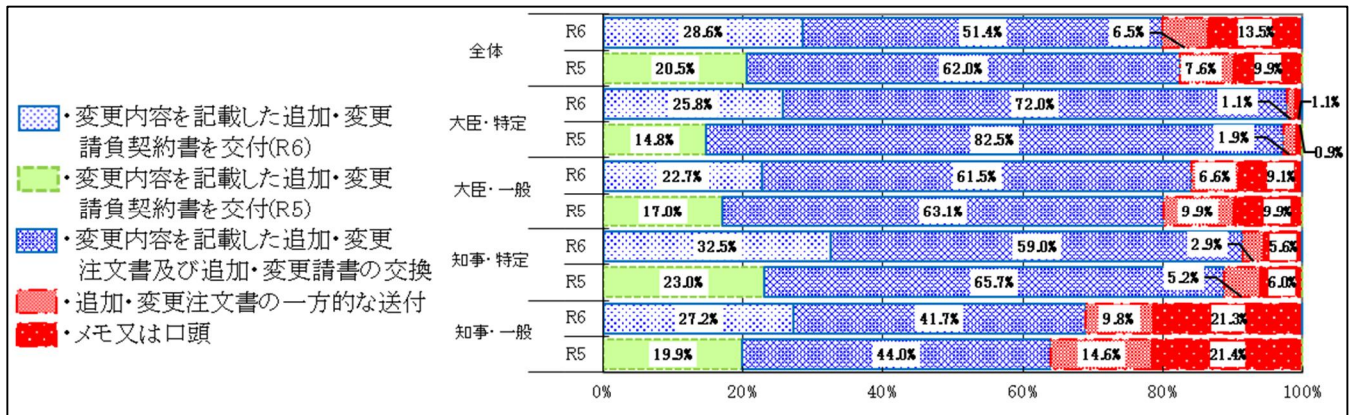
(b) 追加・変更契約の見積依頼方法



(9)－3 追加・変更時の電子契約の状況(Q5－3)

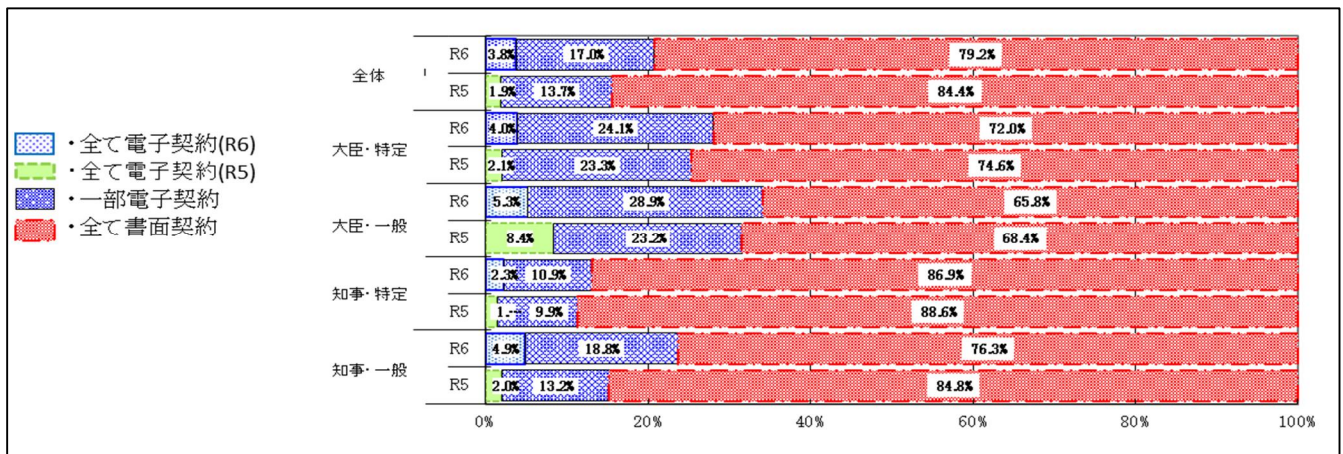
追加・変更契約を締結する際に「適切に契約書類を取り交わしている」建設業者は合計 **80.0%**(昨年度 **82.5%**)という結果となりました。(図－30(c))

(c)追加・変更時の契約締結方法



追加・変更契約を締結する際に、「一部でも電子で契約を行っている」建設業者は **20.8%**(昨年度 **15.6%**)となっており、電子契約を行っている建設業者の増加傾向が見られました。(図－30(d))

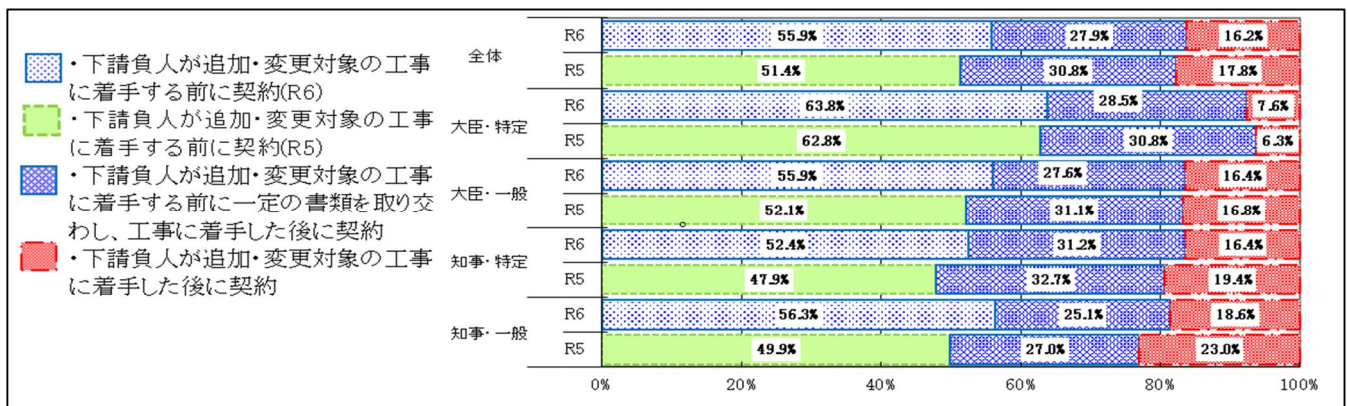
(d) 追加・変更時の電子契約の状況(変更内容を記載した請負契約書を相互に交付)



(9)－4 追加・変更契約の時期(Q5－4)

追加・変更契約の締結時期については、追加・変更対象の工事に着手する前に契約している建設業者は **83.8%**(昨年度 **82.2%**)と、**約2割**が追加・変更対象の工事の着手前に追加・変更契約を行っていない状況でした。(図－30(e))

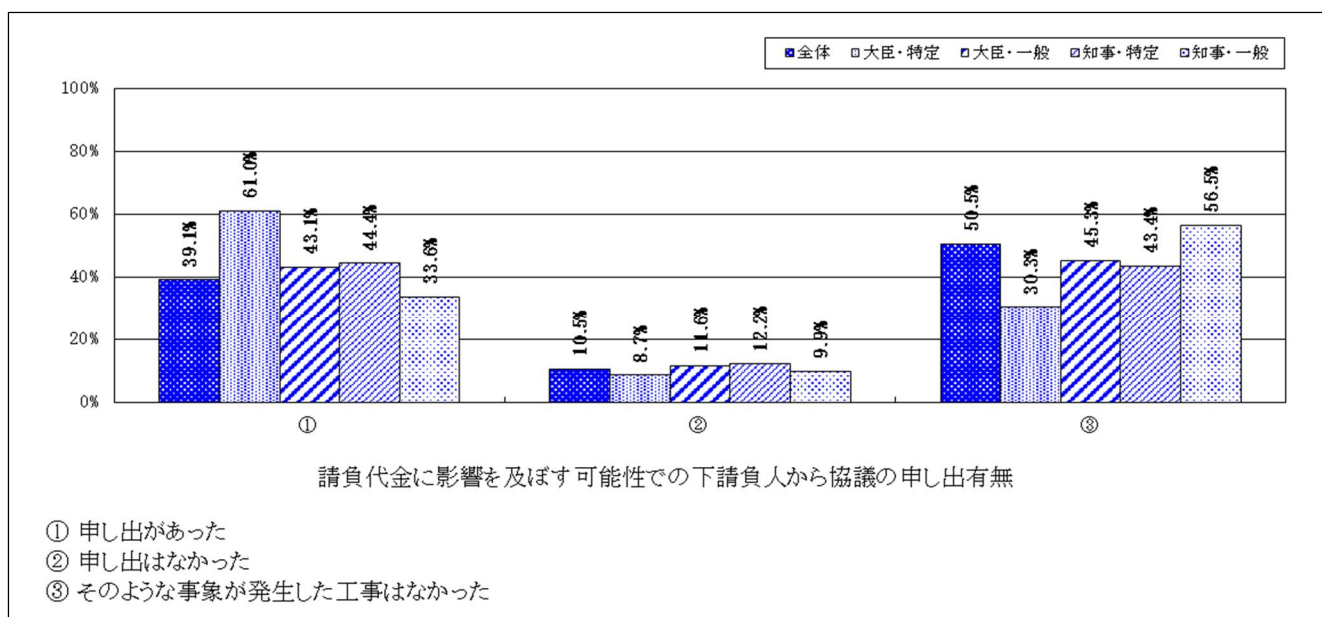
(e) 追加・変更契約の時期



(9)－5 契約締結後に工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生した場合における下請負人からの変更協議の申出の状況(Q5－5)

契約締結後に工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生した場合における、工期の変更、工事の内容又は請負代金の額の変更に係る下請負人からの変更協議の申出の状況について、③「そのような事象が発生した工事はなかった」が **50.5%**、①「申し出があった」が **39.1%**、②「申し出はなかった」が **10.5%** という結果でした。(図－31)

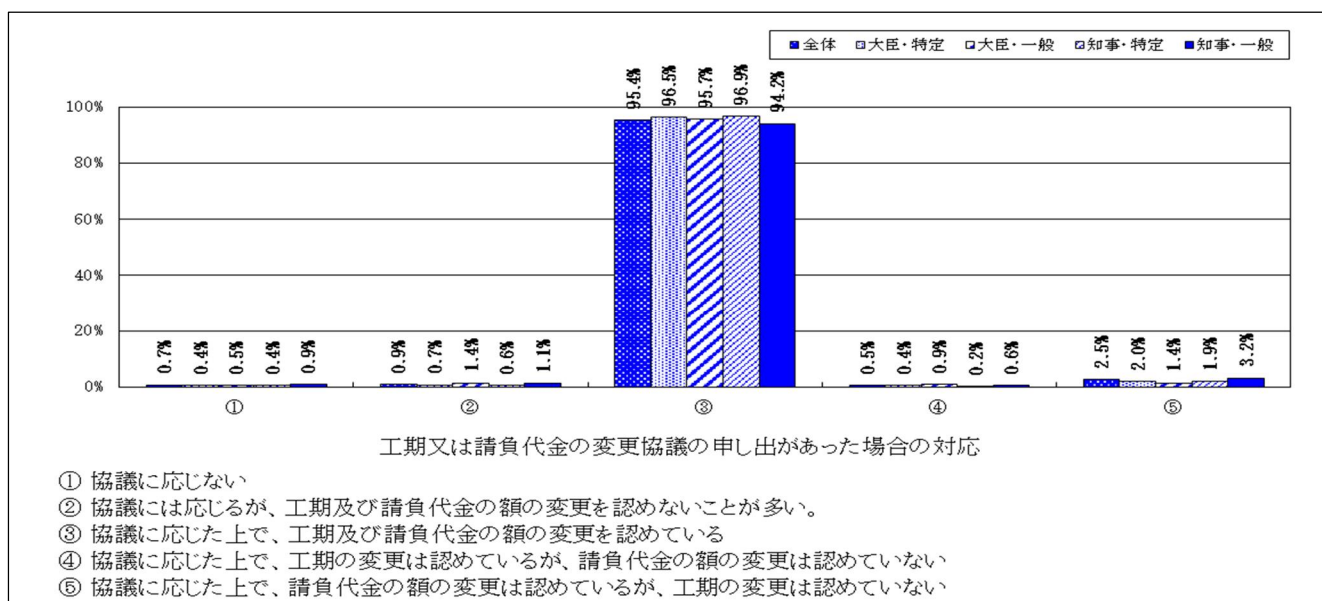
図－31 工期又は請負代金に影響を及ぼす事象が発生した場合における
下請負人からの変更協議の申出の状況



(9)－6 下請負人から工期又は請負代金の変更協議の申出があった場合の対応状況(Q5－6)

下請負人から工期又は請負代金の変更協議の申出があった場合の対応状況について回答を求めたところ、全体の**95.4%**の建設業者が「協議に応じた上で、工期及び請負代金の額の変更を認めている」という結果でした。(図－32)

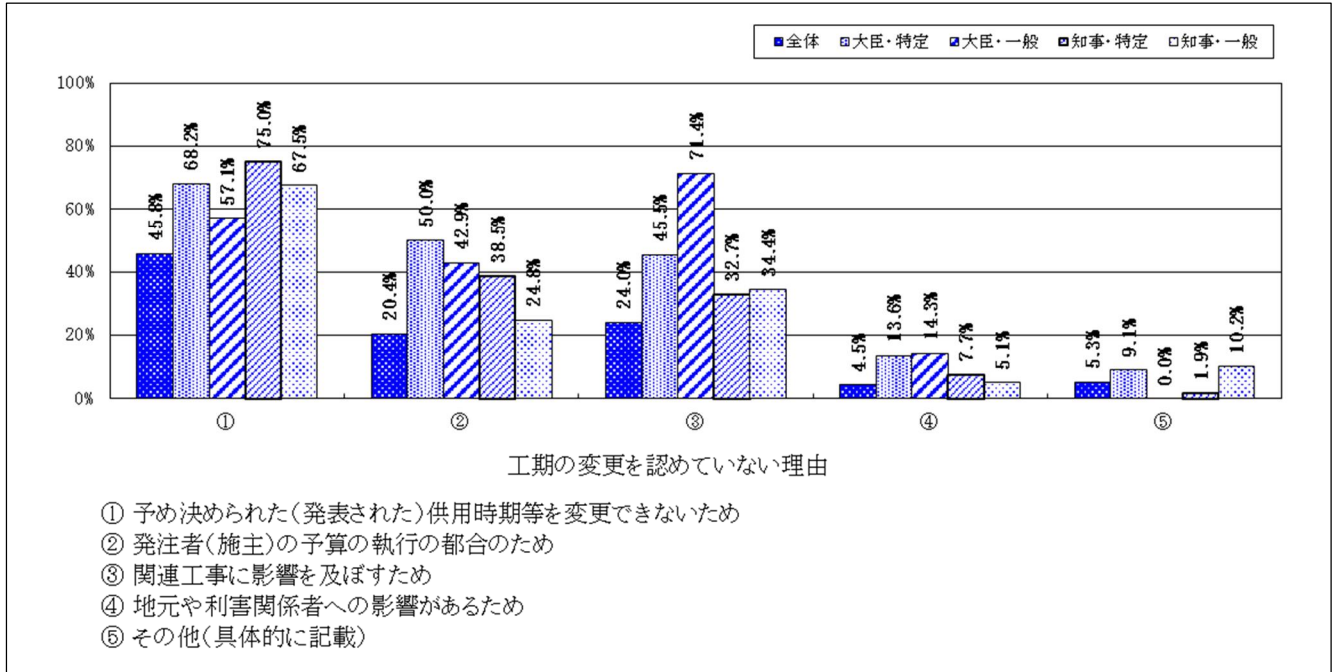
図－32 下請負人から工期又は請負代金の変更協議の申出があった場合の対応状況



(9)－7 工期の変更を認めていない理由(Q5－7)

工期の変更を認めていない理由について、①「予め決められた(発表された)供用時期等を変更できないため」が45.8%と最も多く、③「関連工事に影響を及ぼすため」が24.0%、②「発注者(施主)の予算の執行の都合のため」が20.4%との結果となりました。(図－33)

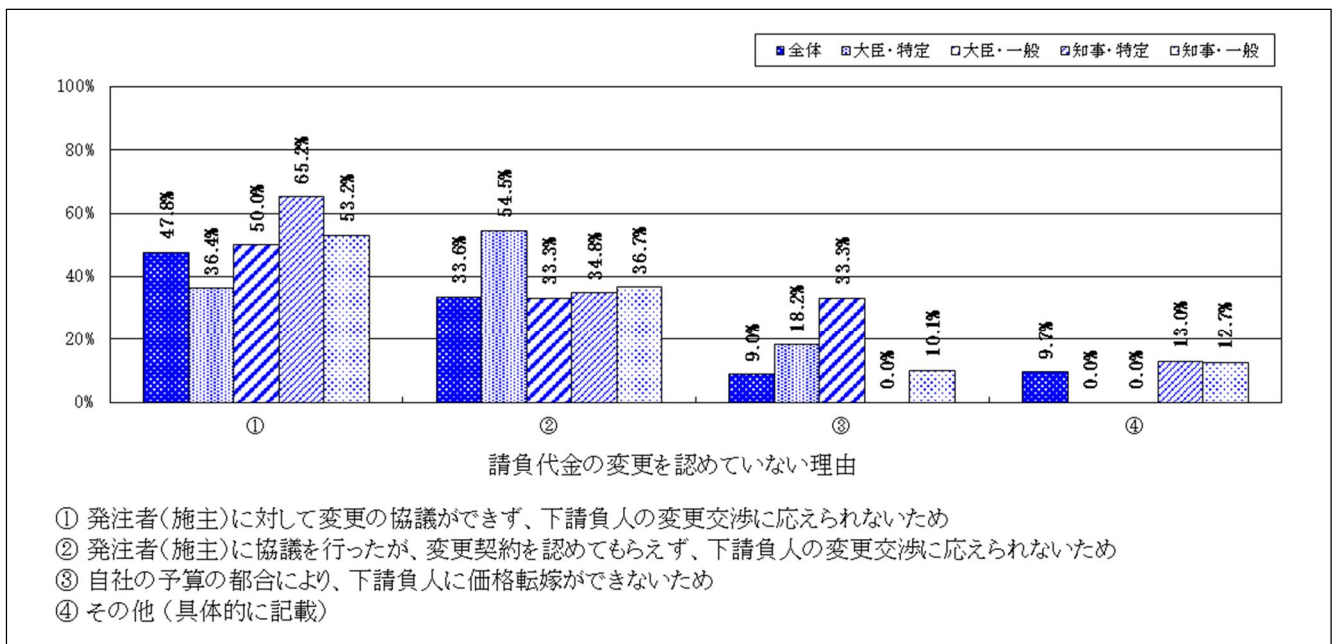
図－33 工期の変更を認めていない理由



(9)－8 請負代金の変更を認めていない理由(Q5－8)

元請負人が下請負人から請負代金の変更の申し出があった際に、請負代金の変更を認めていない理由としては、①「発注者(施主)に対して変更の協議ができず、下請負人の変更交渉に応えられないため」が47.8%と最も多く、②「発注者(施主)に協議を行ったが、変更契約を認めてもらえず、下請負人の変更交渉に応えられないため」が33.6%という結果でした。(図－34)

図－34 請負代金の変更を認めていない理由



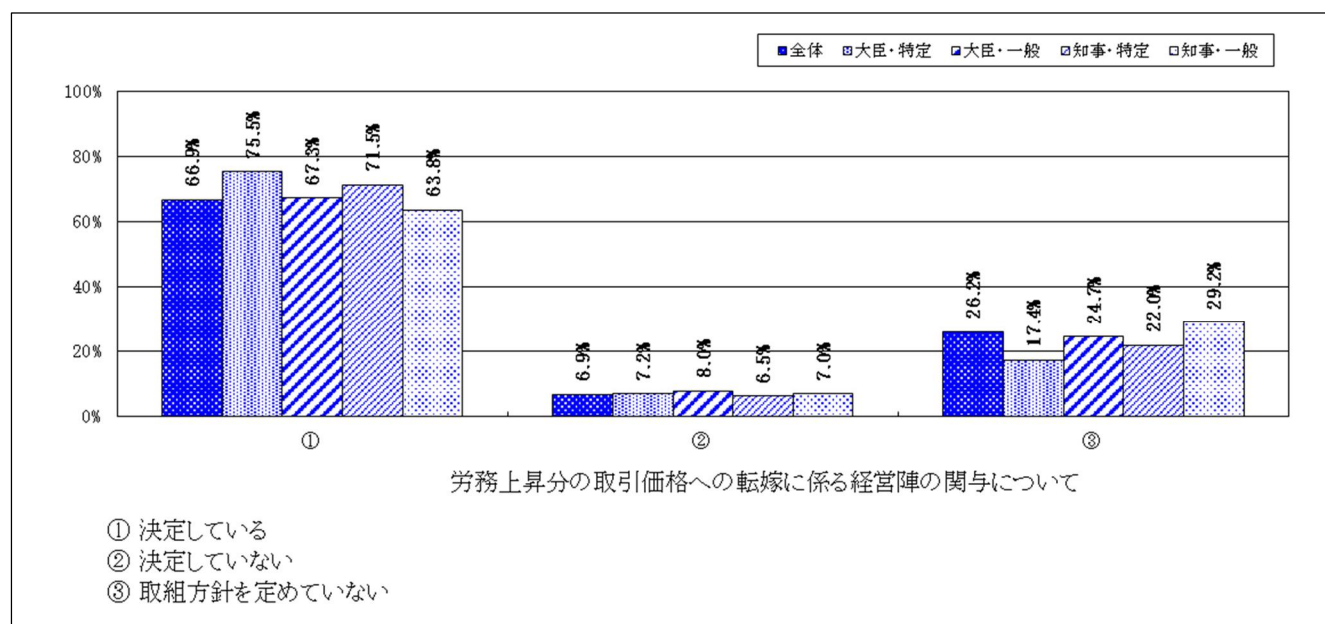
(10) 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への対応状況

(10)－1 労務上昇分の取引価格への転嫁に係る経営陣の関与について(Q6－1)

労務費の価格交渉において、元請負人として採るべき行動、下請負人として採るべき行動等が「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(以下「労務費指針」という。))に示されています。

この労務費指針により、元請負人として採るべき行動のうち、労務費上昇分の取引価格への転嫁について、会社としての取組方針を具体的に経営トップまで諮った上で決定しているかについて、「決定している」が **66.9%**、「決定していない」が **6.9%**という結果でした。(図－35)。

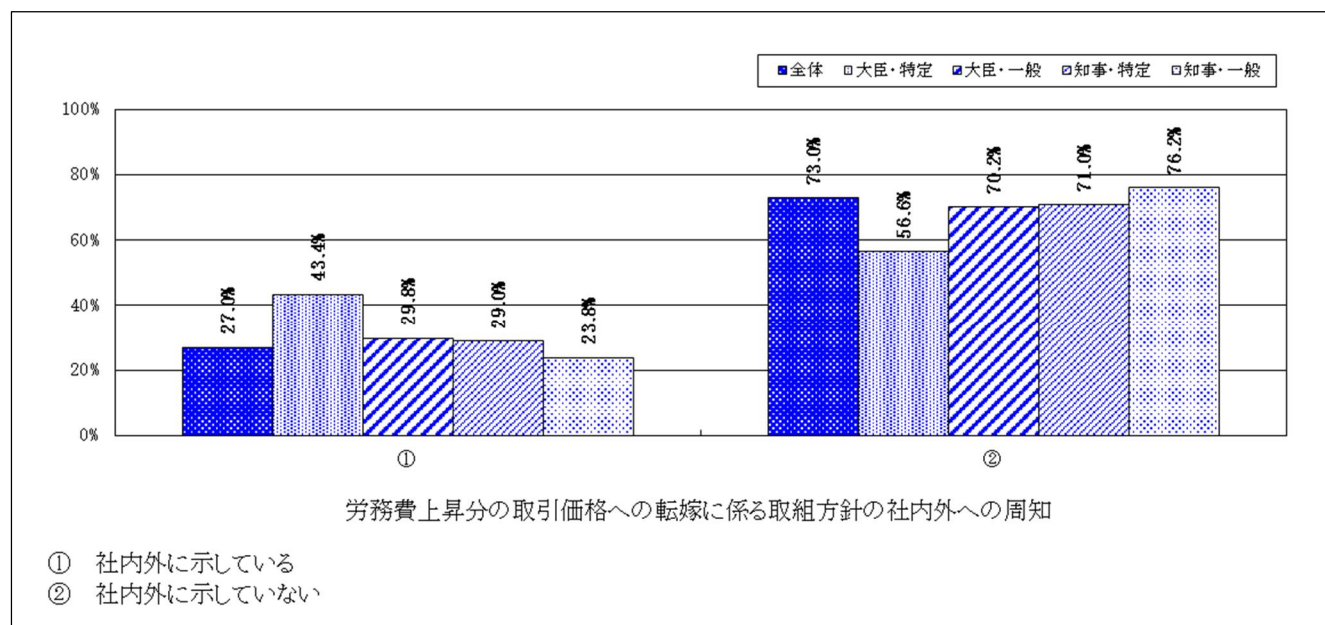
図－35 労務上昇分の取引価格への転嫁に係る経営陣関与について



(10)－2 労務費上昇分の取引価格への転嫁に係る取組方針の社内外への周知(Q6－2)

労務費上昇分の取引価格への転嫁に係る取組方針の社内外への周知状況について回答を求めたところ、「社内外に示している」が全体で **27.0%**との結果でした。(図－36)

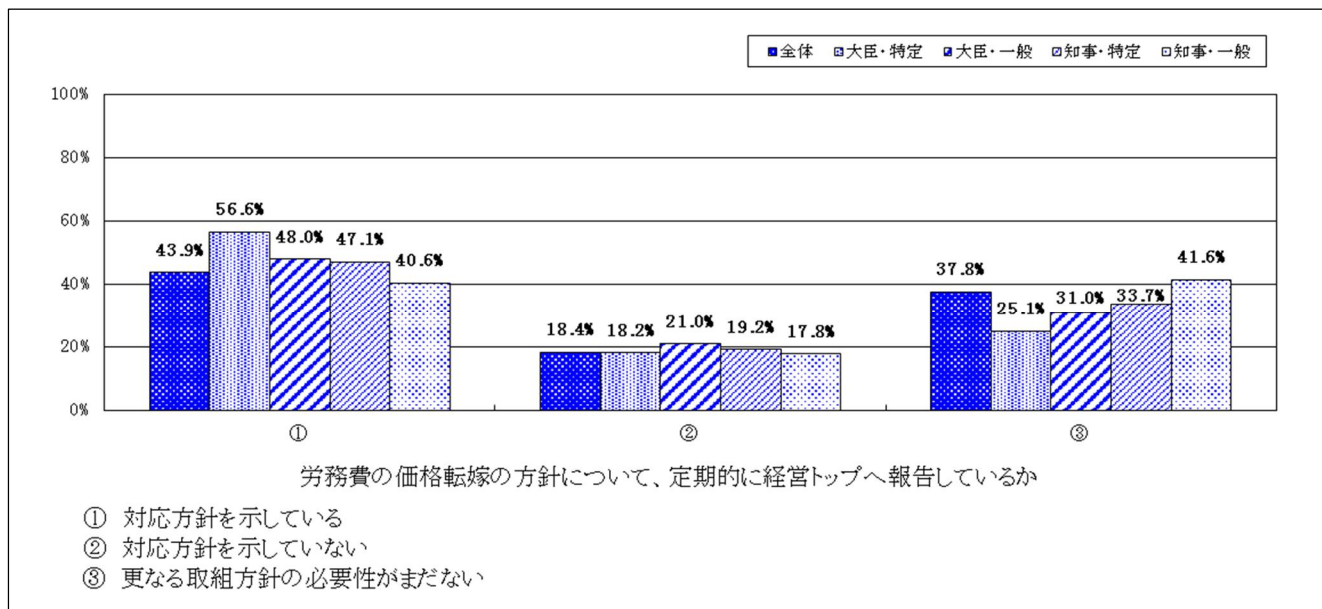
図－36 労務費上昇分の取引価格への転嫁に係る取組方針の社内外への周知



(10)－3 労務費の価格転嫁の方針について、定期的に経営トップへ報告し、経営トップが対応方針を示しているか(Q6－3)

労務費の価格転嫁に係る取組方針に基づく取組状況について、定期的に経営トップに報告し、必要に応じて経営トップが更なる対応方針を示しているかについて回答を求めたところ、**43.9%**が「対応方針を示している」との結果でした。(図－37)

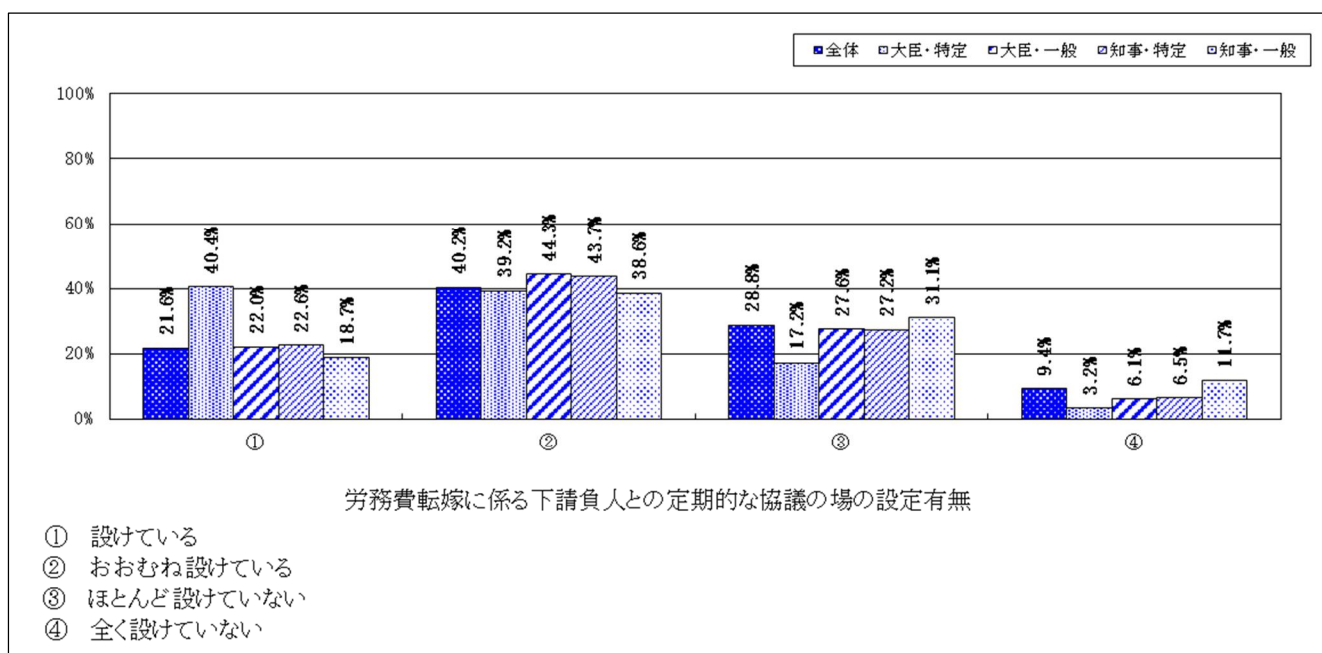
図－37 労務費の価格転嫁の方針について、定期的に経営トップへ報告し対応方針を示しているか



(10)－4 労務費転嫁に係る下請負人との定期的な協議の場の設定(Q6－4)

元請負人から下請負人に対して、定期的に労務費の転嫁に係る協議の場を設けているかについては、②「おおむね設けている」が**40.2%**と最も多く、①「設けている」**21.6%**とあわせると**61.8%**という結果でした。一方、④「まったく設けていない」建設業者は**9.4%**という結果でした。(図－38)

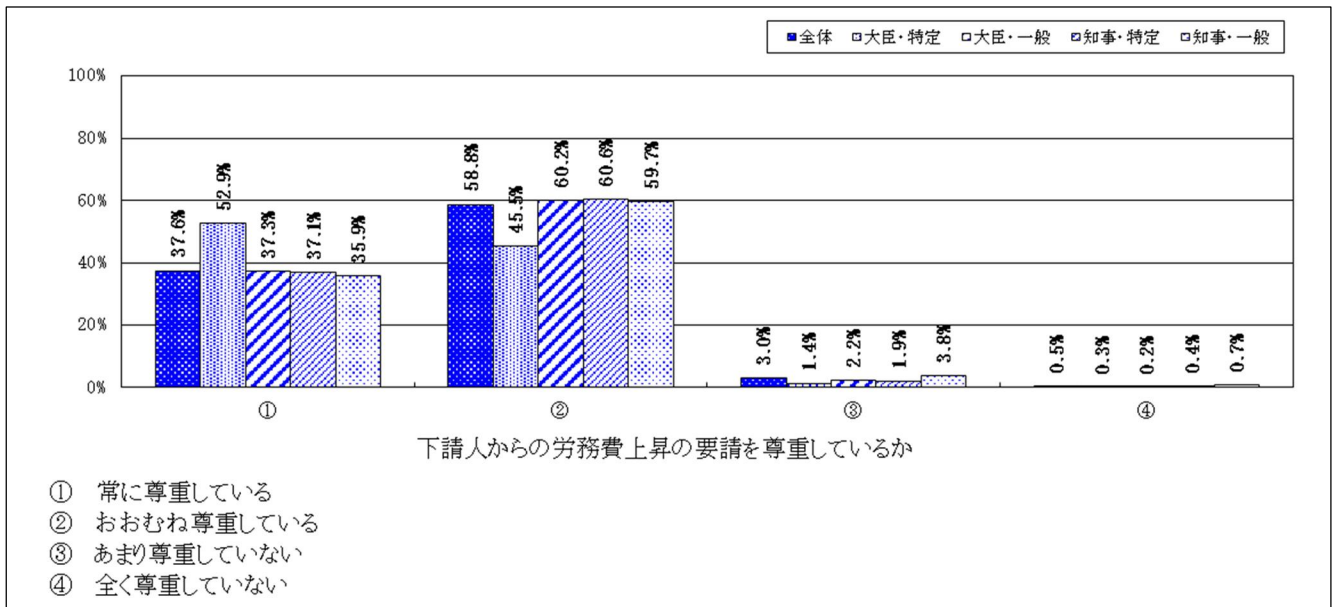
図－38 労務費転嫁に係る下請負人との定期的な協議の場の設定



(10)－5 下請負人が労務費上昇の根拠等として公表資料に基づいて提示した額の尊重(Q6－5)

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を下請負人に求める場合において、下請負人が公表資料に基づいて提示した額については、合理性を有するものとして尊重することが労務費指針により求められています。その状況について回答を求めたところ、①「常に尊重している」が37.6%、②「おおむね尊重している」が58.8%であり、合計は96.4%の結果となりました。(図－39)

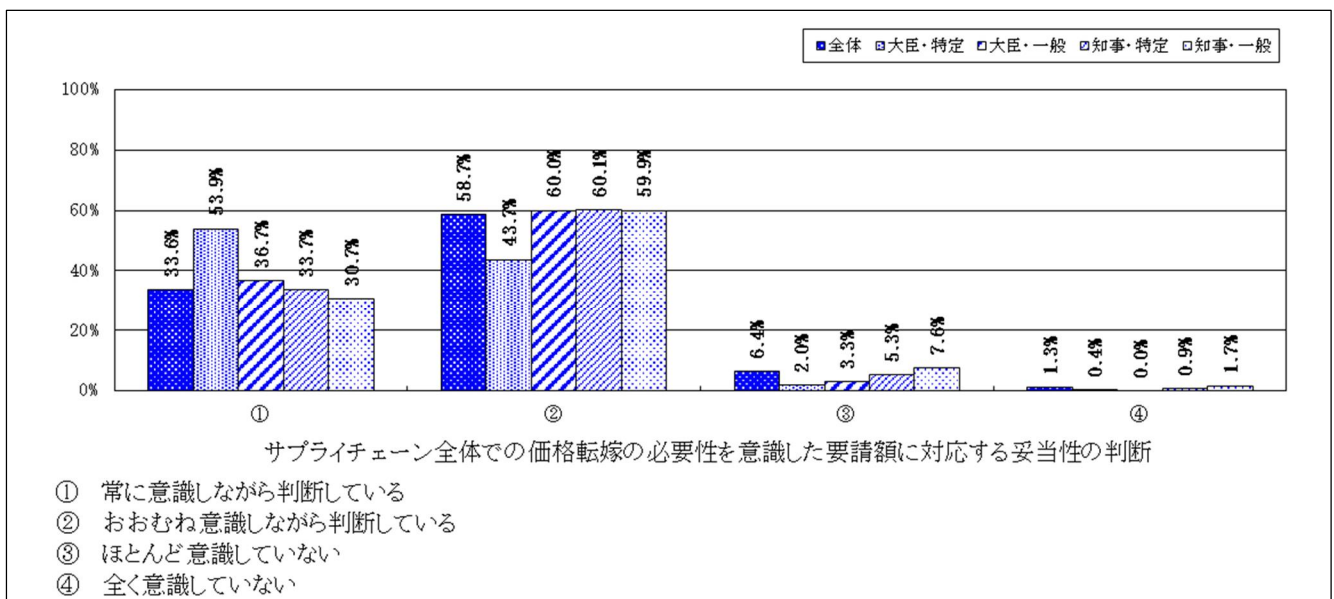
図－39 下請負人が労務費上昇の根拠等として公表資料に基づいて提示した額の尊重



(10)－6 サプライチェーン全体での価格転嫁の必要性を意識した要請額に対する妥当性の判断(Q6－6)

サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を行うため、労務費の価格転嫁に係る交渉においては、直接の取引先である下請負人がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識した上で、下請負人からの要請額の妥当性を判断することが労務費指針により求められています。その状況について回答を求めたところ、①「常に意識しながら判断している」が33.6%、②「おおむね意識しながら判断している」が58.7%であり、合計は92.3%という結果でした。(図－40)

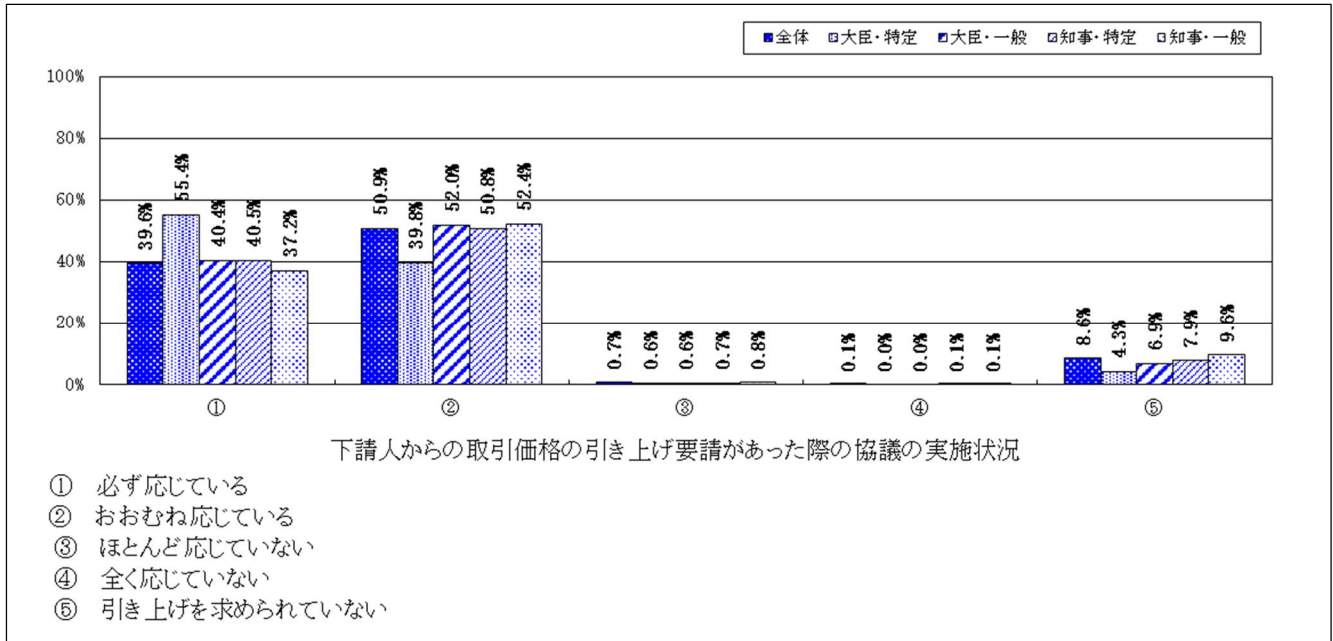
図－40 サプライチェーン全体での価格転嫁の必要性を意識した要請額に対する妥当性の判断



(10)－7 下請人からの取引価格の引き上げ要請があった際の協議の実施状況(Q6－7)

下請負人から労務費の上昇を理由に取引価格の引き上げを求められた際の協議の実施状況について回答を求めたところ、①「必ず応じている」が 39.6%、②「おおむね応じている」が 50.9%であり、合計は 90.5%という結果でした。(図－41)

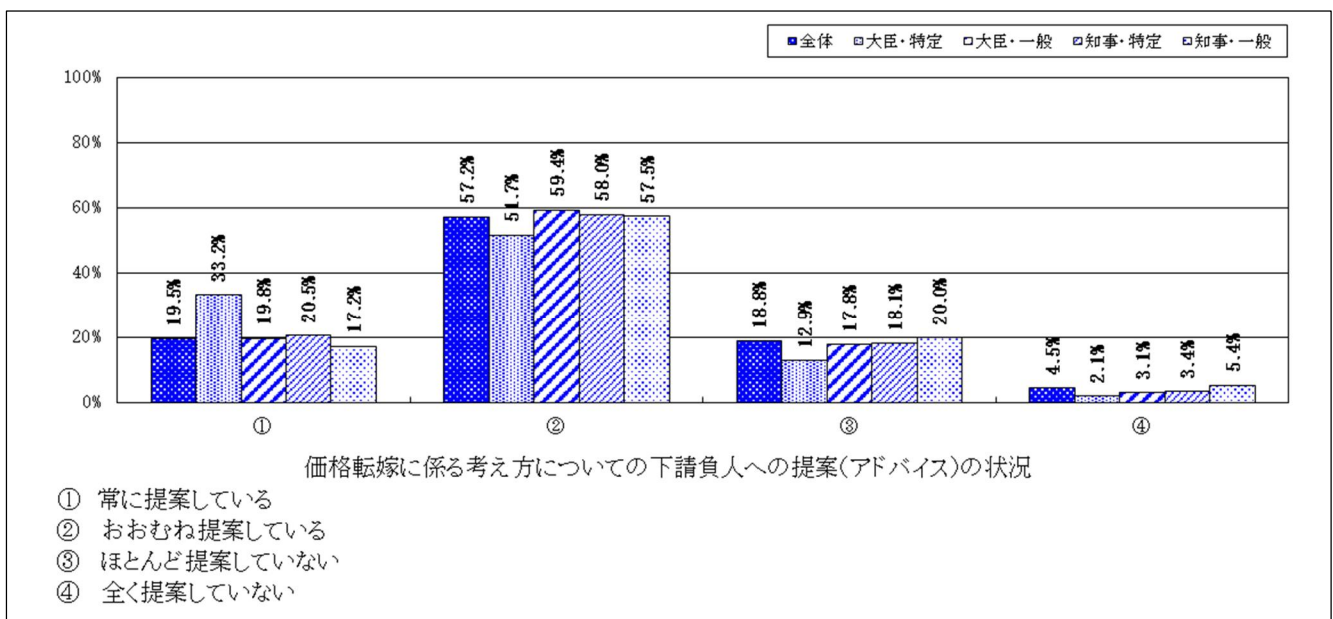
図－41 下請負人からの取引価格の引き上げ要請があった際の協議の実施状況



(10)－8 価格転嫁に係る考え方についての下請負人への提案(アドバイス)の状況(Q6－8)

労務費の上昇を理由に下請負人から取引価格の引き上げ要請があった場合、当該申し入れの巧拙にかかわらず、元請負人は、下請負人と協議を行い、必要に応じて労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案(アドバイス)することなどが労務費指針により求められています。その状況について、①「常に提案している」が 19.5%、②「おおむね提案している」が 57.2%であり、合計は 76.7%という結果でした。(図－42)

図－42 価格転嫁に係る考え方についての下請負人への提案(アドバイス)の状況

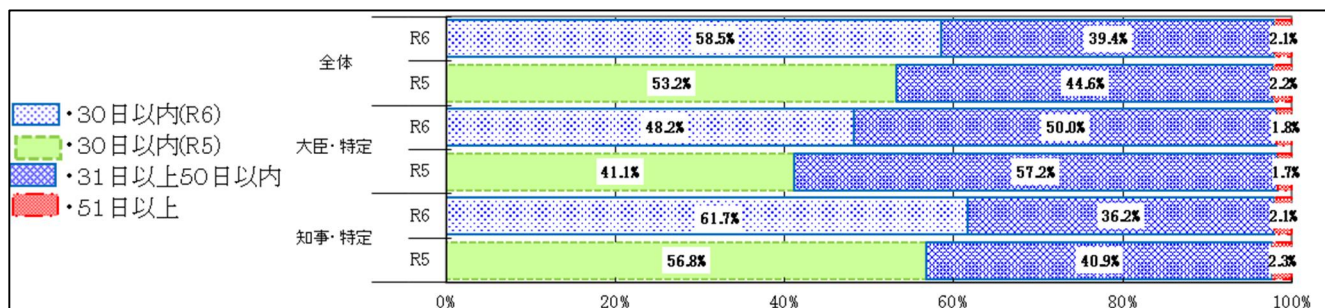


(11) 下請代金の支払期間・方法

(11)－1 下請負人から工事目的物の引渡しの申し出があつてから支払までの期間(Q7－1)

特定建設業者は、下請負人から工事目的物の引渡しの申し出があつた日から起算して 50 日以内に下請代金を支払わなければなりません。支払期間が 50 日以内である特定建設業者は **97.9%**(昨年度 **97.8%**)であり、昨年度と同様に概ね遵守されている状況でした。(図－43)

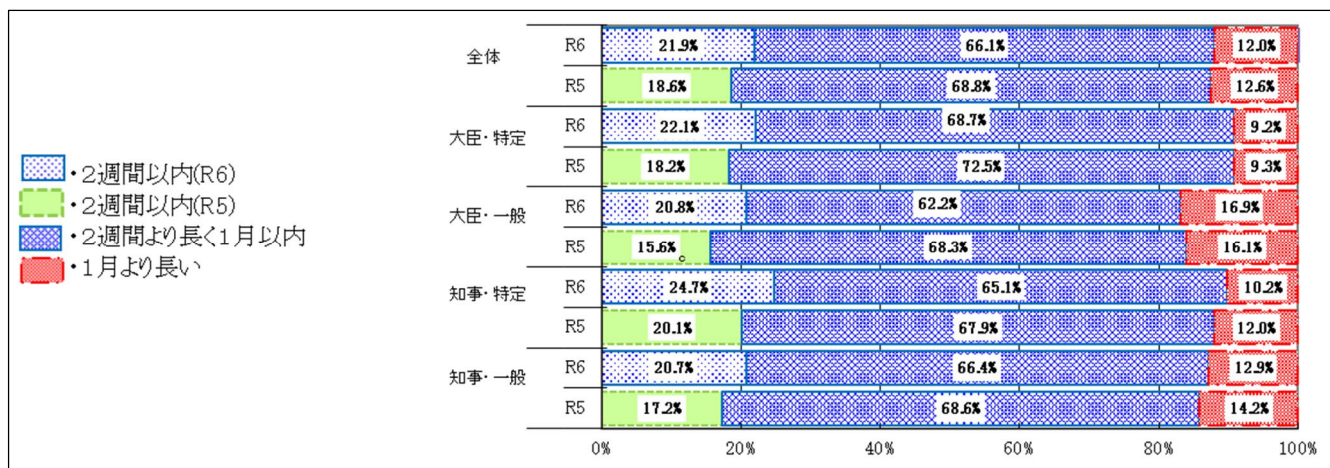
図－43 下請負人から工事目的物の引渡しの申し出があつてから支払までの期間



(11)－2 注文者から出来高払等を受けてから下請負人に支払うまでの期間(Q7－2)

注文者から請負代金の出来高払又は竣工払を受けた時は、その支払の対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を1月以内に支払わなければなりません。支払期間が 1 月以内である建設業者は **88.0%**(昨年度 **87.4%**)であり、昨年度と同様に概ね遵守されている状況でした。(図－44)

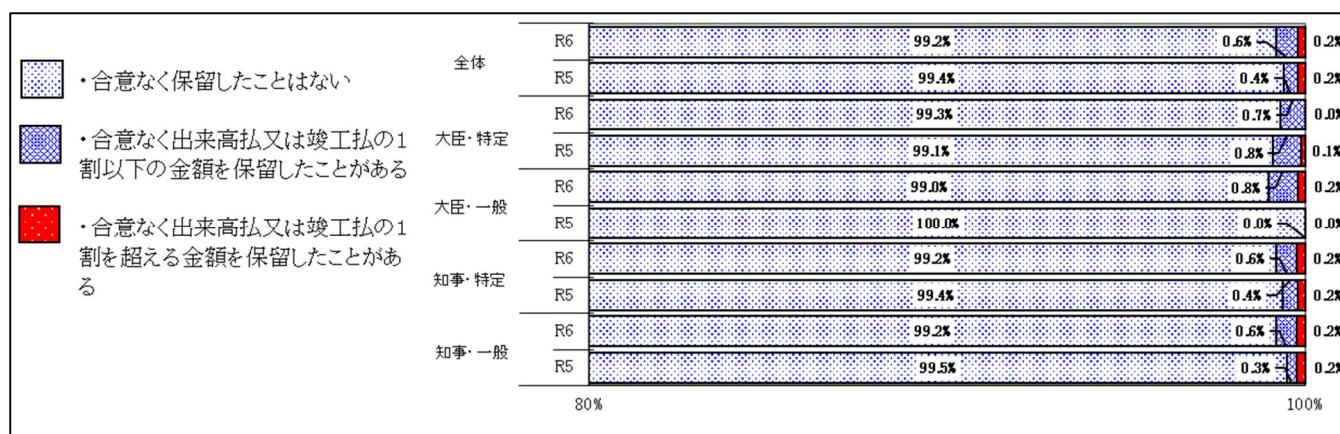
図－44 注文者から出来高払等を受けてから下請負人に支払うまでの期間



(11)－3 出来高払(Q7－3)

下請負人に対し、下請負人との合意なく支払の保留を行ったことがあるかについて、「合意なく保留したことはない」と回答した建設業者が**99.2%**(昨年度**99.4%**)と、ほとんどの建設業者が合意のない支払保留をしていない状況でした。(図－45(a)) 図－45 合意なき支払保留の有無

(a) 注文者からの出来高払の有無にかかわらず下請負人への出来高払



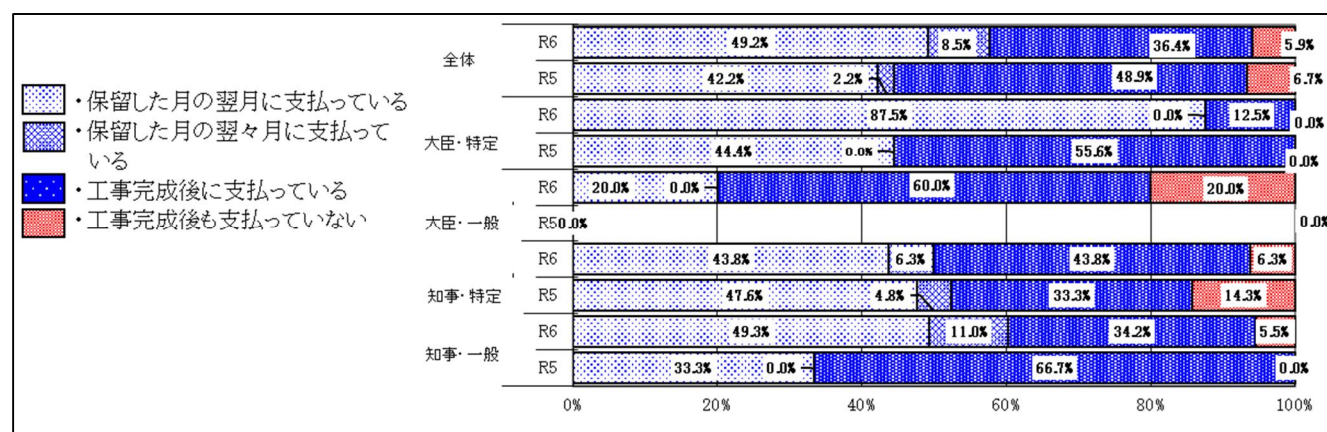
(11)－4 保留金の扱い(Q7－4)

下請負人との合意なく支払を保留したことがあると回答した建設業者のうち、残代金の支払時期は「保留した月の翌月」が**49.2%**(昨年度**42.2%**)で最も多く、昨年度最も多かった「工事完成後に支払っている」は**36.4%**(昨年度**48.9%**)という結果でした。(図－45(b))

※昨年度は下請負人との合意なく支払を留保したことがある大臣・一般許可業者はいなかったため 0.0%となっています。

※本年度は、昨年度に比べ、調査業者数及び許可区分(大臣特定・大臣一般・知事特定・知事一般の別)の割合に大きな変動があるため、単純な過年度比較は行えないことにご留意下さい。

(b) 保留金の扱い

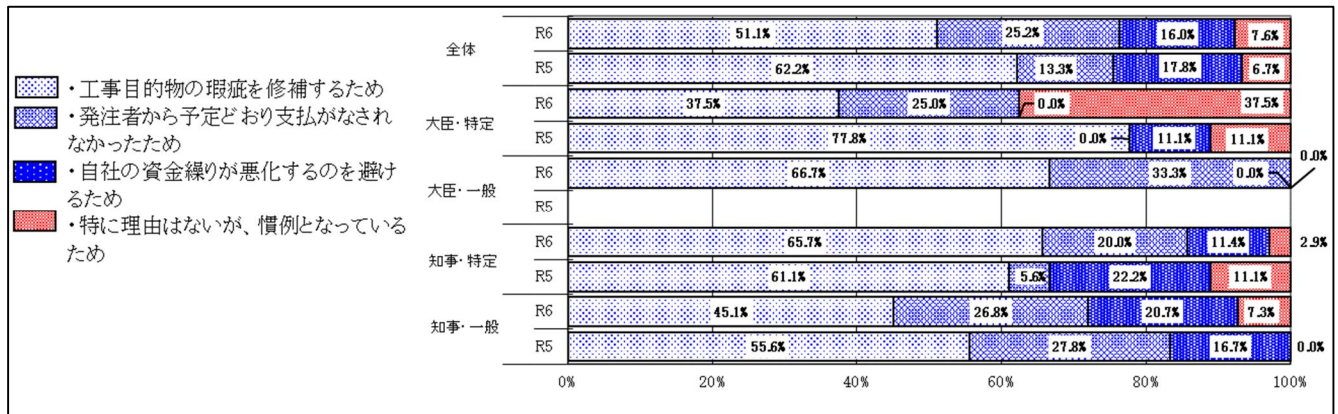


(11)－5 支払保留を行う理由(Q7－5)

支払保留を行う理由として、「工事目的物の瑕疵を修補するため」が51.1%(昨年度62.2%)で最も多く、次いで「発注者(施主)から予定通り支払いがなされなかったため」25.2%(昨年度13.3%)、「自社の資金繰りが悪化するのを避けるため」16.0%(昨年度17.8%)という結果でした。(図－45(c))

※本年度は、昨年度に比べ、調査業者数及び許可区分(大臣特定・大臣一般・知事特定・知事一般の別)の割合に大きな変動があるため、単純な過年度比較は行えないことにご留意下さい。

(c) 支払保留を行う理由

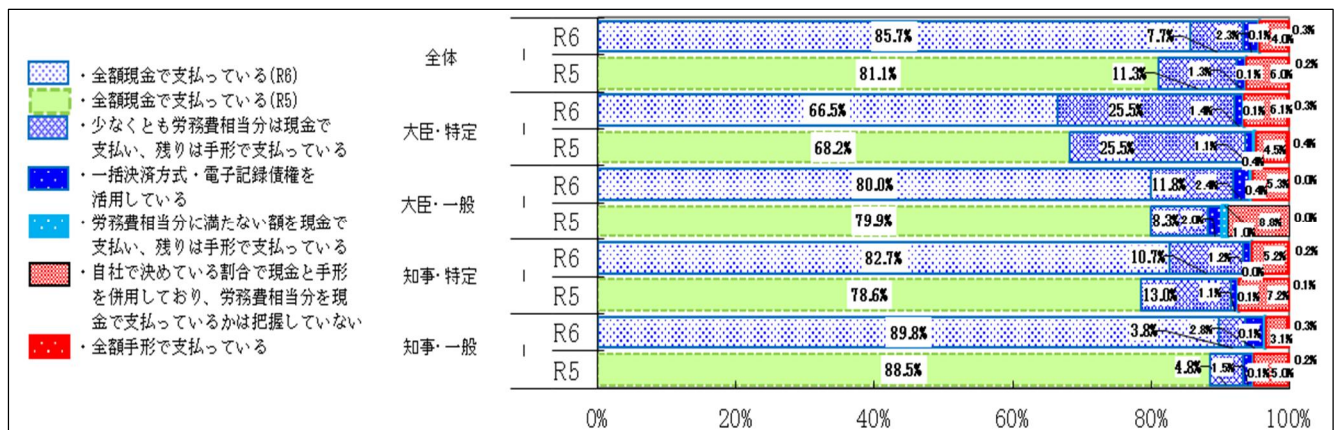


(11)－6 支払手段(Q7－6)

請負代金の支払は、できる限り現金払いとし、現金払いと手形払いを併用する場合であっても、少なくとも労務費相当分については現金払いとすることが求められます。

「全額現金で支払っている」、「少なくとも労務費相当分は現金で支払っている」、又は「一括決済方式・電子記録債権を活用している」と回答した建設業者は95.7%(昨年度93.7%)であり、昨年度と同様に概ね遵守されている状況でした。(図－46)

図－46 支払手段

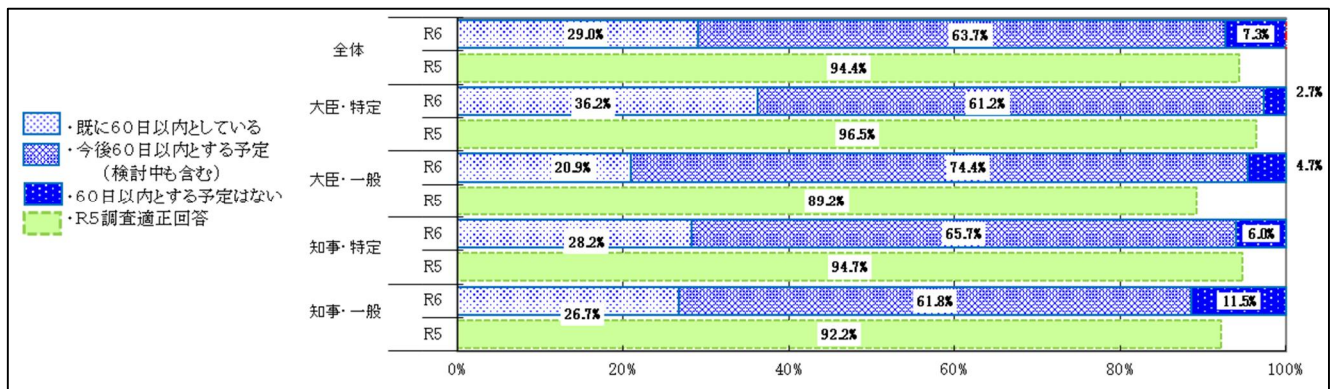


(11)－7 手形期間(Q7－7)

特定建設業者は、下請代金の支払いにおいて、当該支払いを受ける下請負人が資本金 4,000 万円未満の一般建設業者である場合には、「割引困難な手形」を交付することが禁止されています。手形期間が 120 日(令和 6 年 11 月 1 日以降は 60 日)を超える長期手形を交付した場合、「割引困難な手形」として建設業法に違反するおそれがあります。また、一般建設業者についても、手形期間が 120 日(令和 6 年 11 月 1 日以降は 60 日)を超えない手形を交付することが望ましいとされています。「手形期間 60 日以内としている」、又は「今後 60 日以内とする予定」と回答した建設業者はあわせて **92.7%**でした。(図－47)

※R6 年度調査時点(R6.8)における「割引困難な手形」は手形期間が 120 日超のものであることに留意(同年 11 月に手形期間を 60 日超に短縮)

図－47 手形期間
(手形を設定している建設業者が集計対象)

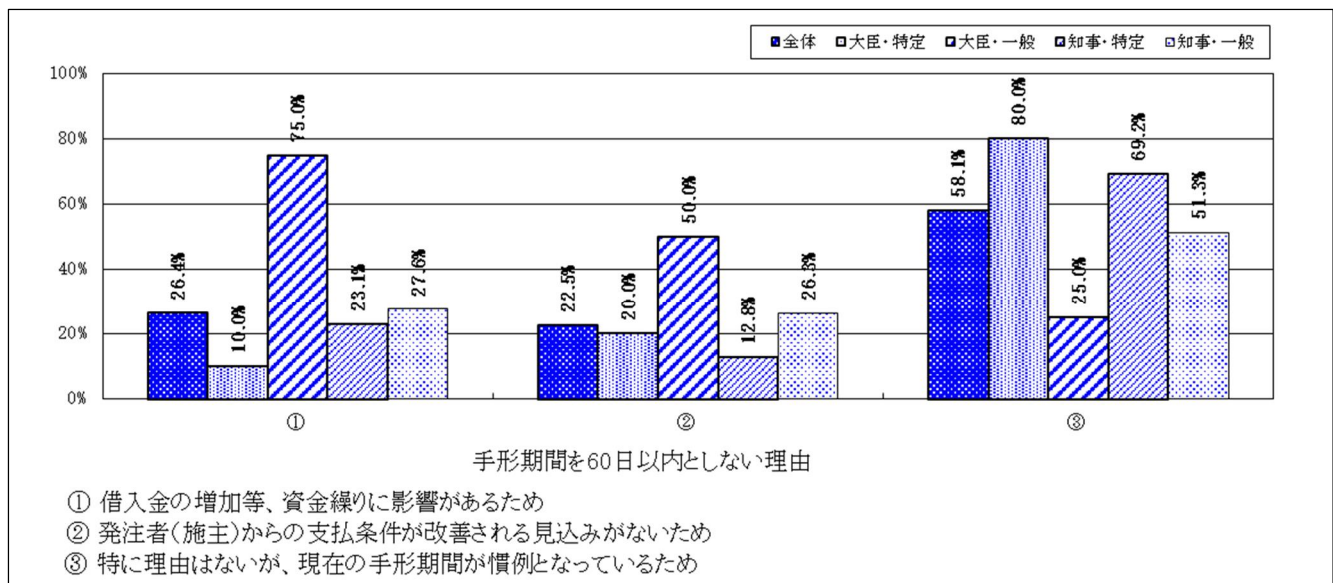


(11)－8 手形期間を 60 日以内としない理由(Q7－8)

令和 6 年 11 月 1 日以降、手形の期間が 60 日を超える手形を交付した場合、「割引困難な手形」として、建設業法に違反するおそれがあります。

調査時点(令和 6 年 8 月)において、手形期間を 60 日以内としない理由について回答を求めたところ、③「特に理由はないが、現在の手形期間が慣例となっているため」が **58.1%**、①「借入金の増加等、資金繰りに影響があるため」が **26.4%**、②「発注者(施主)からの支払条件が改善される見込みがないため」が **22.5%**という結果でした。(図－48)

図－48 手形期間を 60 日以内としない理由



(11)－9 現時点における平均的な手形期間(Q7－9)

Q7－6「下請代金の支払い手段に関する設問」において、「全額現金で支払っている」又は「一括電子債権活用をしている」と回答していた建設業者に加え、Q7－7「下請代金の支払いに関する手形期間における設問」において、「今後 60 日以内とする予定」又は「60 日以内とする予定はない」と回答した建設業者（「手形期間 60 日以内としている」は除外）に回答対象を限定しています。

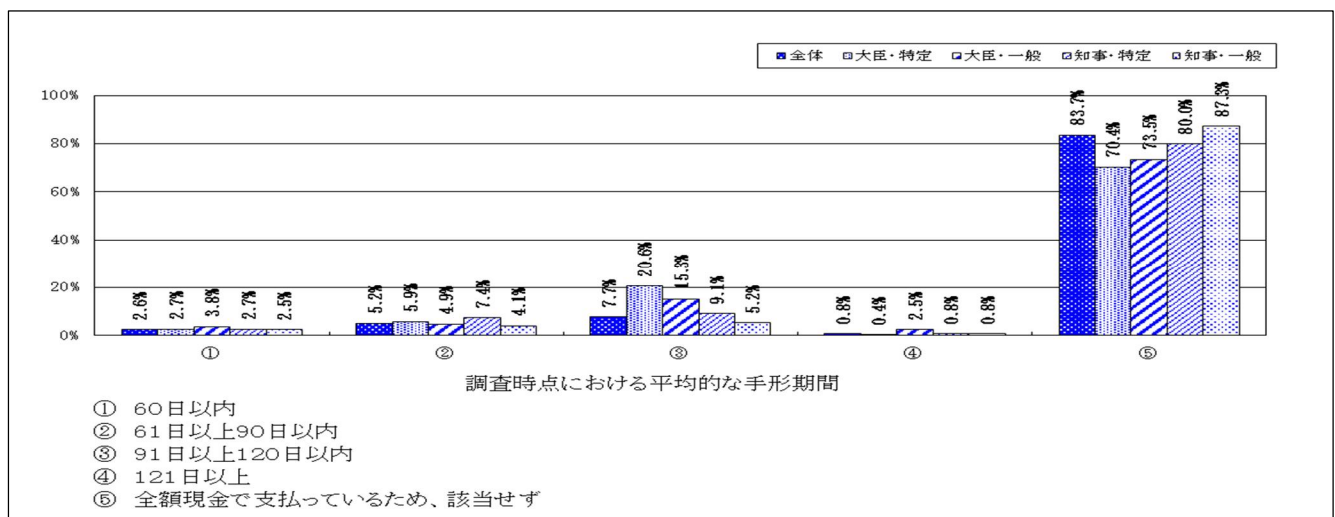
現時点における平均的な手形期間について回答を求めたところ、⑤「全額現金で支払っているため、該当しない」が **83.7%** で最も多く、手形期間①「60 日以内」が **2.6%** となり、以上⑤「全額現金で支払っている」と手形期間①「60 日以内」と回答した建設業者は合わせて **86.3%** でした。

一方、②「61 日以上 90 日以内」は **5.2%**、③「91 日以上 120 日以内」が **7.7%** という結果でした。

(図－49)

※R6 年度調査時点(R6.8)における「割引困難な手形」は手形期間が 120 日超のものであることに留意
(同年 11 月に手形期間を 60 日超に短縮)

図－49 調査時点における平均的な手形期間

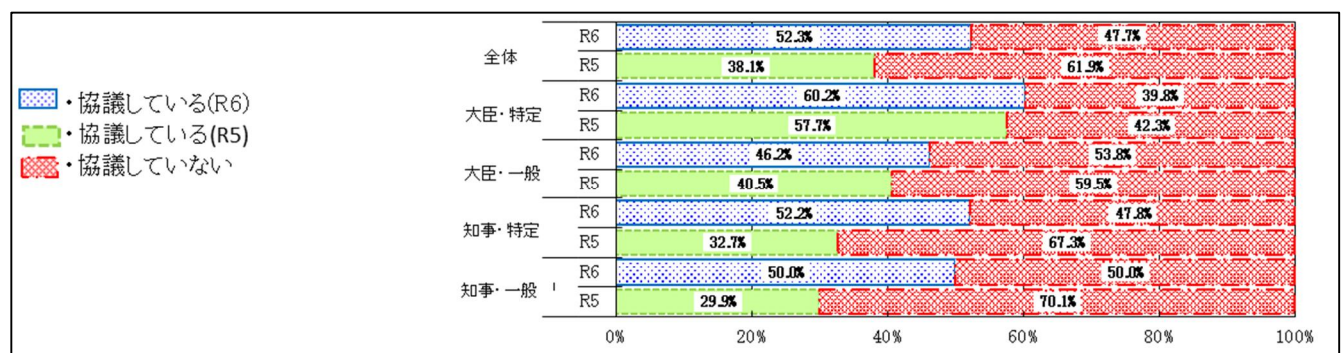


(11)－10 手形の現金化等にかかるコスト負担の協議(Q7－10)

手形を現金化する際の割引料等のコスト負担については、下請負人の負担とすることがないよう、これを勘案した下請代金の額を元請負人と下請負人で十分協議して決定しなければなりません。

「協議している」と回答した元請負人は **52.3%**(昨年度 **38.1%**)との結果となり、**約 5 割**が下請負人と十分なコスト負担の協議を行っていない状況でした。(図－50)

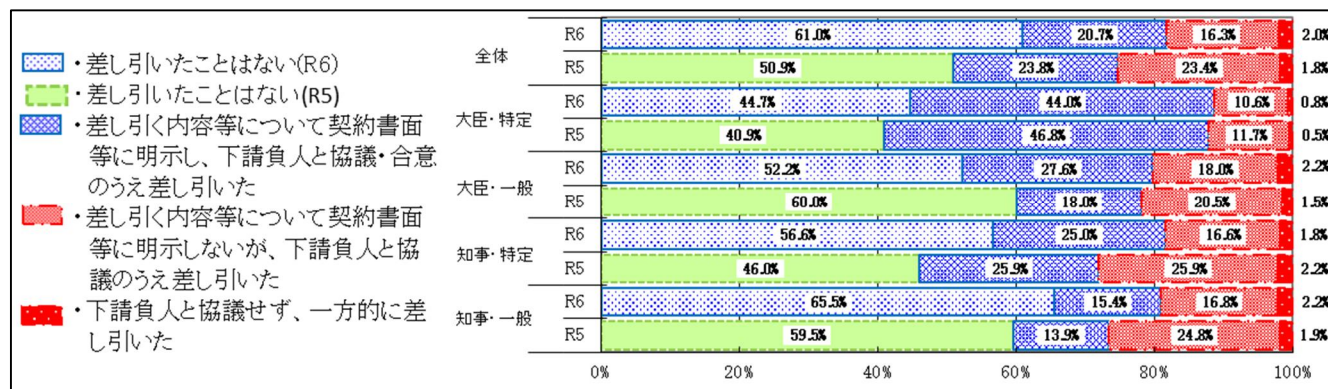
図－50 手形の協議
(手形を交付している建設業者が集計対象)



(11)－11 赤伝処理(Q7－11)

下請代金の支払時に諸費用を差し引く(相殺する)行為は赤伝処理と呼ばれています。赤伝処理を行う際には、差し引く内容や根拠等について、あらかじめ下請負人と協議・合意の上、見積条件や契約書面に明示しなければなりません。適正回答率は **81.7%**(昨年度 **74.7%**)であり、**約2割**の元請負人が下請負人と協議・合意はしているものの、見積条件や契約書面に明示しないまま諸費用を差し引いている状況でした。(図－51)

図－51 赤伝処理



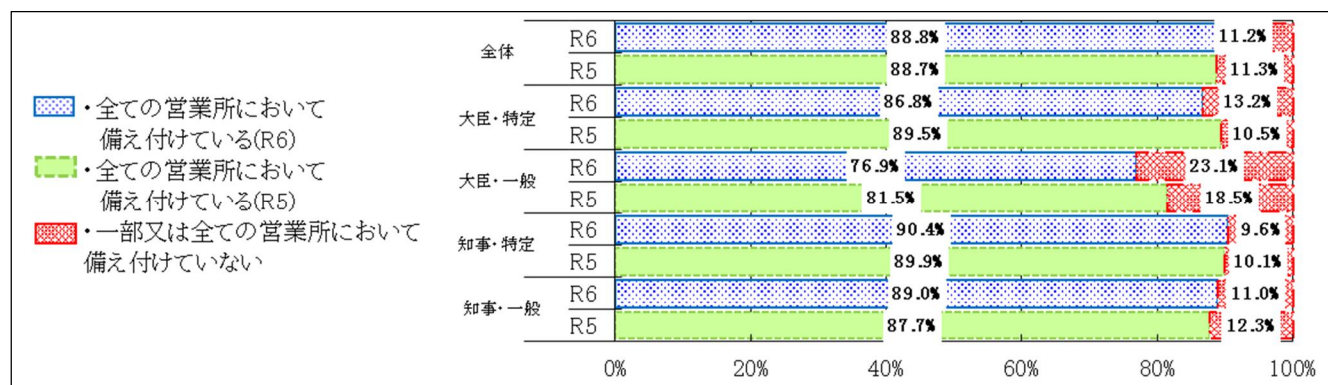
(12) 帳簿の作成状況(Q8)

(12)－1 営業に関する事項を記載した帳簿の備え付け(Q8－1)

建設業者は、営業所ごとに営業に関する帳簿を備え、5年間保存しなければなりません。

全ての営業所において帳簿を備え付けていると回答した建設業者は **88.8%**(昨年度 **88.7%**)、昨年度と同様概ね適正な結果となりました。(図－52)

図－52 帳簿の備え付けの状況



(13) 施工体制台帳・施工体系図の作成状況

(13)－1 施工体制台帳・施工体系図(Q10－1)

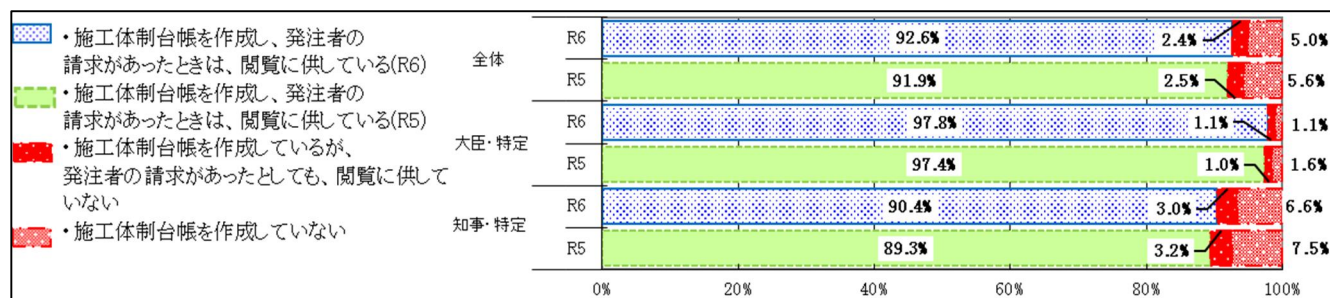
特定建設業者は、発注者(施主)から直接請け負った民間工事において、下請契約の請負代金の合計が4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上(※)となる時は、定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければなりません。

施工体制台帳の作成については、**92.6%**(昨年度**91.9%**)と、昨年度と同様に概ね遵守されている結果となりました。(図－53(a))

※令和7年2月1日より合計が5,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上に引き上げ

図－53 施工体制台帳・施工体系図の作成状況

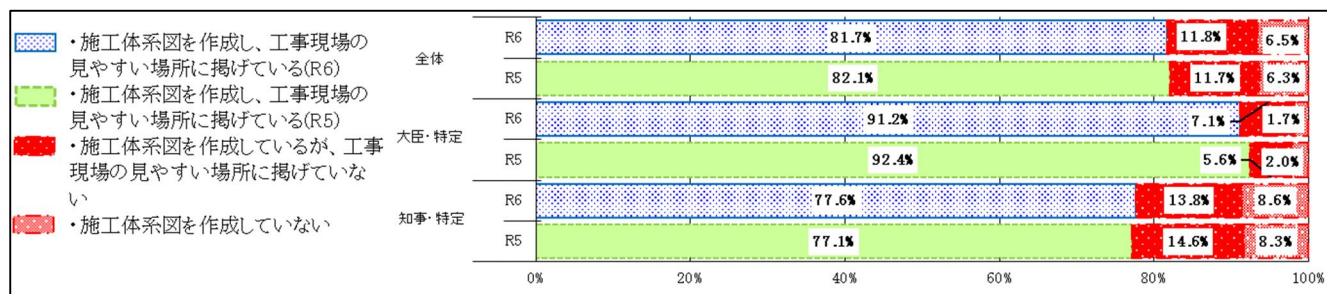
(a) 施工体制台帳



(13)－2 施工体系図の作成・掲示(Q10－2)

施工体系図の作成・掲示については、民間工事において「施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲げている」と回答した建設業者は**81.7%**(昨年度**82.1%**)と約**2割**が遵守されていない状況でした。(図－53(b))

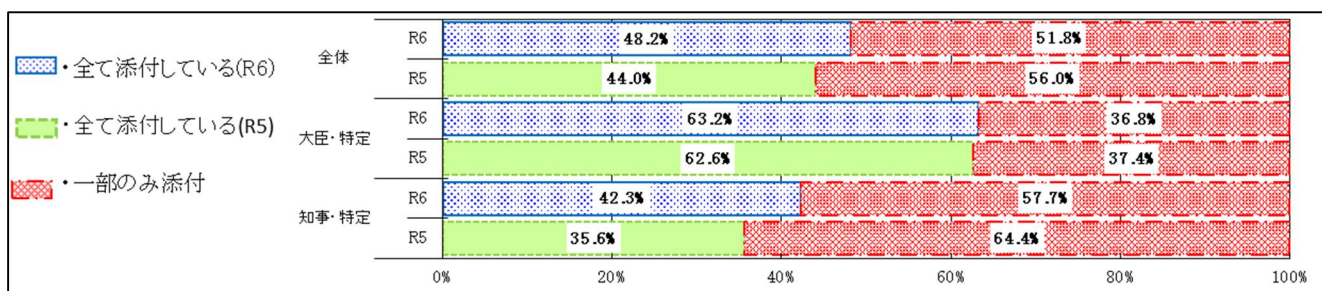
(b) 施工体系図(民間工事)



(13)－3 定められた書類の添付状況(Q10－3)

定められた書類を全て添付している建設業者は、民間工事**48.2%**(昨年度**44.0%**)で、約**5割**の建設業者において添付書類が不足、又は何も添付していない結果となりました。(図－53(c))

(b) 施工体制台帳の添付書類



(14) 元請負人として行っている下請負人への指導状況

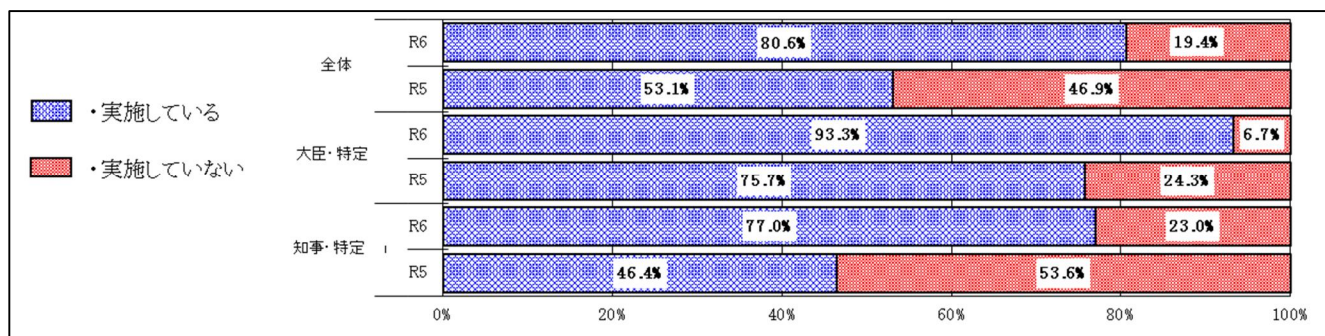
(14)－1 下請負人への指導について(Q11－1)

発注者(施主)から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の施工に関し、下請負人に対して法令を遵守するよう指導に努めるものとされています。

下請負人に対して指導を実施している特定建設業者は全体の **80.6%**(昨年度 **53.1%**)であり、約 2 割の建設業者が実施していないという状況でした。(図－54(a))

図－54 下請負人への指導等について

(a) 指導の実施

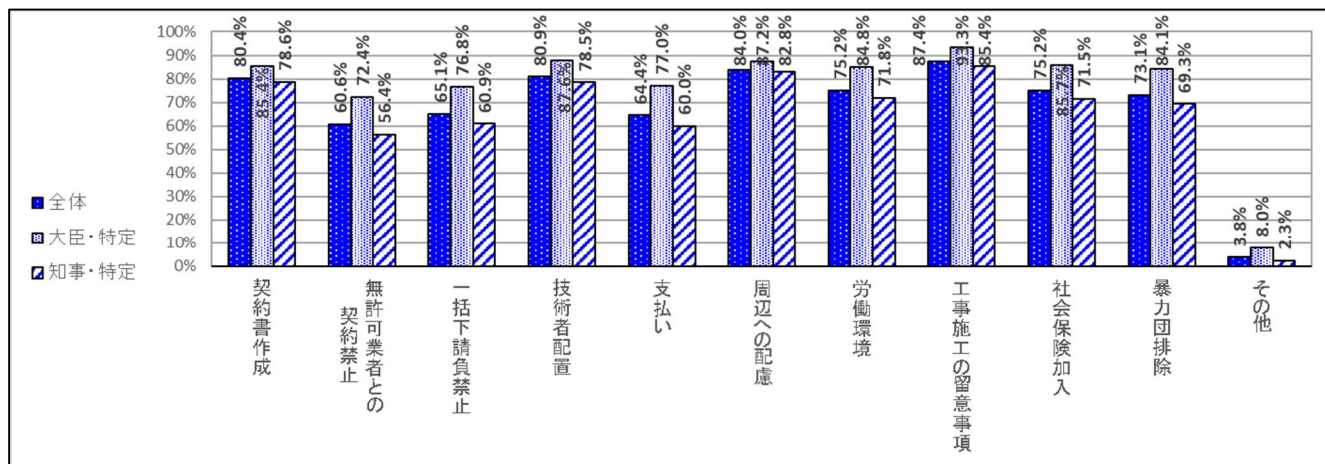


(14)－2 指導の内容(Q11－2)

指導の内容については、多岐にわたって実施されていますが、「工事施工上の留意事項」が **87.4%**や「周辺住民等への配慮」が **84.0%**など工事施工に関することが上位を占める結果となりました。

(図－54(b))

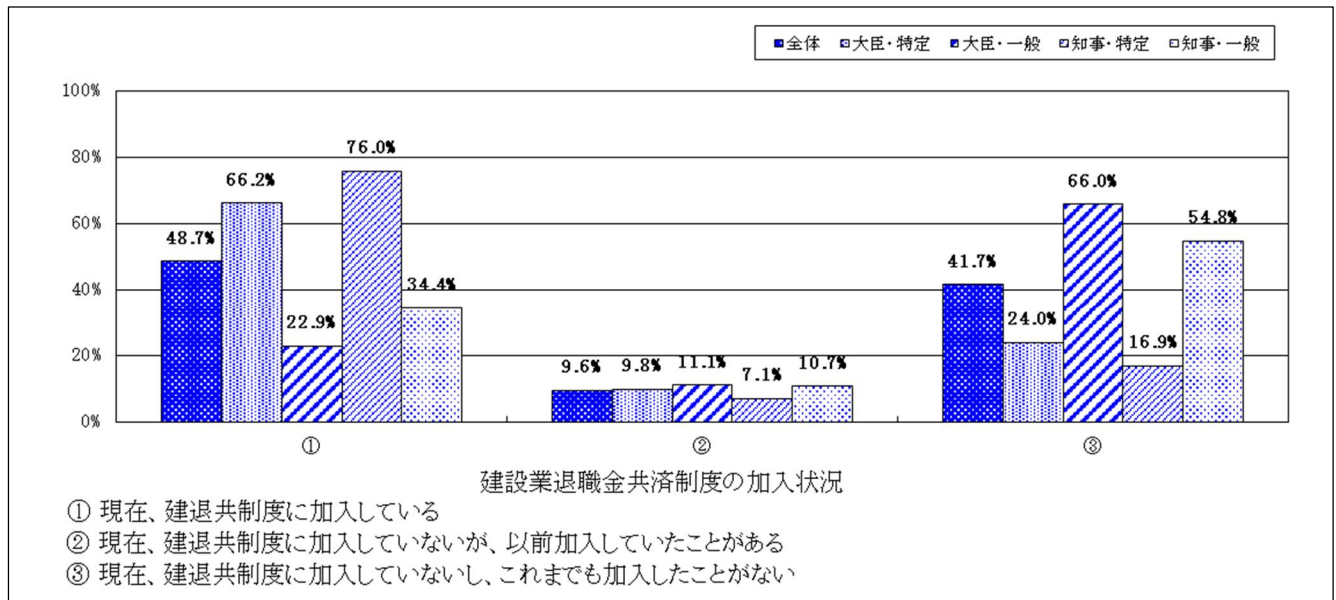
(b) 指導の内容



(15) 建設業退職金共済制度の加入状況(Q12)

建設業退職金共済制度の加入状況については、「現在、建退共制度に加入している」が **48.7%**、「現在、建退共制度に加入していないが以前加入していたことがある」が **9.6%**、「現在、建退共制度に加入していないし、これまでも加入したことがない」が **41.7%**となりました。特定許可業者の加入率が高い一方、一般許可業者の加入率の割合が低い結果となりました。(図－55)

図－55 建設業退職金共済制度の加入状況

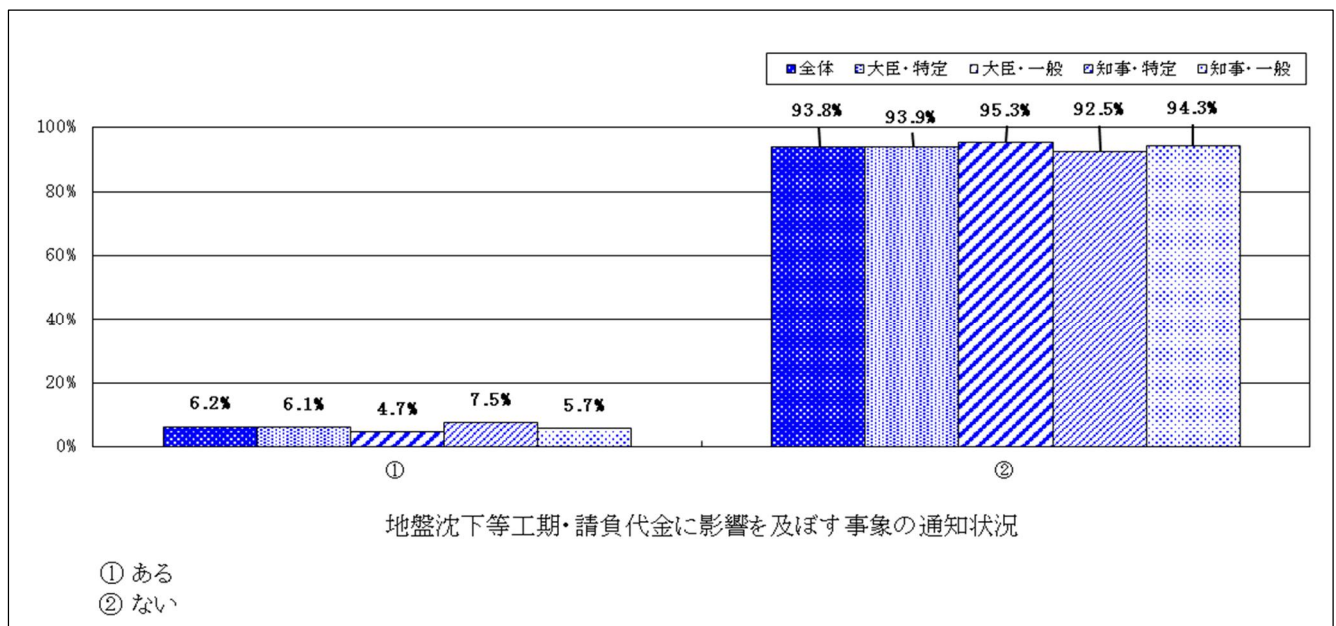


(16) 発注者(施主)との請負契約の締結の状況

(16)－1 地盤沈下等工期・請負代金に影響を及ぼす事象の発注者(施主)からの通知状況(Q13－1)

地盤沈下等、工期や請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがある場合、発注者(施主)は、請負契約を締結するまでに、元請負人に対して、必要な情報を通知しなければなりません。その状況について回答を求めたところ、全体の **93.8%**の建設業者が「通知がなかった」という結果でした。(図－56)

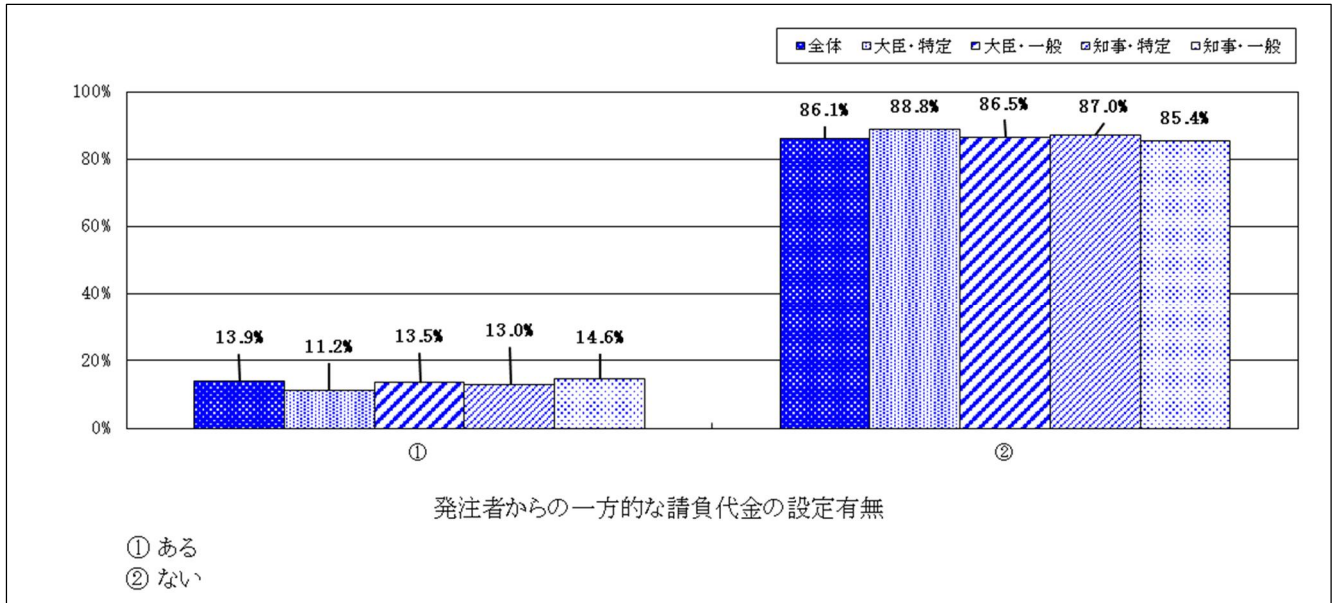
図－56 地盤沈下等工期・請負代金に影響を及ぼす事象の通知状況



(16)－2 発注者(施主)からの一方的な請負代金の額や単価の設定(Q13－2)

元請負人として建設工事を発注者(施主)から直接受注したことがある建設業者 **13,559 業者**のうち、発注者(施主)から、一方的に請負代金の額や単価を設定されたことがあると回答した建設業者は、**1,880 業者(13.9%)**という結果でした。(図－57)

図－57 発注者(施主)からの一方的な請負代金の額や単価の設定の有無

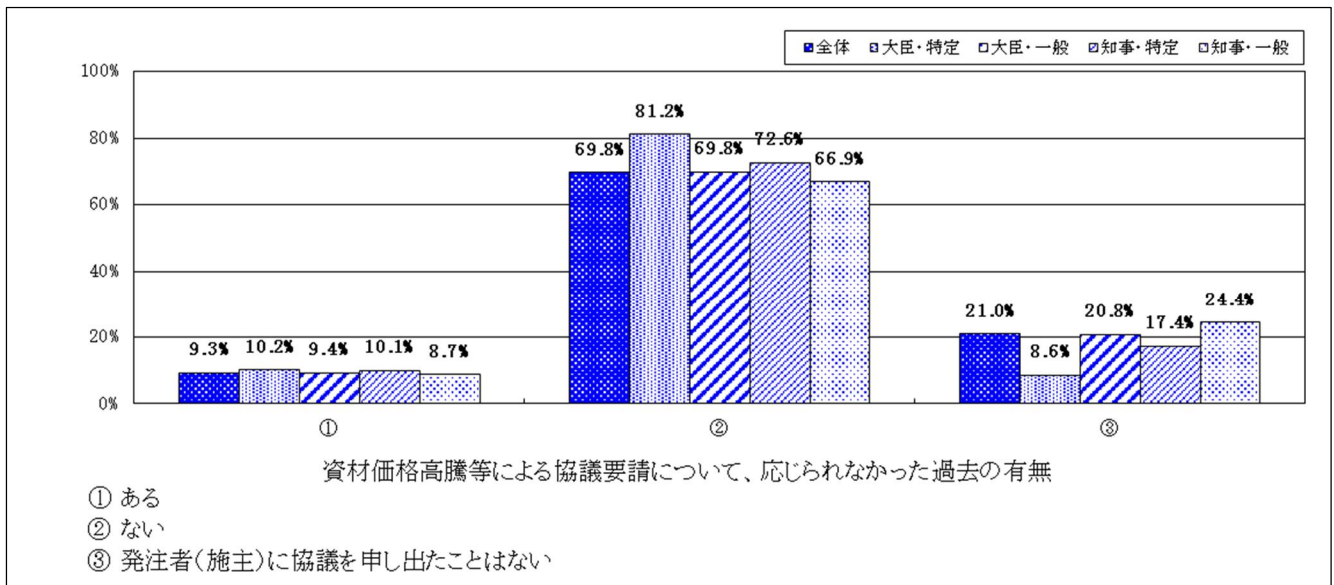


(16)－3 資材価格の高騰等による変更協議の要請に対する発注者(施主)の対応状況(Q13－3)

発注者(施主)に対し、資材価格高騰等による変更協議の要請を行った際に、施主から協議を拒否されたことがあるかについて回答を求めたところ、「ない」という回答が**約 7 割**となりました。

なお、協議を拒否されたことが「ある」と回答した **9.3%**の建設業者の内訳としては、大臣特定(**10.2%**)が最も多く、知事特定(**10.1%**)がそれに続きました。(図－58)

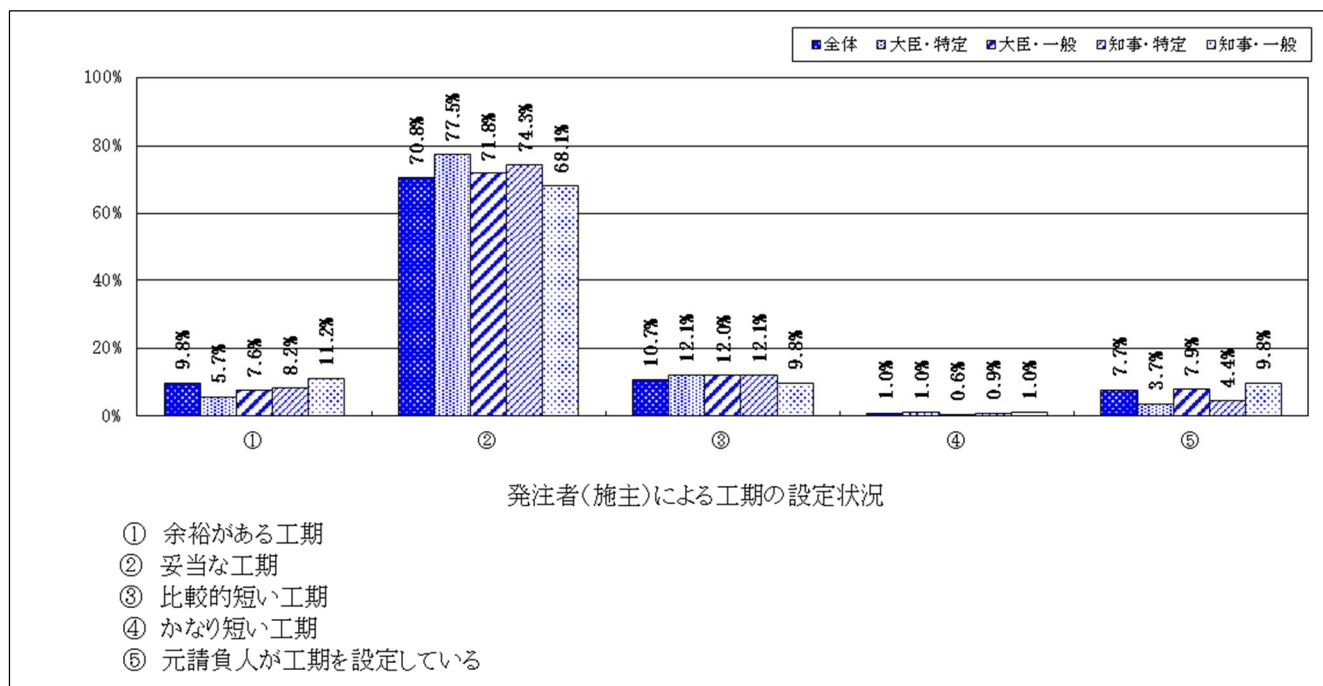
図－58 資材価格高騰等による協議要請について、応じられなかった過去があるか



(16)－4 発注者(施主)による工期の設定状況(Q13－3A)

発注者(施主)が設定する工期について、同種の他の工事と比較してどの程度の工期であることが多いかについて回答を求めたところ、①「余裕がある工期」(9.8%)、②「妥当な工期」(70.8%)と回答した建設業者はあわせて80.6%でした。(図－59)

図－59 発注者(施主)による工期の設定状況について

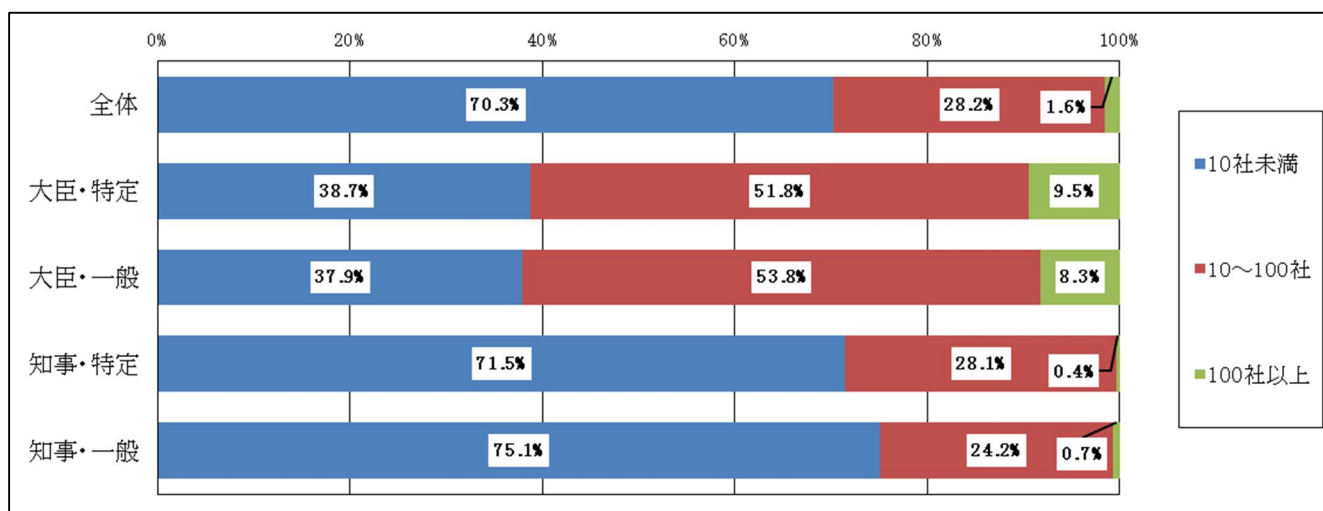


Ⅱ 下請負人の立場で回答する設問(Q14－2)

○取引業者数について

1年間に取引があった元請負人の会社数は、大臣特定建設業者においては合計63.3%が取引業者数10社以上でした。一方、知事一般建設業者においては、75.1%が取引業者数10社未満でした。(図－60)

図－60 1年間に取引があった元請負人の会社数

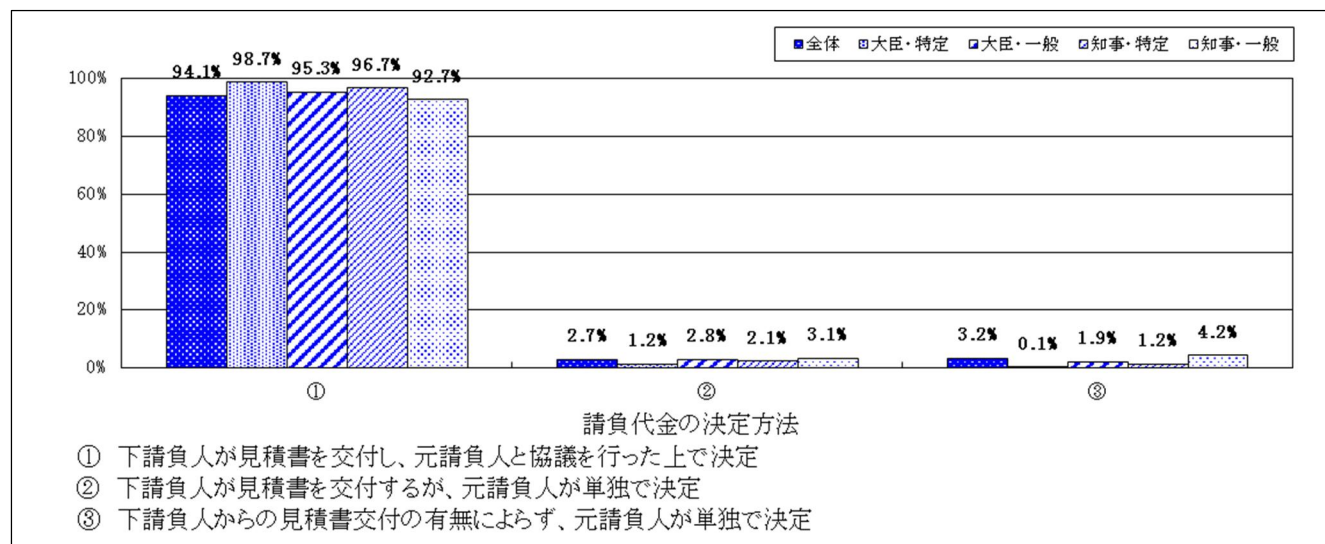


(1)元請人への見積や請負代金の決済方法について

(1)－1 請負代金の決定方法(Q15－1)

請負契約は、元請負人と下請負人の各々対等な立場における合意に基づいて公正に締結することが求められますが、請負代金の決定がどのようなプロセスを経て決定されることが多いか下請負人の立場から回答を求めたところ、「下請負人が見積書を交付し、元請負人と協議を行った上で決定」することが多いという回答が全体で **94.1%**となりました。(図－61)

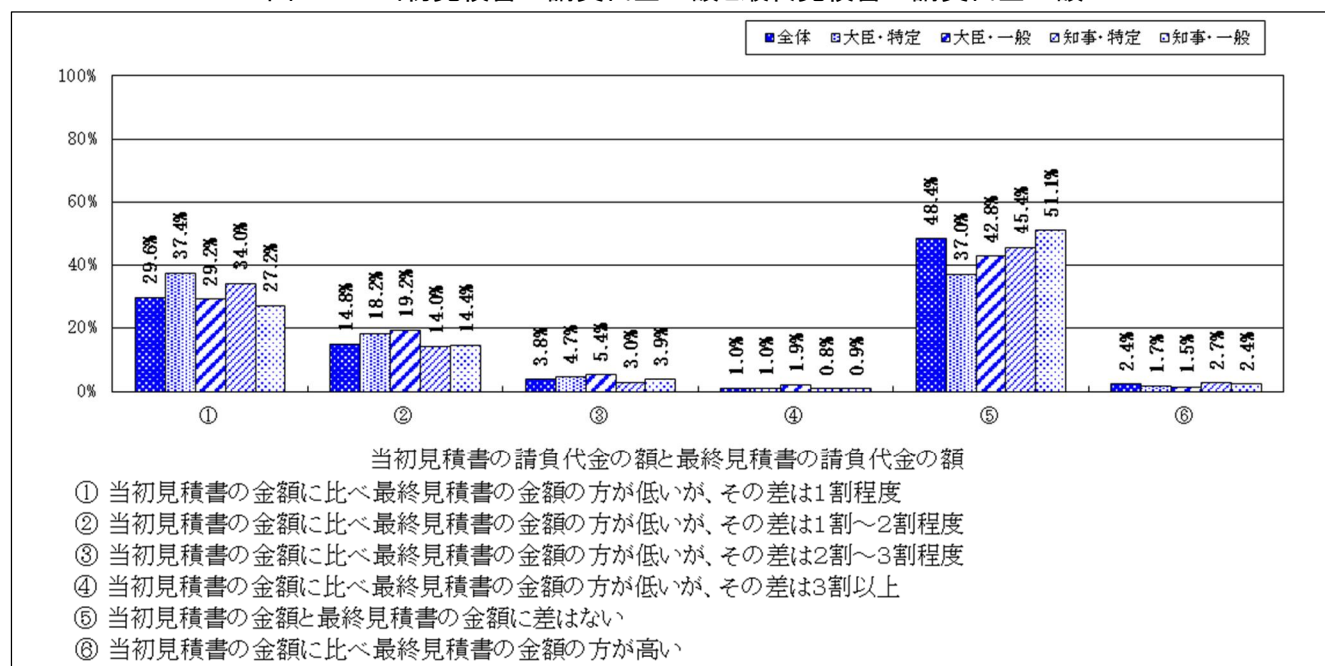
図－61 請負代金の決定方法



(1)－2 当初見積書の請負代金の額と最終見積書の請負代金の額の状況(Q15－2)

元請負人との請負契約に係る当初見積書の請負代金の額と最終見積書の請負代金の額の状況について下請負人の立場から回答を求めたところ、当初見積書と最終見積書の請負代金で、⑤「金額に差はない」と回答した建設業者が最も多く、全体平均で **48.4%**でした。また、当初見積書よりも最終見積書の請負代金の方が①「1割程度」又は②「1割～2割程度低い」と回答した建設業者はあわせて **44.4%**という結果でした。(図－62)

図－62 当初見積書の請負代金の額と最終見積書の請負代金の額

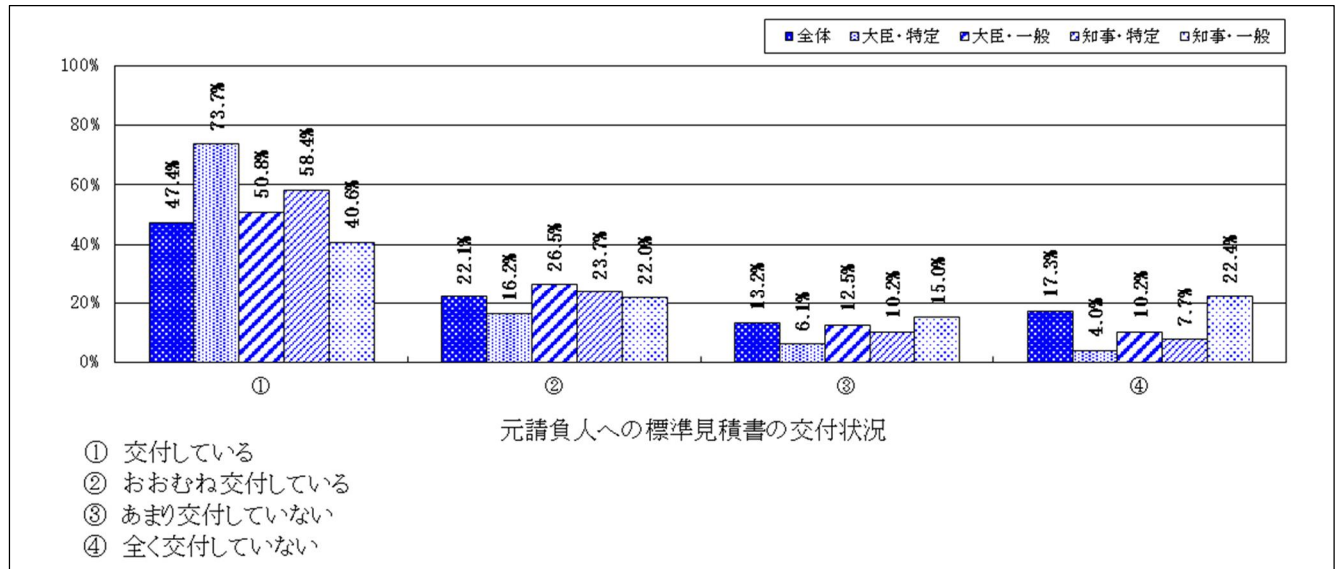


(2) 法定福利費を内訳明示した見積書(標準見積書)の交付状況について

(2)－1 元請負人への標準見積書の交付状況(Q16－1)

下請負人として、元請負人への標準見積書(法定福利費を内訳明示した見積書)の交付状況について回答を求めたところ、「交付している」又は「おおむね交付している」と回答した建設業者はあわせて **69.5%**、「あまり交付していない」又は「全く交付していない」と回答した建設業者は **30.5%**という結果となりました。(図－63)

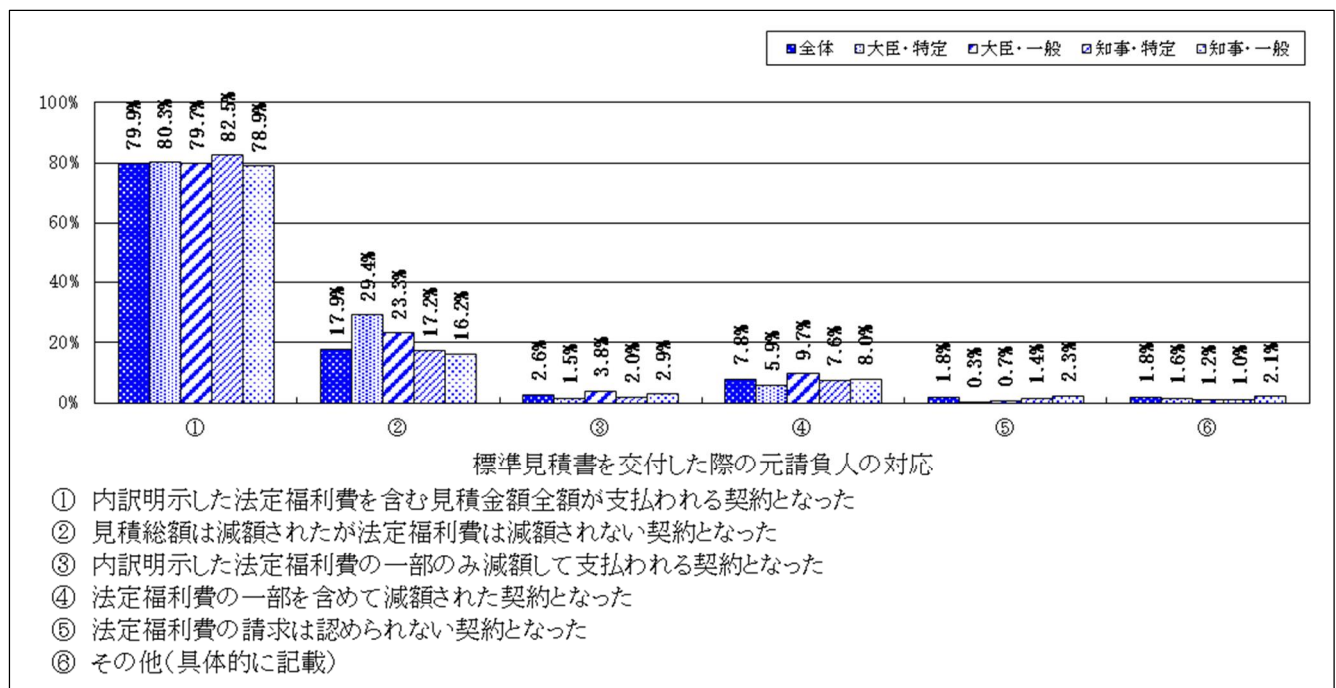
図－63 元請負人への標準見積書の交付状況



(2)－2 標準見積書を交付した際の元請負人の対応(Q16－2)

下請負人として、標準見積書(法定福利費を内訳明示した見積書)を元請負人に交付した際の元請負人の対応について回答を求めたところ、①「内訳明示した法定福利費を含む見積金額全額が支払われる契約となった」と回答した建設業者が **79.9%**、②「見積総額は減額されたが法定福利費は減額されない契約となった」が **17.9%**という結果となりました。(図－64)

図－64 標準見積書を交付した際の元請負人の対応



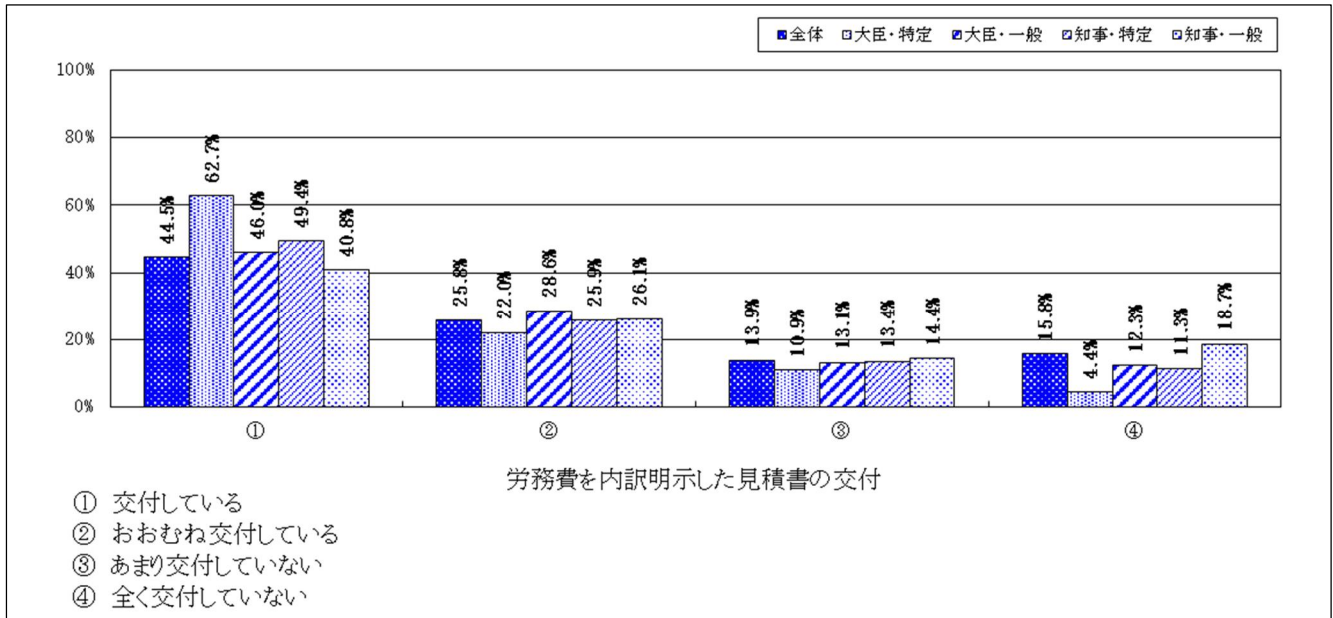
(3) 労務費を内訳明示した見積書の交付状況について

(3)－1 労務費を内訳明示した見積書の交付について(Q17－1)

下請負人として、元請負人への労務費を内訳明示した見積書の交付状況について回答を求めたところ、

- ①「交付している」又は②「おおむね交付している」と回答した建設業者はあわせて **70.3%**でした。一方、
④「全く交付していない」との回答は **15.8%**でした。(図－65)

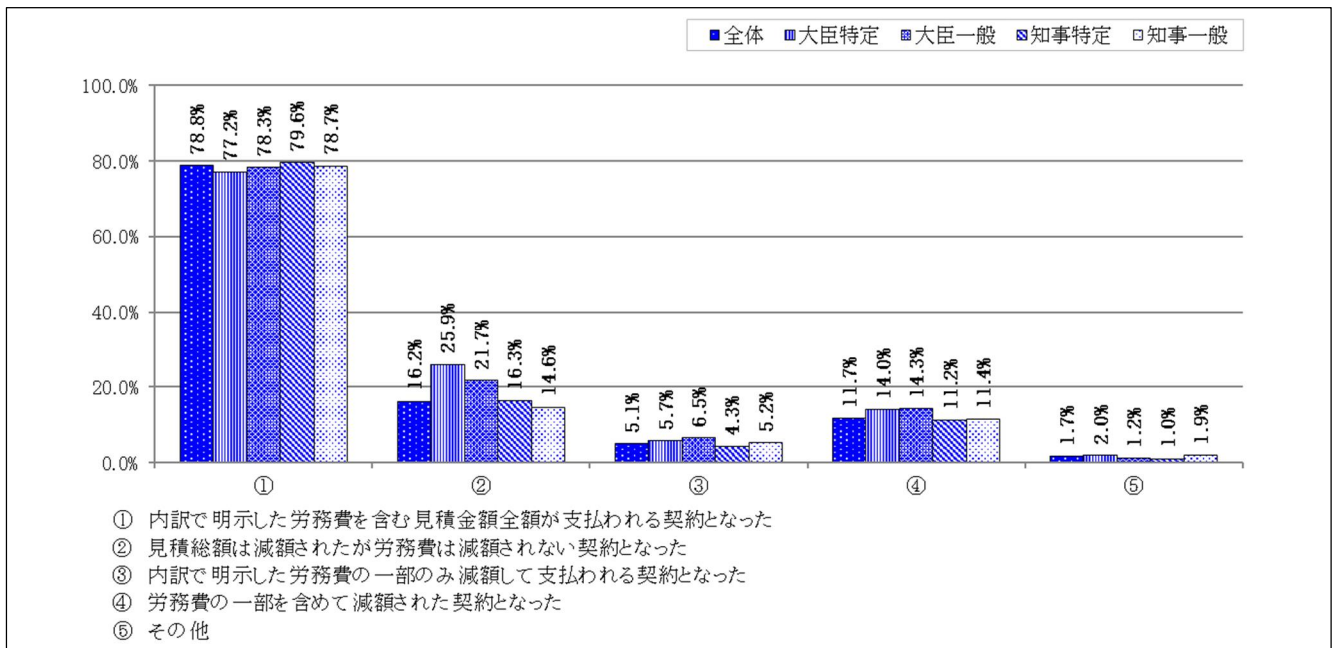
図－65 労務費を内訳明示した見積書の交付



(3)－2 労務費を内訳明示した見積書を交付した際の元請負人の対応について(Q17－2)

下請負人として、労務費を内訳明示した見積書を元請負人に交付した際の元請負人の対応について回答を求めたところ、「内訳で明示した労務費を含む見積金額全額が支払われる契約となった」と回答した建設業者は全体で **78.8%**、「見積総額は減額されたが労務費は減額されない契約となった」が **16.2%**という結果となりました。(図－66)

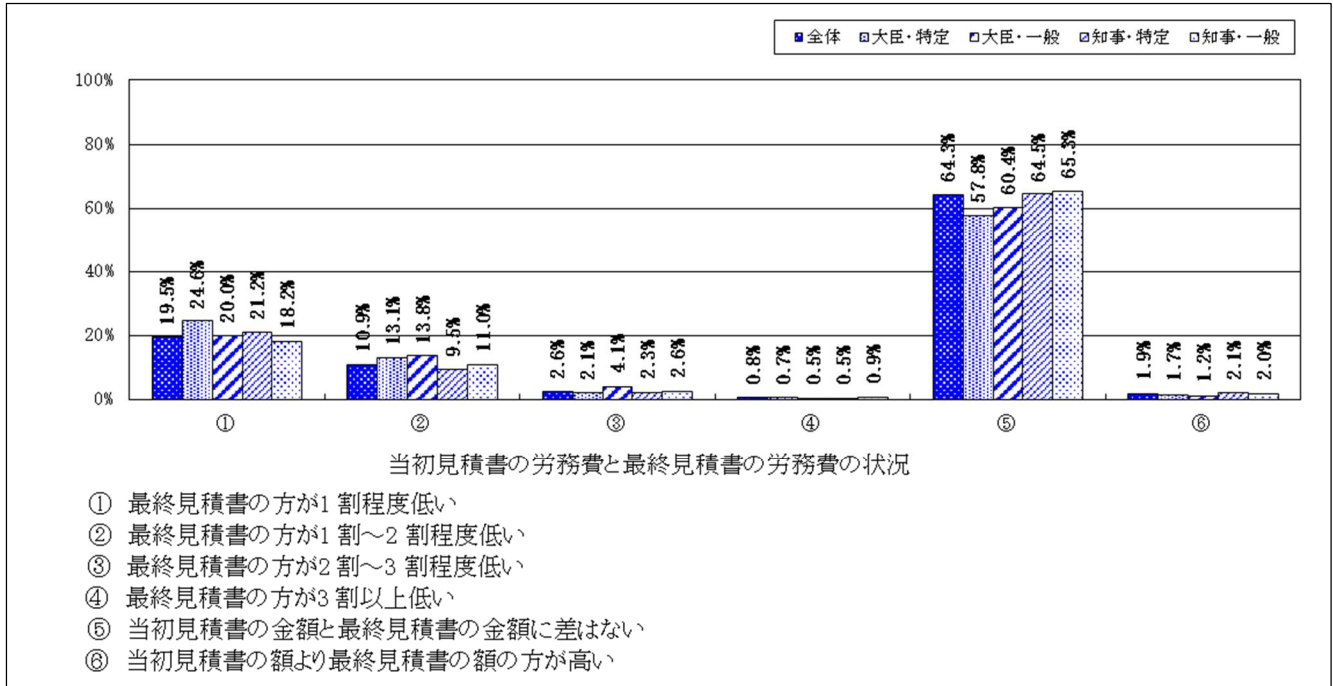
図－66 労務費を内訳明示した見積書を交付した際の元請負人の対応について



(3)－3 当初見積書の労務費と最終見積書の労務費の状況(Q17－3)

当初見積書と最終見積書の請負代金の内訳として、当初見積書の労務費と最終見積書の労務費の状況について下請負人の立場から回答を求めたところ、⑤「当初見積書の金額と最終見積書の金額に差はない」と回答した建設業者が最も多く、全体平均で **64.3%** でした。また、当初見積書よりも最終見積書の労務費の方が1割程度又は1割～2割程度低いと回答した建設業者はあわせて **30.4%** でした。(図－67)

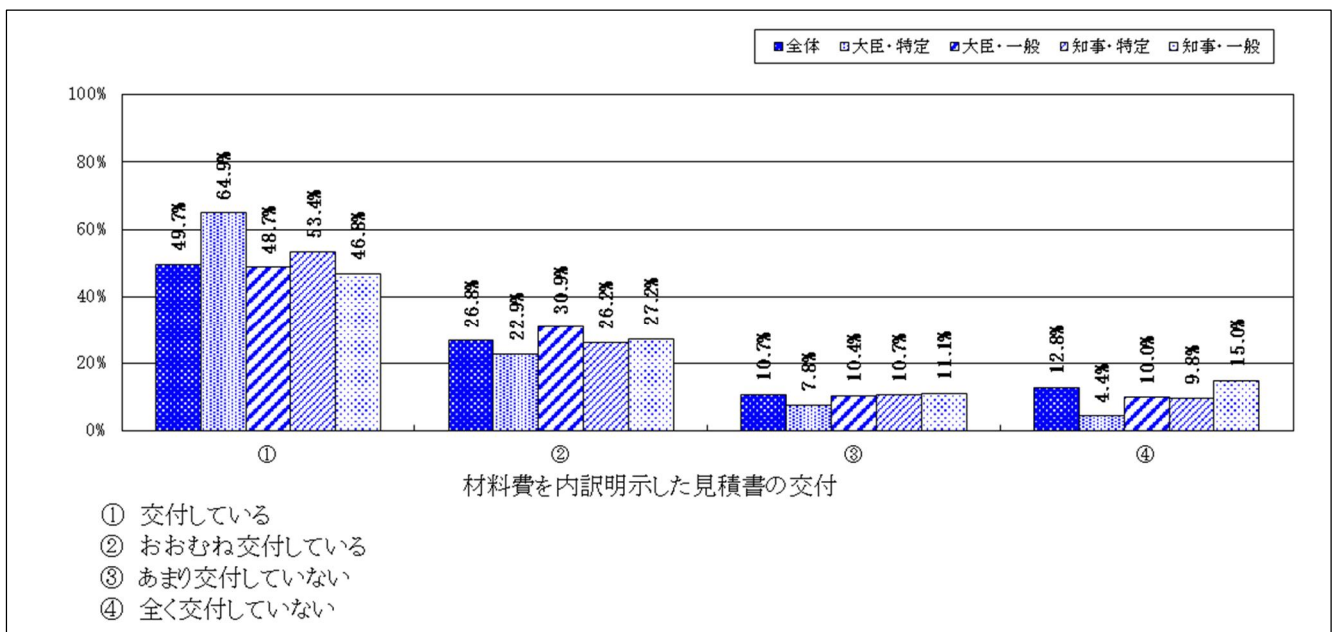
図－67 当初見積書の労務費と最終見積書の労務費の状況



(3)－4 材料費を内訳明示した見積書の交付について(Q17－4)

下請負人として、元請負人への材料費を内訳明示した見積書の交付状況について回答を求めたところ、①「交付している」又は②「おおむね交付している」と回答した建設業者はあわせて **76.5%** でした。一方、④「全く交付していない」との回答は **12.8%** でした。(図－68)

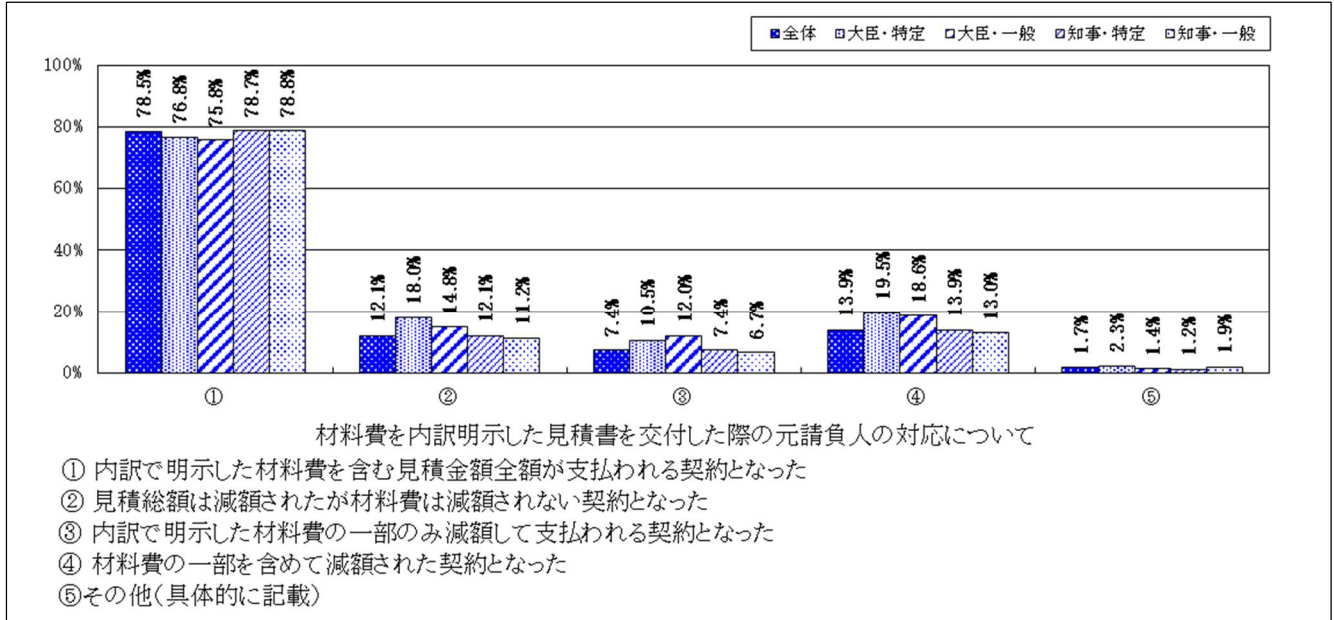
図－68 材料費を内訳明示した見積書の交付



(3)－5 材料費を内訳明示した見積書を交付した際の元請負人の対応について(Q17－5)

下請負人として、材料費を内訳明示した見積書を元請負人に交付した際の元請負人の対応について回答を求めたところ、①「内訳で明示した材料費を含む見積金額全額が支払われる契約となった」と回答した建設業者は全体で **78.5%**、④「材料費の一部を含めて減額された契約となった」が **13.9%**という結果でした。(図－69)

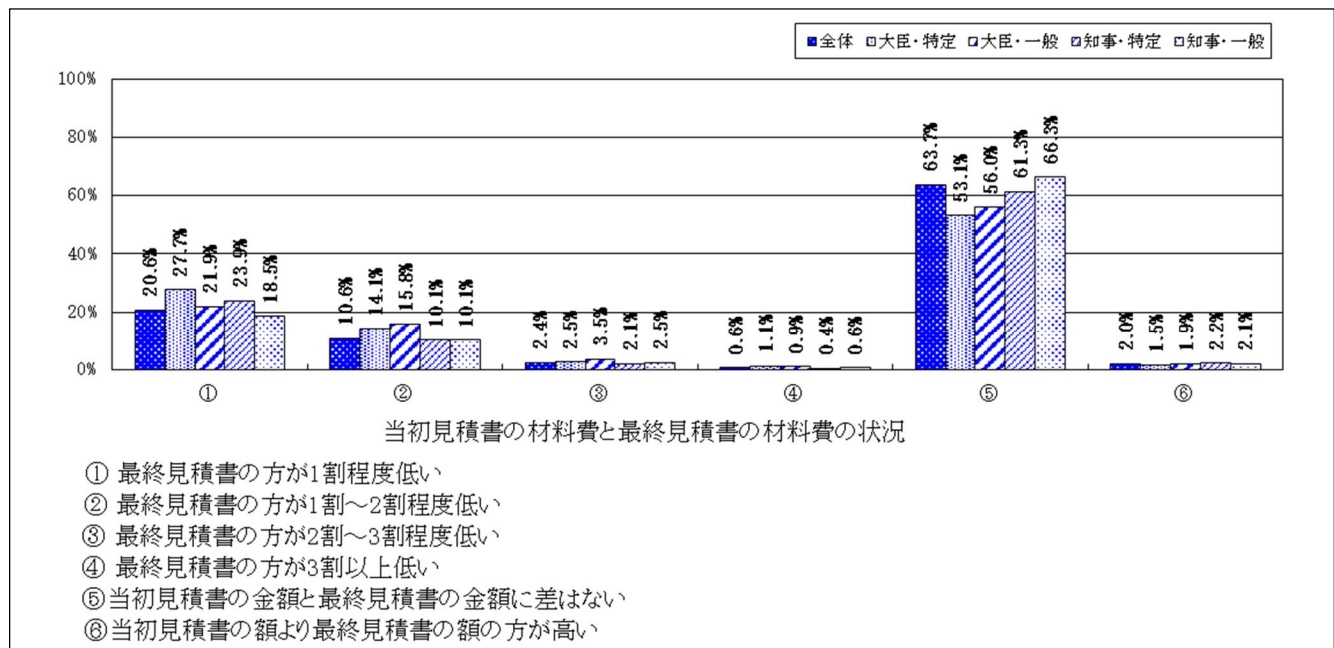
図－69 材料費を内訳明示した見積書を交付した際の元請負人の対応について



(3)－6 当初見積書の材料費と最終見積書の材料費の状況(Q17－6)

当初見積書と最終見積書の請負代金の内訳として、当初見積書の材料費と最終見積書の材料費状況について下請負人の立場から回答を求めたところ、⑤「当初見積書の金額と最終見積書の金額に差はない」と回答した建設業者が最も多く、全体平均で **63.7%**でした。また、①「当初見積書よりも最終見積書の方が1割程度低い」又は②「1割～2割程度低い」と回答した建設業者はあわせて **31.2%**でした。(図－70)

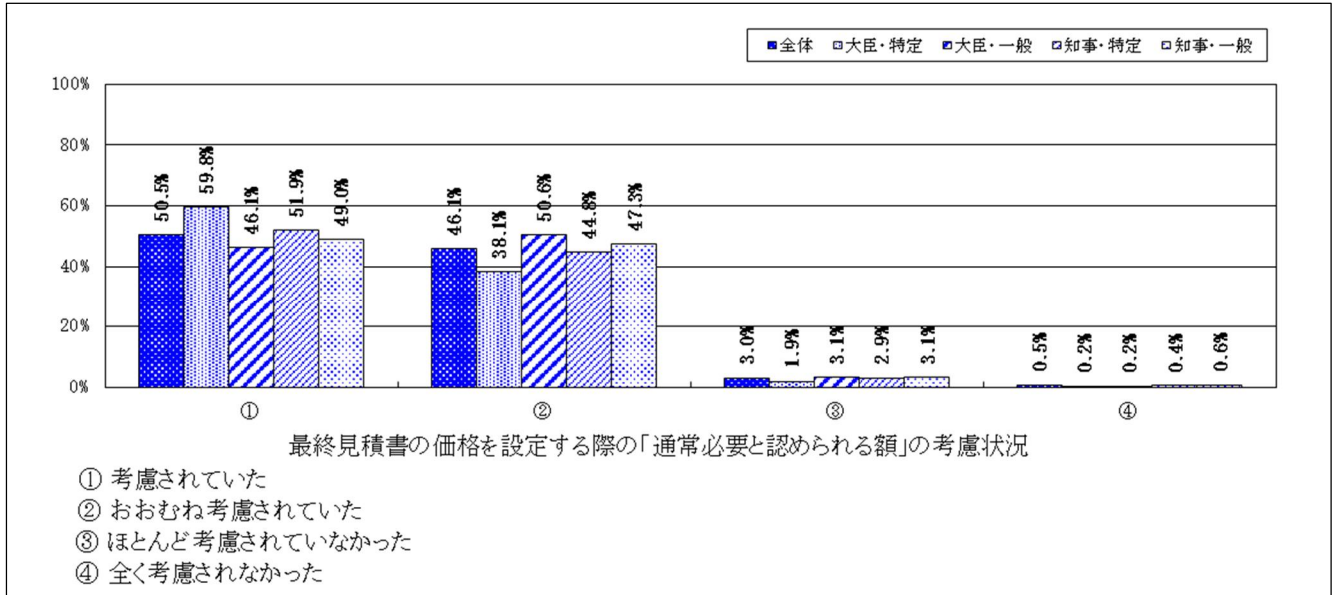
図－70 当初見積書の材料費と最終見積書の材料費の状況



(3)－7 最終見積書の価格を設定する際の「通常必要と認められる額」の考慮状況(Q17－7)

元請負人との価格交渉の結果、請負契約に反映することとなった最終見積書の労務費及び材料費の価格の設定にあたり、元請負人に、当該工事の施工に係る通常必要と認められる額について考慮してもらえたか、その状況について回答を求めたところ、①「考慮されていた」又は②「おおむね考慮されていた」と回答した建設業者はあわせて **96.6%** でした。(図－71)

図－71 最終見積書の価格を設定する際の「通常必要と認められる額」の考慮状況

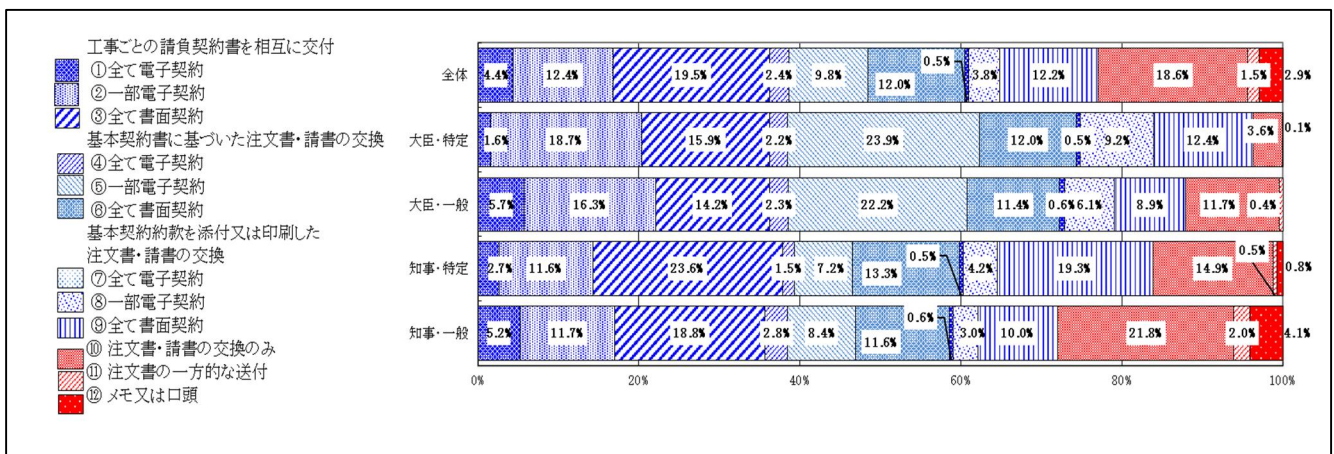


(4) 下請契約の締結状況

(4)－1 契約締結の方法について(Q18－1)

契約締結の方法を問う設問で、「工事ごとの請負契約書を相互に交付」の中では、③「全て書面契約」が一番多く **19.5%** となり、『基本契約書に基づいた注文書・請書の交換』では⑤「一部電子契約」が一番多く **9.8%** となり、『基本契約約款を添付又は印刷した注文書・請書の交換』では⑨「全て書面契約」が一番多く **12.2%**、他方⑩「注文書・請書の交換のみ」は **18.6%** となりました。(図－72)

図－72 契約締結の方法について

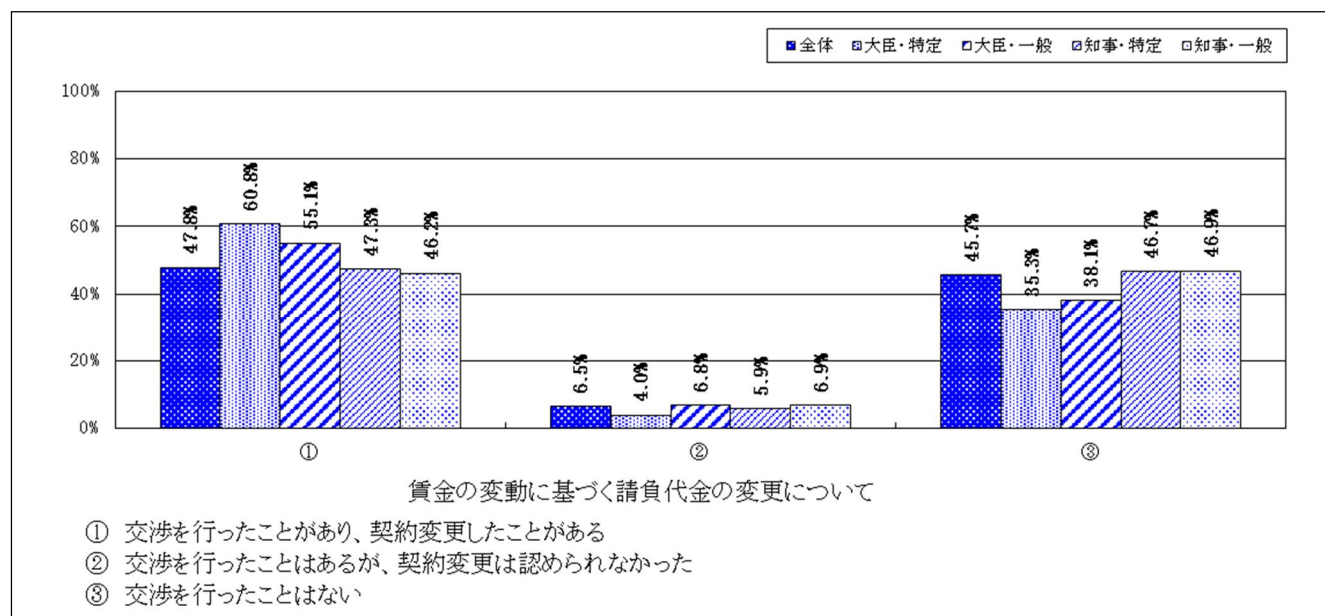


(5) 賃金の変動に基づく請負代金の変更について

(5)－1 賃金の変動に基づく請負代金の変更について(Q19－1)

これまでに、設計労務単価上昇等賃金の変動に基づき、元請負人と請負代金の変更について交渉を行ったことがあるかについて、下請負人の立場から回答を求めたところ、①「交渉を行ったことがあり、契約変更したことがある」が全体で **47.8%**、③「交渉を行ったことがない」が **45.7%**、②「交渉を行ったことはあるが、契約変更は認められなかった」が **6.5%**でした。(図－73)

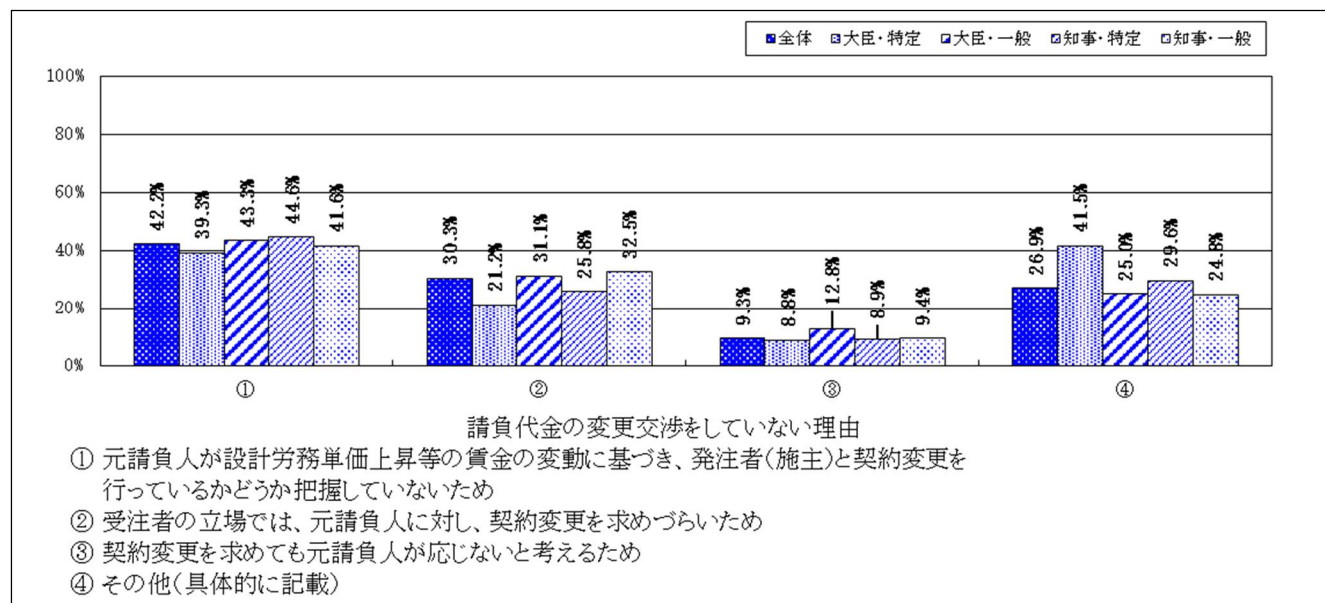
図－73 賃金の変動に基づく請負代金の変更について



(5)－2 請負代金の変更交渉をしていない理由(Q19－2)

元請負人との請負代金の変更交渉を行っていない理由については、①「元請負人が設計労務単価上昇等の賃金の変動に基づき、発注者(施主)と契約変更を行っているかどうか把握していないため」が **42.2%**と一番多く、②「受注者の立場では、元請負人に対し、契約変更を求めづらいため」が **30.3%**でした。また、③「契約変更を求めても元請負人が応じないとするため」は **9.3%**でした。(図－74)

図－74 請負代金の変更交渉をしていない理由



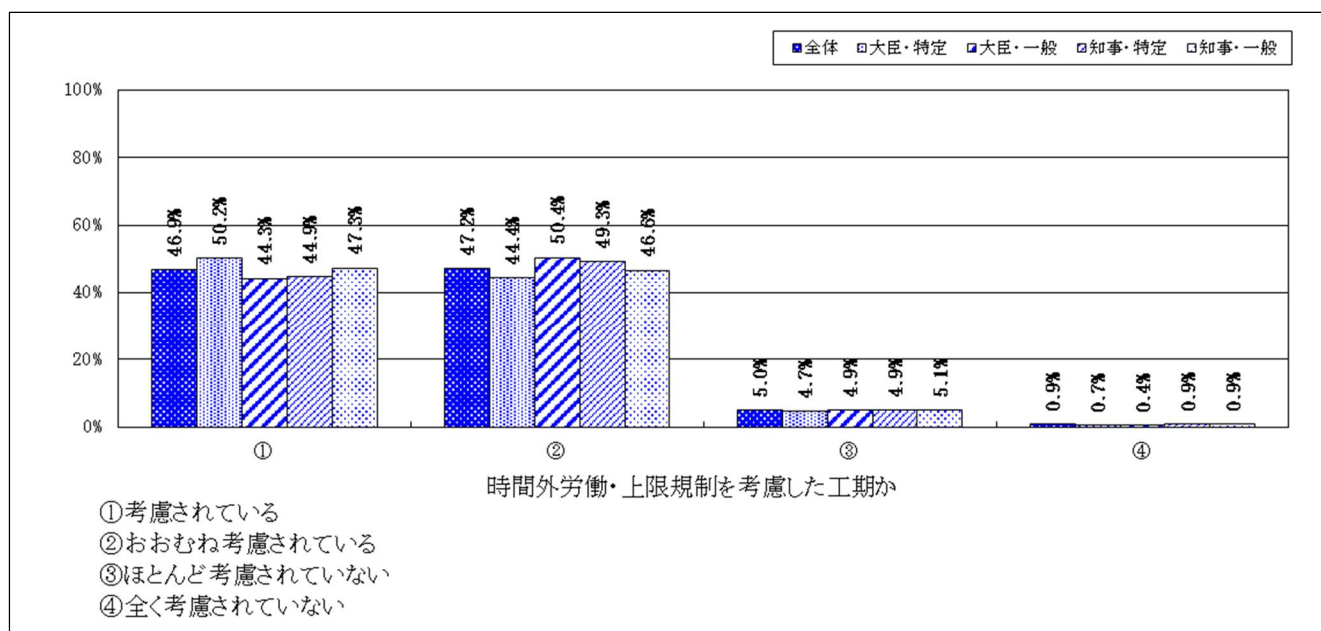
Ⅲ 元請負人との取引についての設問

(1) 工期について

(1)－1 工期を設定する際の時間外労働上限規制の考慮状況(Q20－1)

建設工事を元請負人から請け負う際に、元請負人により設定された工期は、時間外労働の上限規制(令和6年4月適用)を考慮したものとなっているかについて、下請負人の立場から回答を求めたところ、「考慮されている」が46.9%、「おおむね考慮されている」が47.2%でした。(図－75)

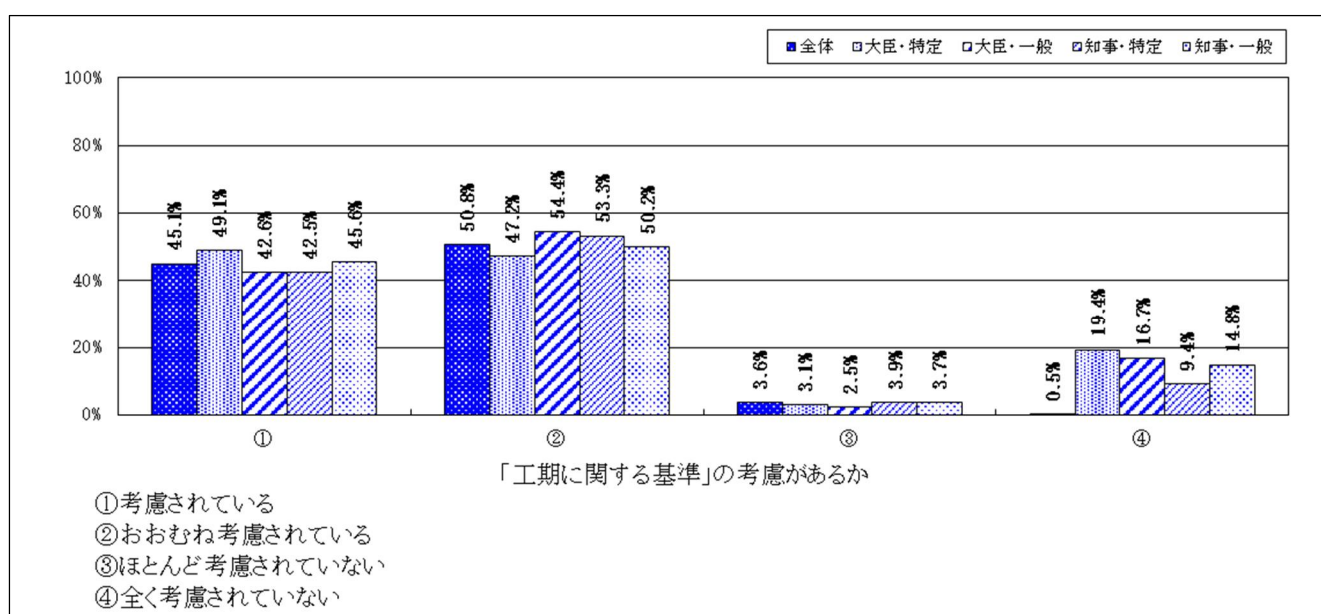
図－75 時間外労働・上限規制を考慮した工期か



(1)－2 工期を設定する際の「工期に関する基準」の考慮状況(Q20－2)

建設工事を元請負人から請け負う際に、元請負人により設定された工期は、「工期に関する基準」を考慮したものとなっているかについて、下請負人の立場から回答を求めたところ、「考慮されている」又は「概ね考慮されている」が合わせて95.9%、「ほとんど考慮されていない」又は「全く考慮されていない」が合わせて4.1%でした。(図－76)

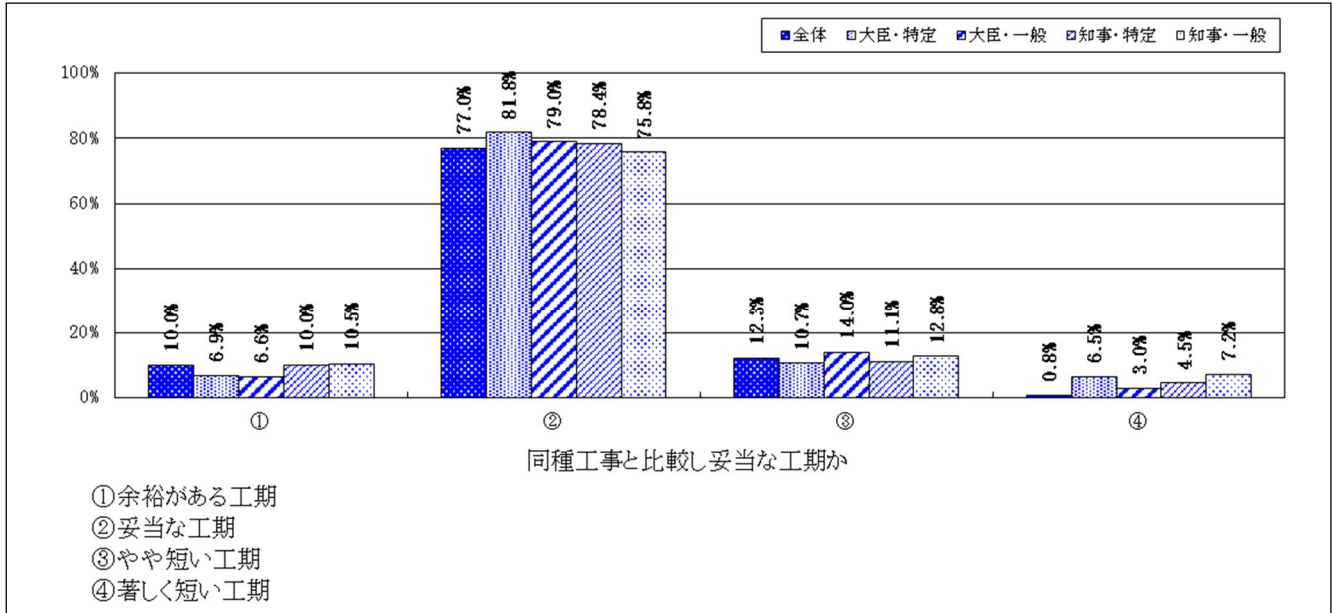
図－76 「工期に関する基準」の考慮があるか



(1)－3 工期の設定状況(Q20－3)

建設工事を元請負人から請け負う際に、元請負人の設定する工期は、同種のお工事と比較してどの程度であることが多いかについて、下請負人の立場から回答を求めたところ、「余裕がある工期」又は「妥当な工期」と回答した建設業者があわせて **87.0%** でした。(図－77)

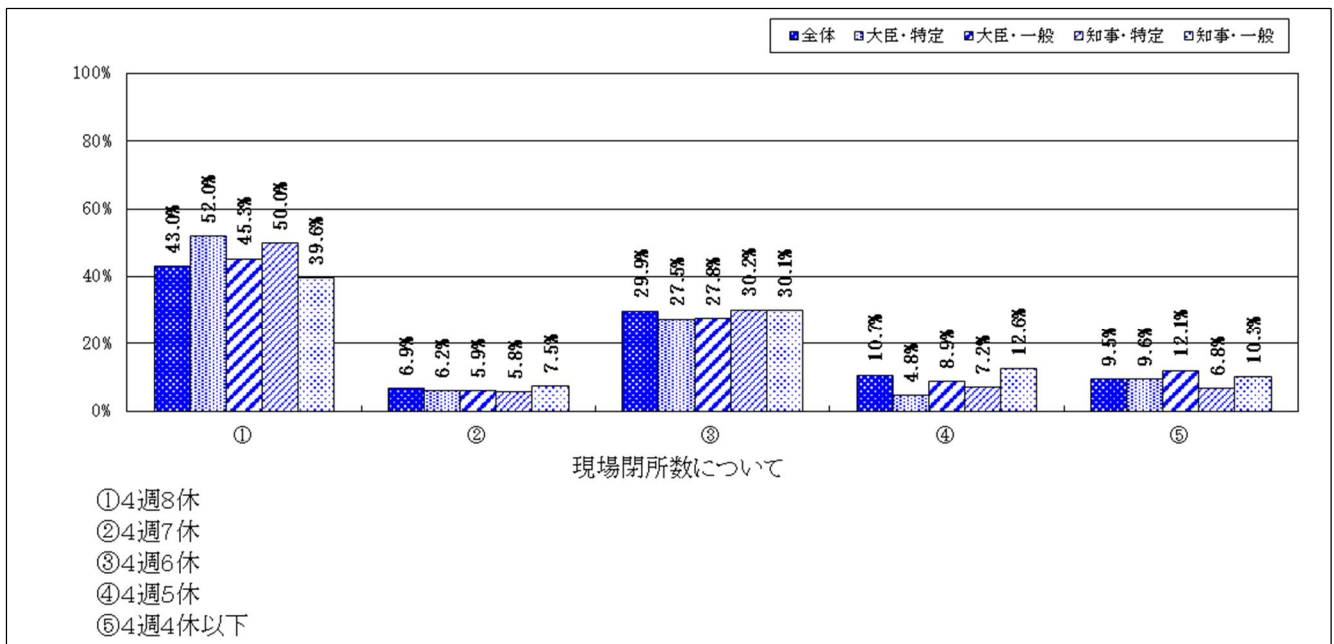
図－77 同種工事と比較し妥当な工期か



(1)－4 現場閉所数について(Q20－4)

元請負人から請け負う工事の現場閉所数について、下請負人の立場から回答を求めたところ、①「4週8休」が **43.0%** と一番多く、次に③「4週6休」が **29.9%** でした。一方、⑤「4週4休以下」とする建設業者は **9.5%** でした。(図－78)

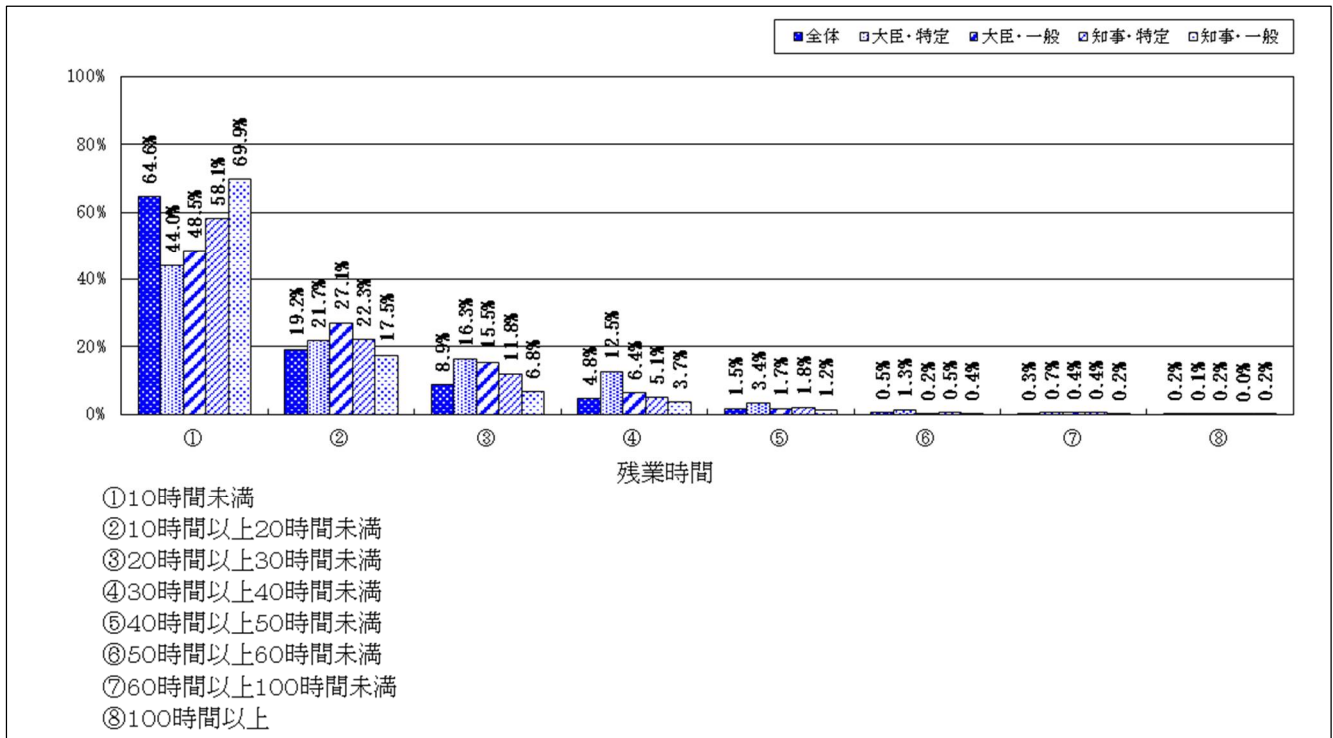
図－78 現場閉所数について



(1)－5 残業時間(Q20－5)

下請契約に係る平均残業時間について、下請負人の立場から回答を求めたところ、「10時間未満」が **64.6%**と最も多く、次いで「10時間以上20時間未満」が **19.2%**、「20時間以上30時間未満」が **8.9%**でした。(図－79)

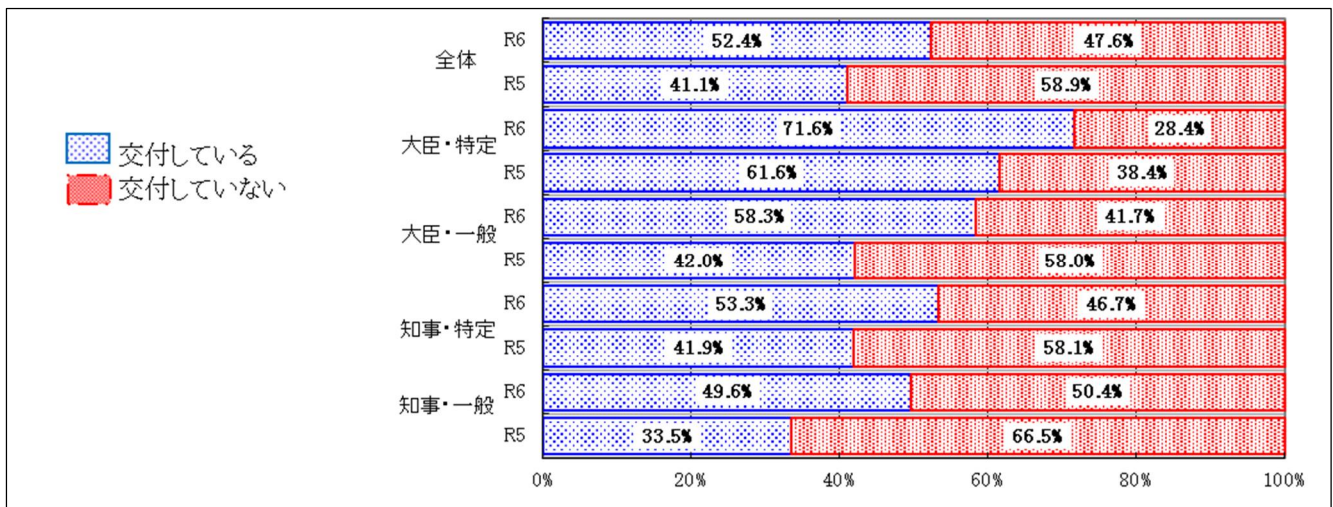
図－79 残業時間



(1)－6 工期の見積書元請負人への交付状況(Q20－6)

下請負人として、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにした見積書の作成・元請負人への交付状況について回答を求めたところ、工期の見積書を「交付している」は **52.4%**(昨年度 **41.1%**)でした。(図－80)

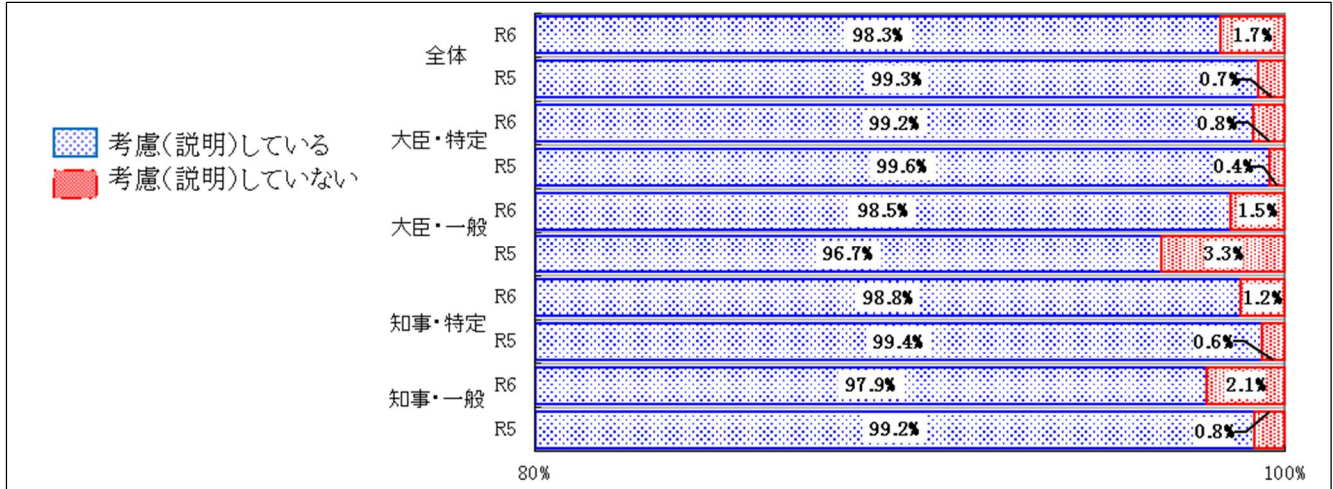
図－80 工期の見積書元請負人への交付状況



(1)ー7 資材納期を考慮した工期の見積り状況(Q20ー7)

下請負人として、工期の見積書を元請負人に交付する場合において、資材納期の長期化が見られるとき、当該納期を考慮した工期の見積りを行っているか(元請負人に納期の長期化を説明しているか)について回答を求めたところ、**98.3%**の建設業者が考慮・説明している状況でした。(図ー81)

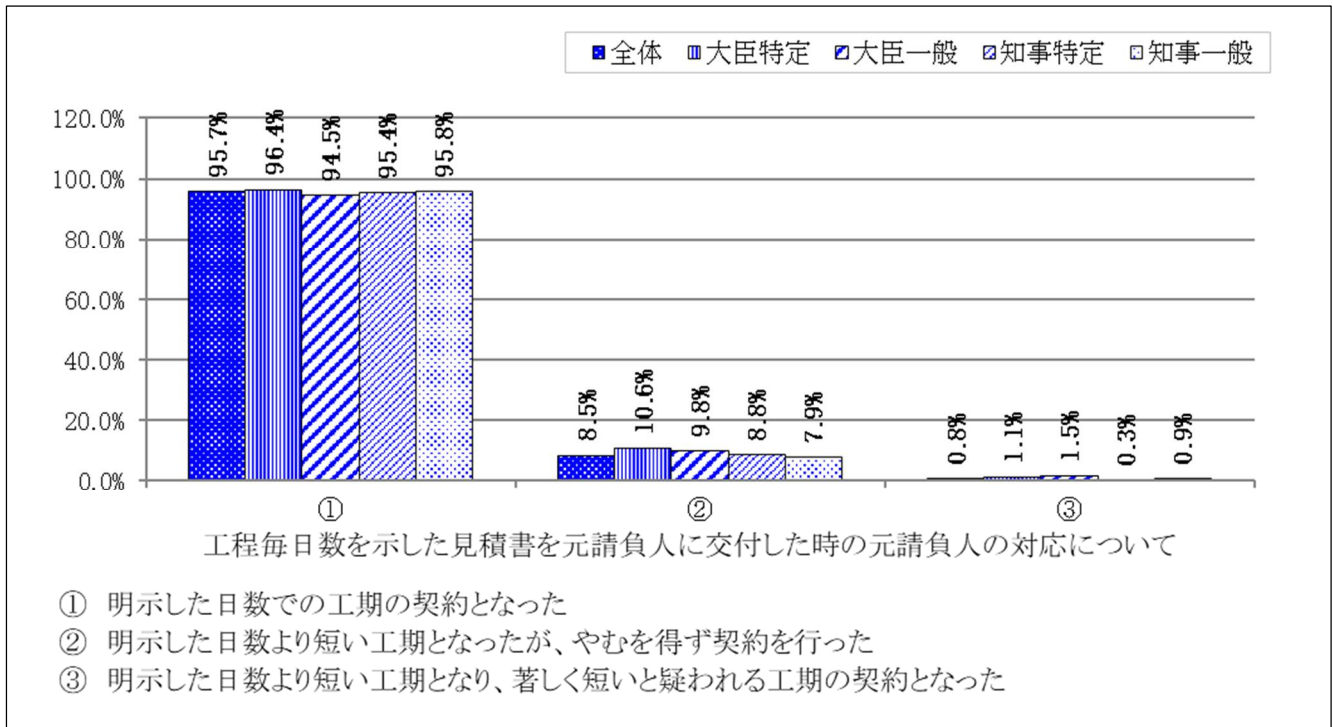
図ー81 資材納期を考慮した工期の見積り状況



(1)ー8 工程毎日数を示した見積書を元請負人に交付した際の元請負人の対応について(Q20ー8)

下請負人として、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにした見積書を交付した際の元請負人の対応について回答を求めたところ、「明示した日数での工期の契約となった」が**95.7%**(昨年度**96.4%**)という結果でした。(図ー82)

図ー82 工程毎日数を示した見積書を元請負人に交付した時の元請負人の対応について

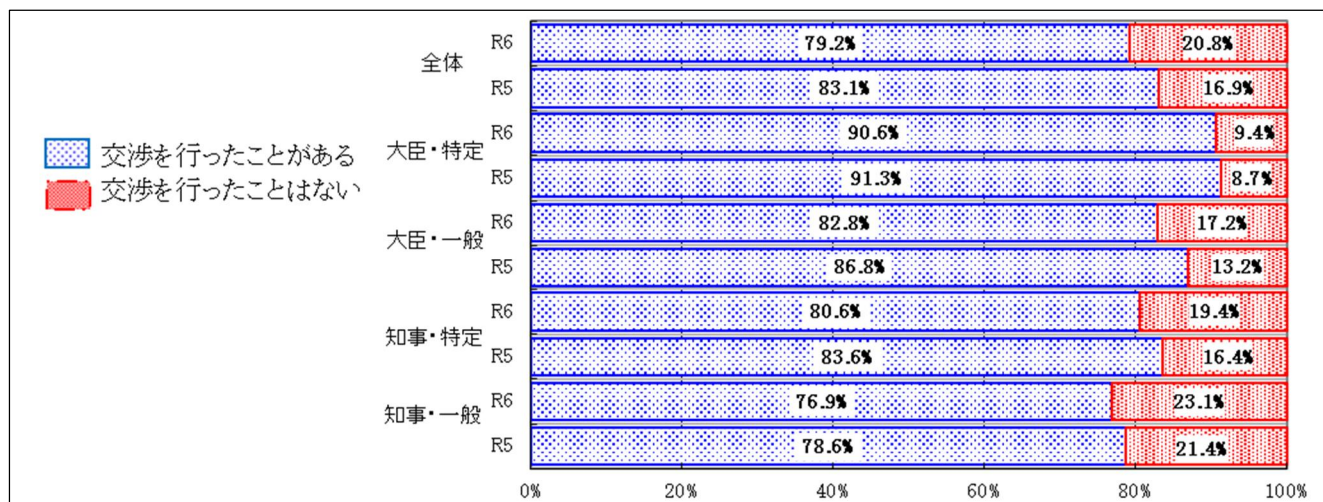


(1)－9 元請負人との工期の変更交渉について(Q20－9)

下請契約に定められた工期内に、下請負人の責によらない事由により工事の完成が難しいと判断した場合において、元請負人と工期の変更交渉を行ったことがあるかについて、下請負人の立場から回答を求めたところ、工期の変更交渉を行ったことがあると回答したのは **79.2%**(昨年度 **83.1%**)でした。(図－83)

※本年度は、昨年度に比べ、調査業者数及び許可区分(大臣特定・大臣一般・知事特定・知事一般の別)の割合に大きな変動があるため、単純な過年度比較は行えないことにご留意下さい。

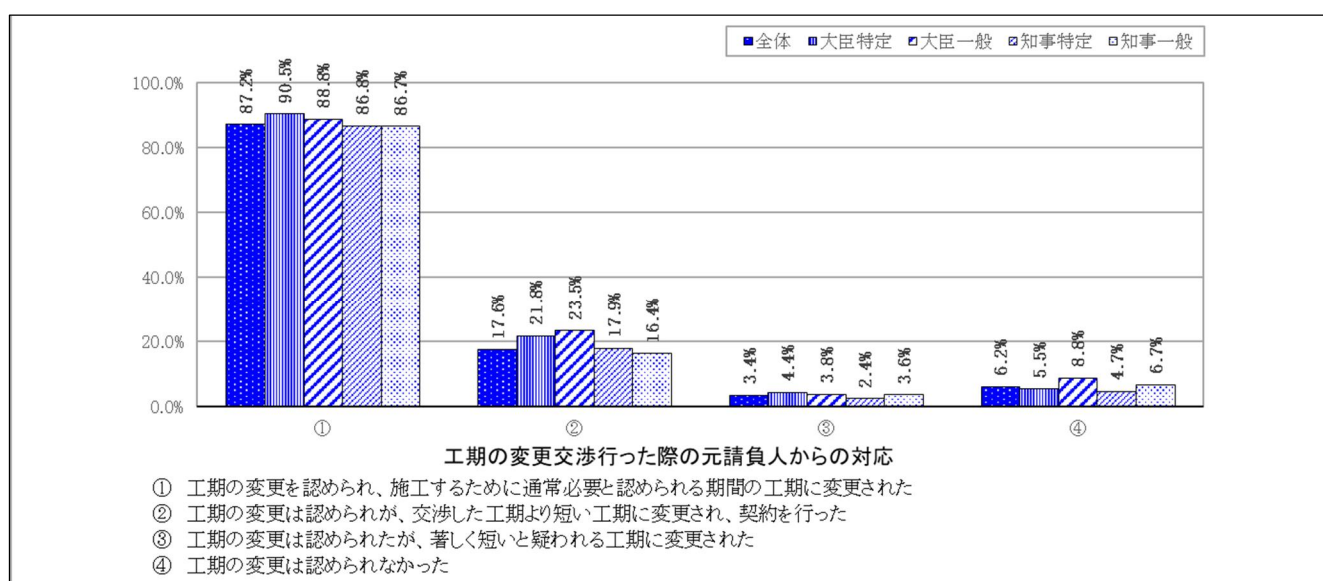
図－83 工期の変更交渉の有無



(1)－10 工期の変更交渉を行った際の元請負人の対応について(Q20－10)

工期の変更交渉を行った際の元請負人の対応については、①「工期の変更を認められ、施工するために通常必要と認められる期間の工期に変更された」との回答が **87.2%**、②「工期の変更を認められ、交渉した工期より短い工期に変更されたが、やむを得ず契約を行った」との回答が **17.6%**という結果となりました。(図－84)

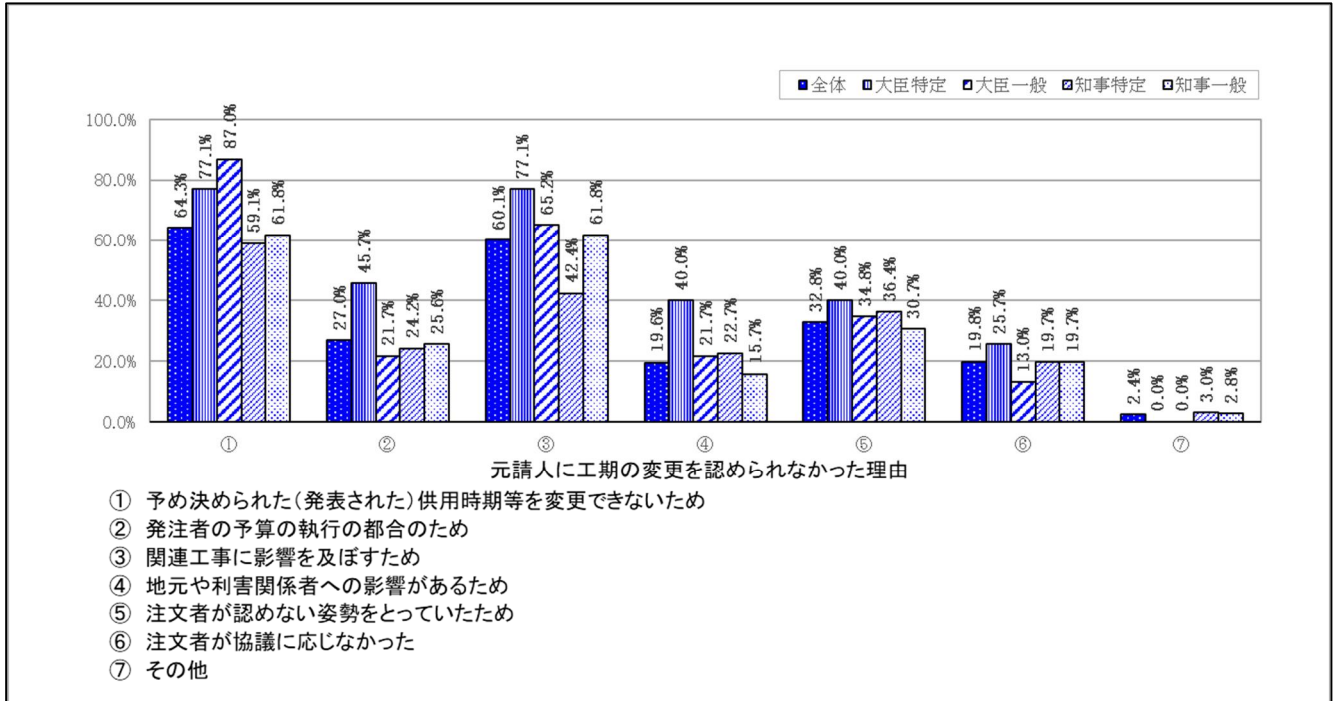
図－84 工期の変更交渉を行った際の元請負人の対応



(1)－11 元請負人に工期の変更を認められなかった理由(Q20－11)

当初契約又は変更契約の際に、元請負人から工期の変更が認められなかった理由について、下請負人の立場から回答を求めたところ、「予め決められた(発表された)供用時期等を変更できないため」が **64.3%**、「関連工事に影響を及ぼすため」が **60.1%**という結果でした。(図－85)

図－85 元請負人に工期の変更を認められなかった理由

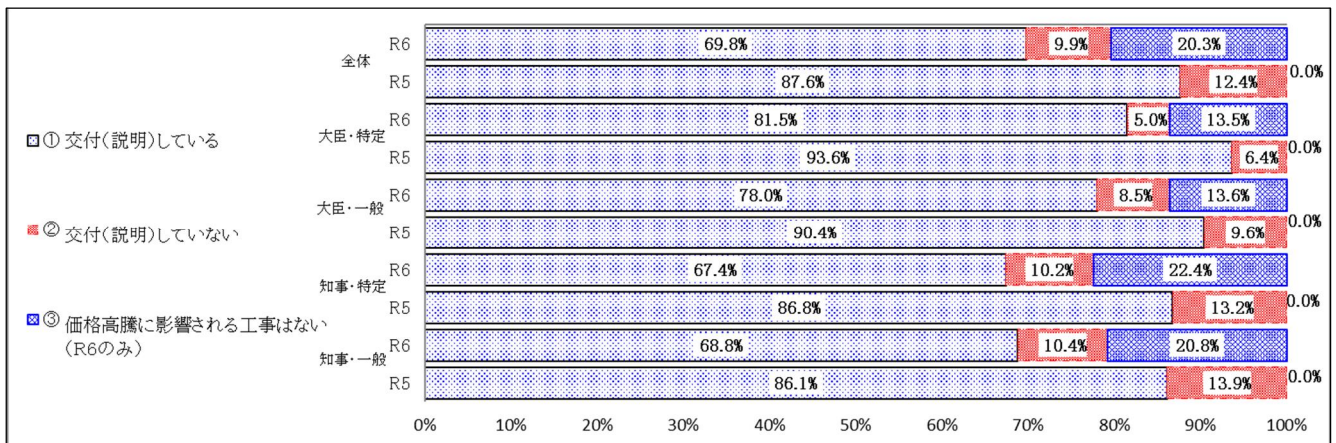


(2) 価格について

(2)－1 価格高騰を考慮した積算、見積書の元請負人への交付(Q21－1)

下請負人として、元請負人に見積書を交付する際、資材等価格の高騰を考慮した積算を行い、見積書を交付している(元請負人に価格高騰の説明をしている)と回答したのは、**69.8%**(昨年度 **87.6%**)でした。(図－86)
 ※本年度は、昨年度に比べ、調査業者数及び許可区分(大臣特定・大臣一般・知事特定・知事一般の別)の割合に大きな変動があるため、単純な過年度比較は行えないことにご留意下さい。

図－86 価格高騰を考慮した積算、見積書の元請負人への交付

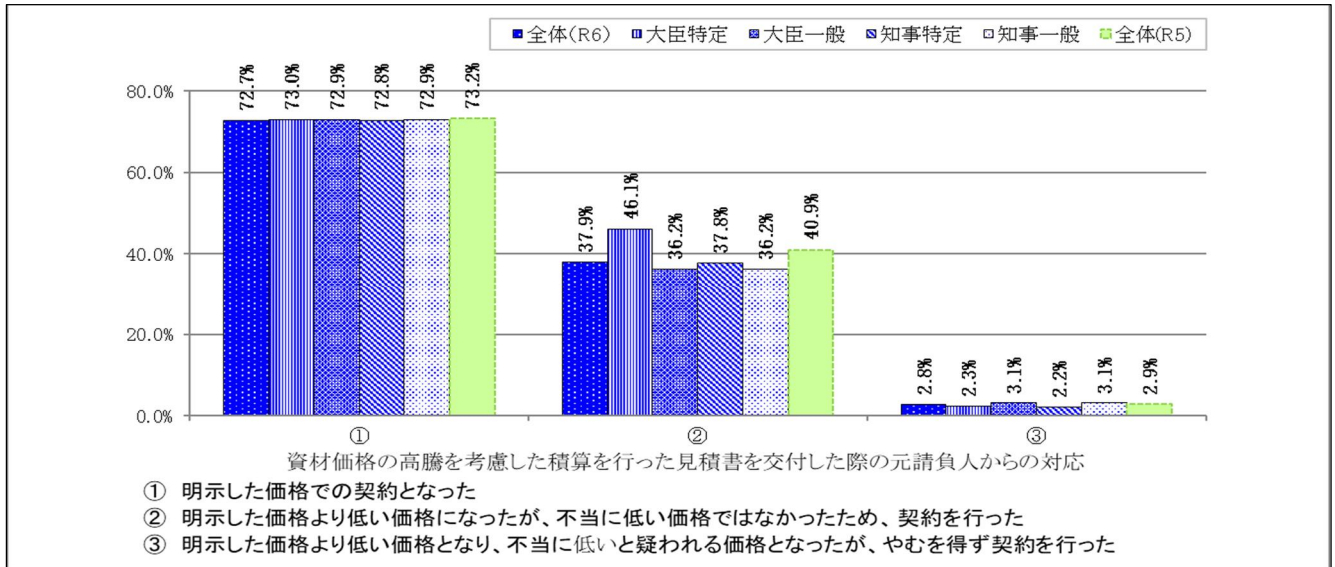


(2)－2 資材価格高騰を考慮した見積書を交付した際の元請負人の対応(Q21－2)

下請負人として、資材等価格の高騰を考慮した積算を行い、見積書を交付した際の元請負人の対応については、「明示した価格での契約となった」との回答が **72.7%**、「明示した価格より低い価格になったが、不当に低い価格ではなかったため、契約を行った」との回答が **37.9%**という状況でした。(図－87)

※本年度は、昨年度に比べ、調査業者数及び許可区分(大臣特定・大臣一般・知事特定・知事一般の別)の割合に大きな変動があるため、単純な過年度比較は行えないことにご留意下さい。

図－87 資材等価格の高騰を考慮した積算を行った見積書を交付した際の元請負人からの対応

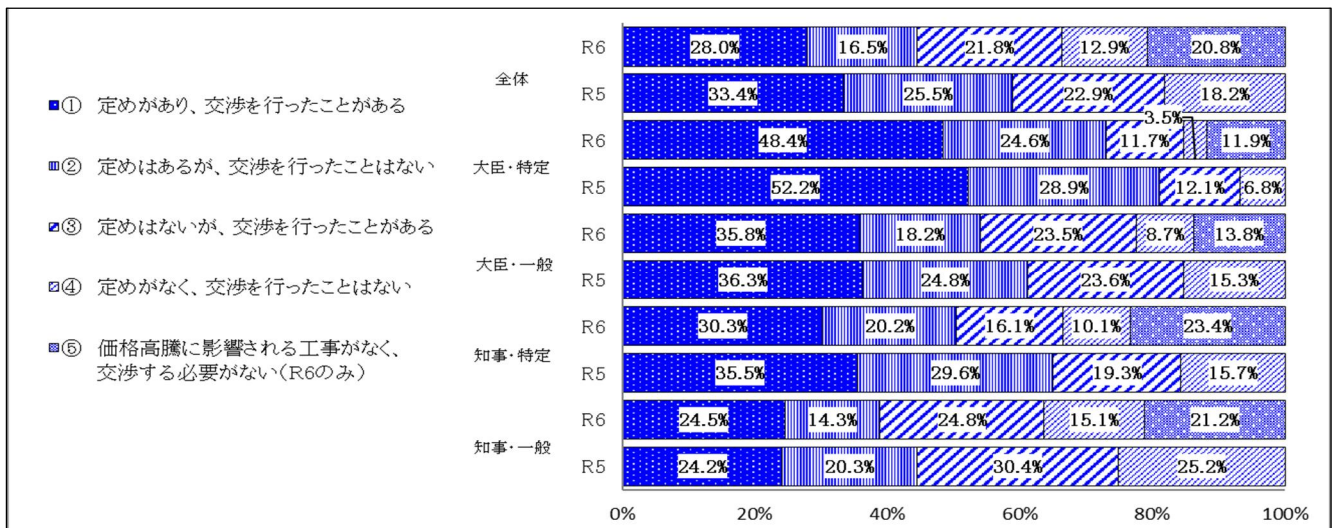


(2)－3 元請負人との価格の変更交渉について(Q21－3)

下請負人として、元請負人との契約書(注文書・請書等も含む。)に、「価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の定めがあり、価格の変更交渉を行ったことがある」との回答は **28.0%**(昨年度 **33.4%**)、「定めはないが交渉を行ったことがある」との回答は **21.8%**(昨年度 **22.9%**)と、**49.8%**が変更交渉を行っていました。(図－88)

※本年度は、昨年度に比べ、調査業者数及び許可区分(大臣特定・大臣一般・知事特定・知事一般の別)の割合に大きな変動があるため、単純な過年度比較は行えないことにご留意下さい。

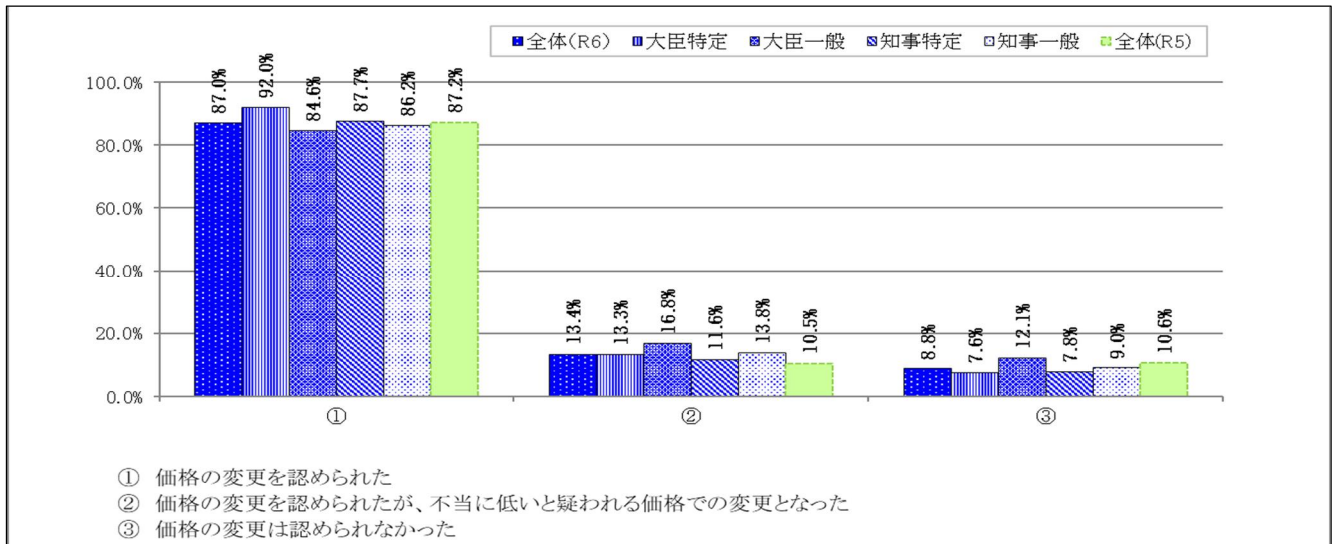
図－88 価格の変更交渉の有無



(2)－4 価格の変更交渉を行った際の元請負人の対応(Q21－4)

請負契約後の資材等価格の高騰といった状況変化により、価格の変更交渉を行った際の元請負人の対応については、「価格の変更を認められた」との回答が **87.0%** (昨年度 **87.2%**) という結果となりました。
(図－89)

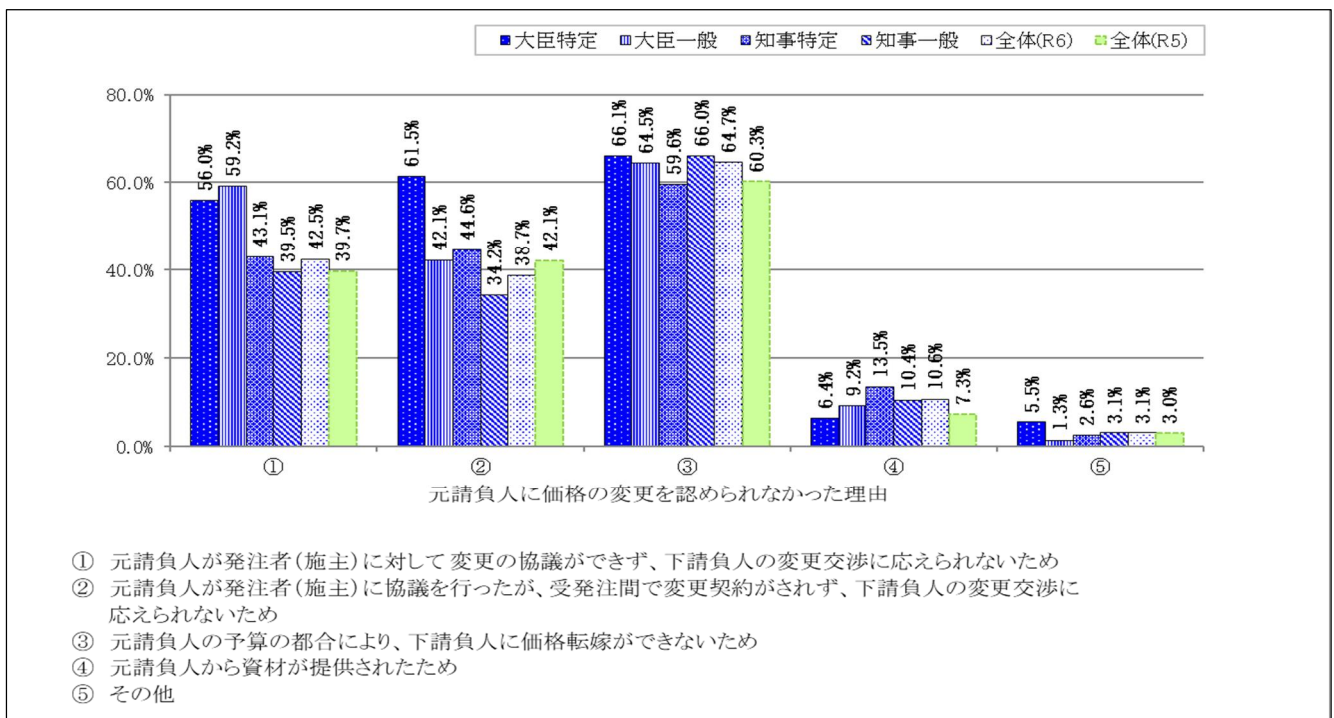
図－89 価格の変更交渉を行った際の元請負人の対応



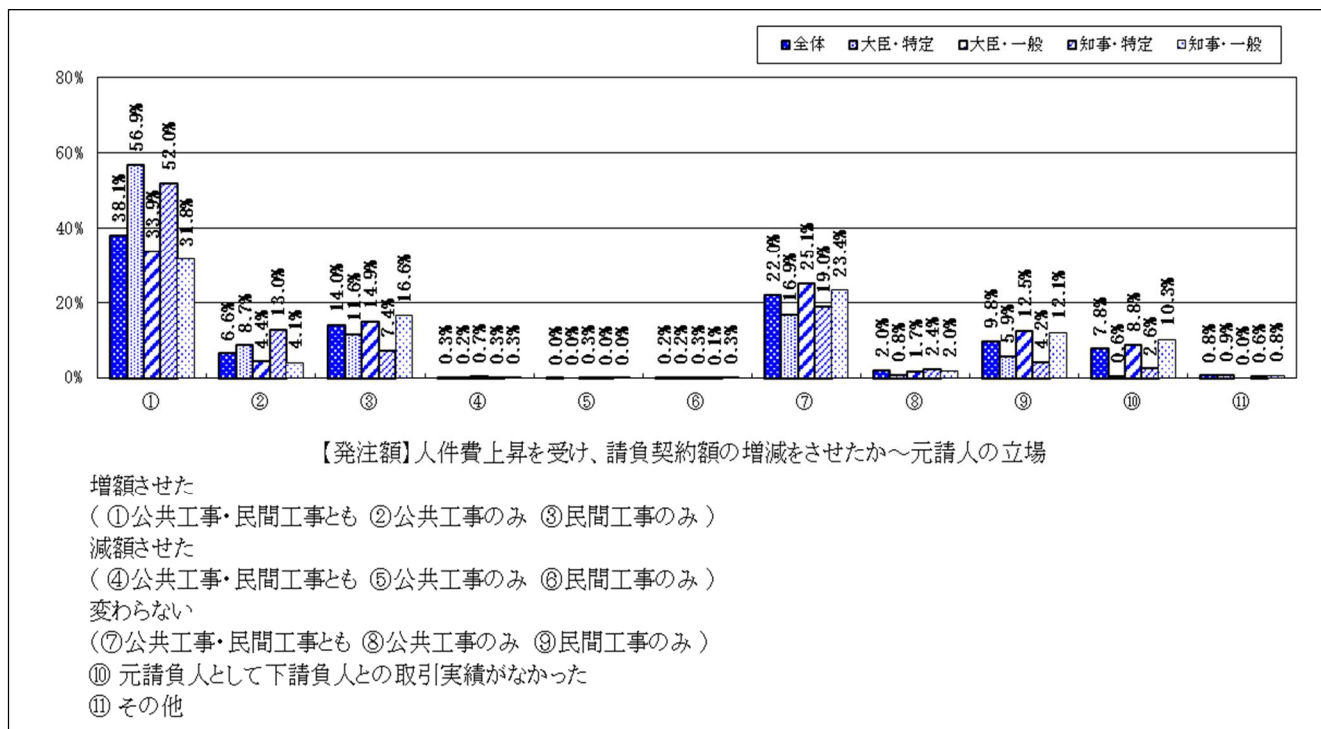
(2)－5 元請負人に価格の変更を認められなかった理由(Q21－5)

当初契約又は変更契約の際に、元請負人から価格の変更が認められなかった理由について、下請負人の立場から回答を求めたところ、③「元請負人の予算の都合により、下請負人に価格転嫁ができないため」が **64.7%** (昨年度 **60.3%**)、②「元請負人が発注者(施主)に協議を行ったが、受発注間で変更契約がされず、下請負人の変更交渉に応えられないため」が **38.7%** (昨年度 **42.1%**) という結果となりました。(図－90)

図－90 元請負人に価格の変更を認められなかった理由



Ⅳ 雇用する技能労働者の賃金等について(Q23)

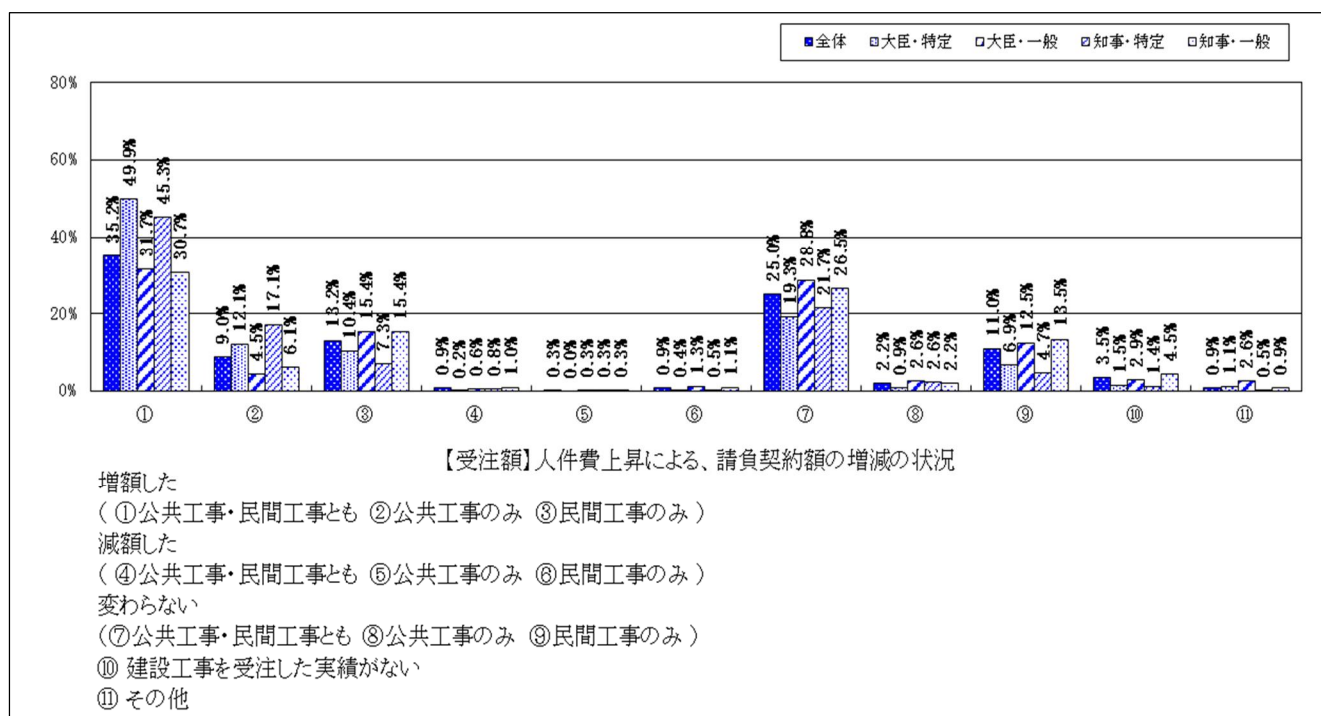


(1) 請負契約額の増減(Q23)

(1)－1 人件費上昇による請負契約額の増減の状況(受注者の立場)(Q23－1)

受注者として、人件費上昇による発注者(施主)又は元請負人との請負契約額の増減の状況について回答を求めたところ、①「公共工事・民間工事ともに増額した」との回答が **35.2%**、⑦「公共工事・民間工事ともに変わらない」が **25.0%**、③「民間工事のみ増額した」が **13.2%**、②「公共工事のみ増額した」が **9.0%**という結果となりました。(図－91)

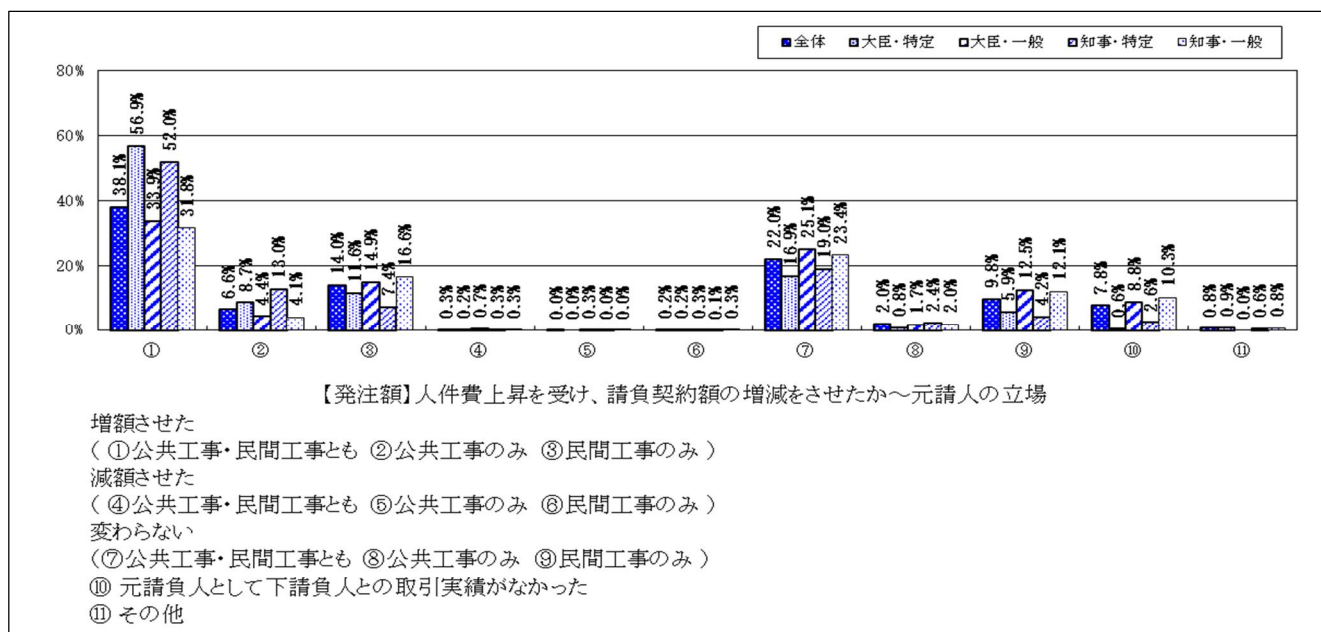
図－91 【受注額】人件費上昇による請負契約額の増額の状況



(1)－2 人件費上昇による請負契約額の増額の状況(元請負人の立場)(Q23－2)

元請負人の立場として、人件費の上昇を受けて、発注額(請負契約額)を増減させたかについて回答を求めたところ、①「公共工事・民間工事ともに増額させた」との回答が一番多く**38.1%**となり、⑦「公共工事・民間工事ともに変わらない」が**22.0%**、③「民間工事のみ増額させた」**14.0%**、②「公共工事のみ増額させた」**6.6%**が続く結果となりました。いずれも、特定業者の増額率が一般業者と比べると高い状況でした。(図－92)

図－92 人件費上昇による請負契約額の増減の状況(元請負人の立場)

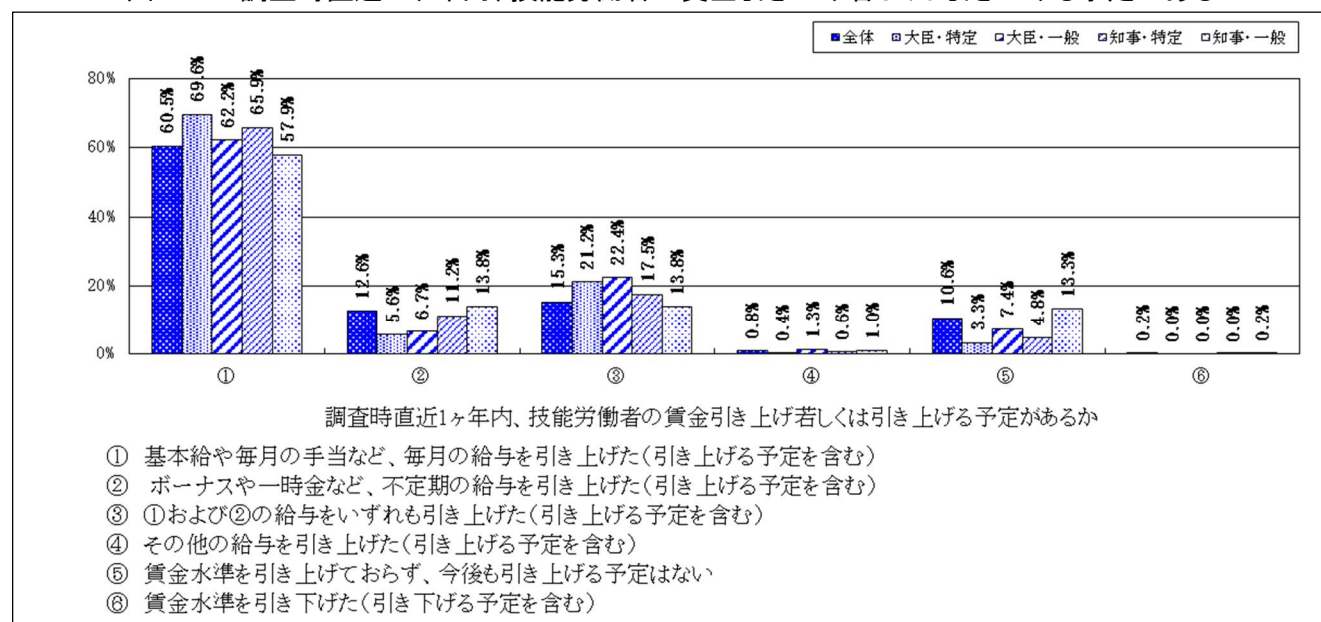


(2) 技能労働者への賃金支払い(Q24)

(2)－1 調査時直近1ヶ年内、技能労働者の賃金引き上げ若しくは引き上げる予定があるか(Q24－1)

雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げ状況について回答を求めたところ、「引き上げた(予定を含む)」があわせて**89.2%**でした。(図－93)

図－93 調査時直近1ヶ年内、技能労働者の賃金引き上げ若しくは引き上げる予定があるか

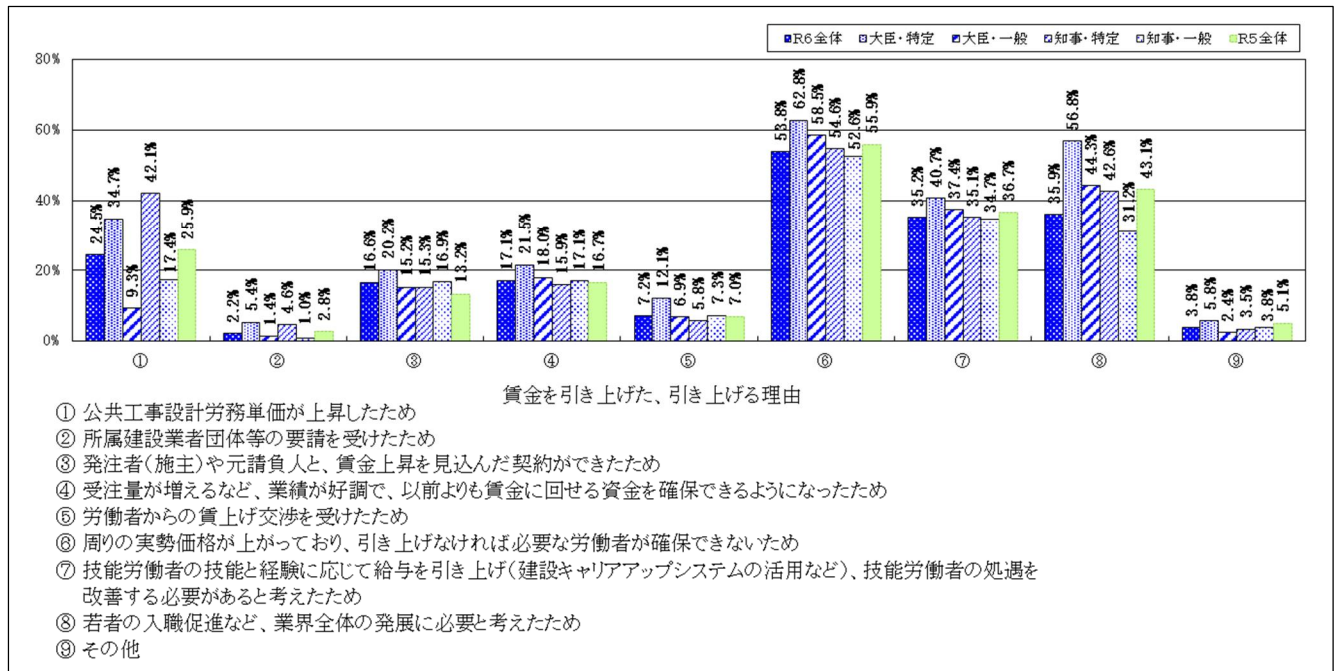


(2)－2 賃金を引き上げた、引き上げる理由(Q24－2)

賃金を引き上げた(予定を含む)理由としては、⑥「周りの実勢価格が上がっており、引き上げなければ必要な労働者が確保できないため」が **53.8%**(昨年度 **55.9%**)と一番多い状況でした。

⑧「若者の入職促進など、業界全体の発展に必要と考えたため」は **35.9%**(昨年度 **43.1%**)、⑦「技能労働者の技能と経験に応じて給与を引き上げ(建設キャリアアップシステムの活用など)、技能労働者の処遇を改善する必要があると考えたため」は **35.2%**(昨年度 **36.7%**)とそれに続く結果となりました。(図－94)

図－94 賃金を引き上げた、引き上げる理由

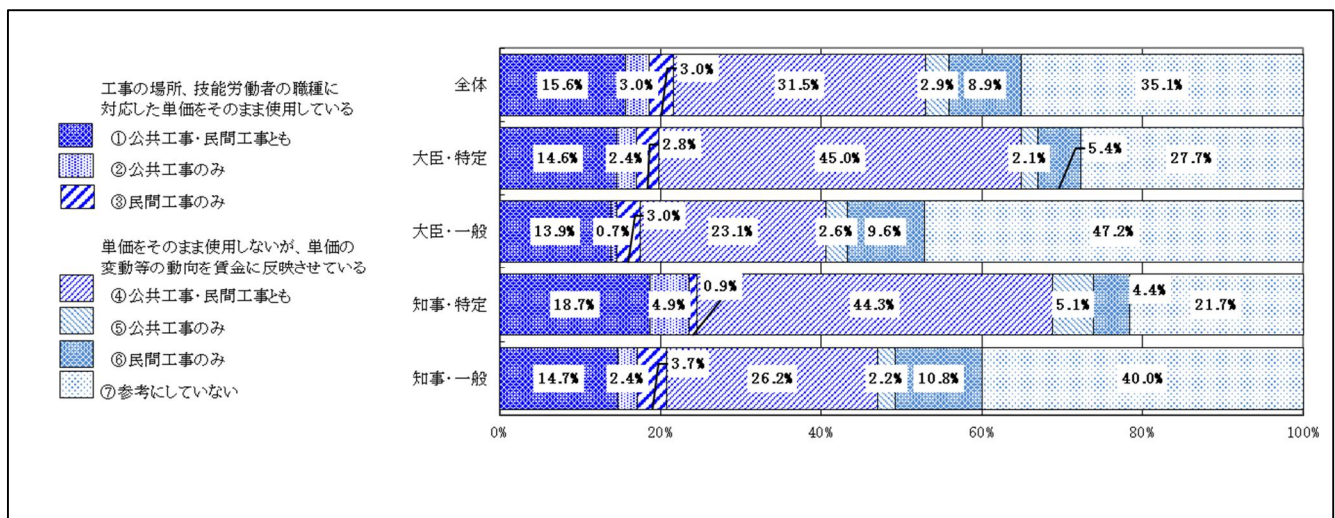


(2)－3 賃金水準を設定する際の公共工事設計労務単価の考慮状況(Q25－1)

国土交通省では令和6年3月に公共工事設計労務単価を引き上げましたが、技能労働者の賃金水準を設定する際に、公共工事設計労務単価の動向を考慮しているかについて回答を求めたところ、「単価をそのまま使用している」が **21.6%**、「単価の動向を賃金に反映させている」が **43.3%**、あわせて **64.9%**でした。

(図－95)

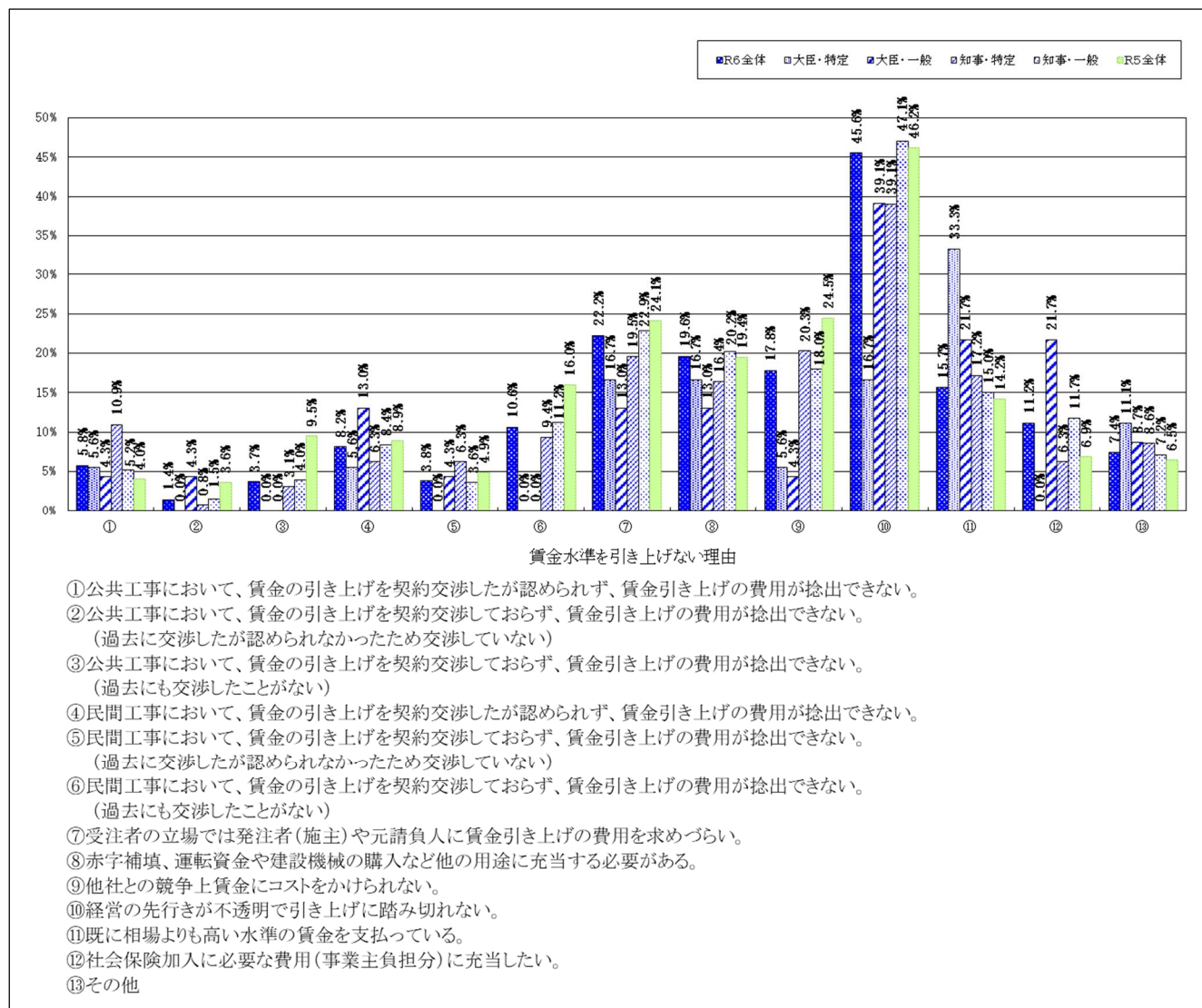
図－95 賃金水準を設定する際の公共工事設計労務単価の考慮状況



(2)－4 賃金水準を引き上げない理由(Q25－2)

賃金水準を引き上げない理由としては、⑩「経営の先行きが不透明で引き上げに踏み切れない」が **45.6%** (昨年度 **46.2%**)、⑦「受注者の立場では発注者(施主)や元請負人に賃金引き上げの費用を求めづらい」が **22.2%** (昨年度 **24.1%**)、⑨「他社との競争上賃金にコストをかけられない」が **17.8%** (昨年度 **24.5%**)の順で高い状況でした。(図－96)

図－96 賃金水準を引き上げない理由



(3) 休暇形態について(Q26-1)

建設業の担い手確保のため、週休2日制の普及に向けた取り組みが行われているところです。

完全週休2日制を採用している割合は、**44.8%**であり、⑤「4週4休」、⑥「4週3休以下」の回答は合わせて**7.8%**という結果となりました。(図-97)

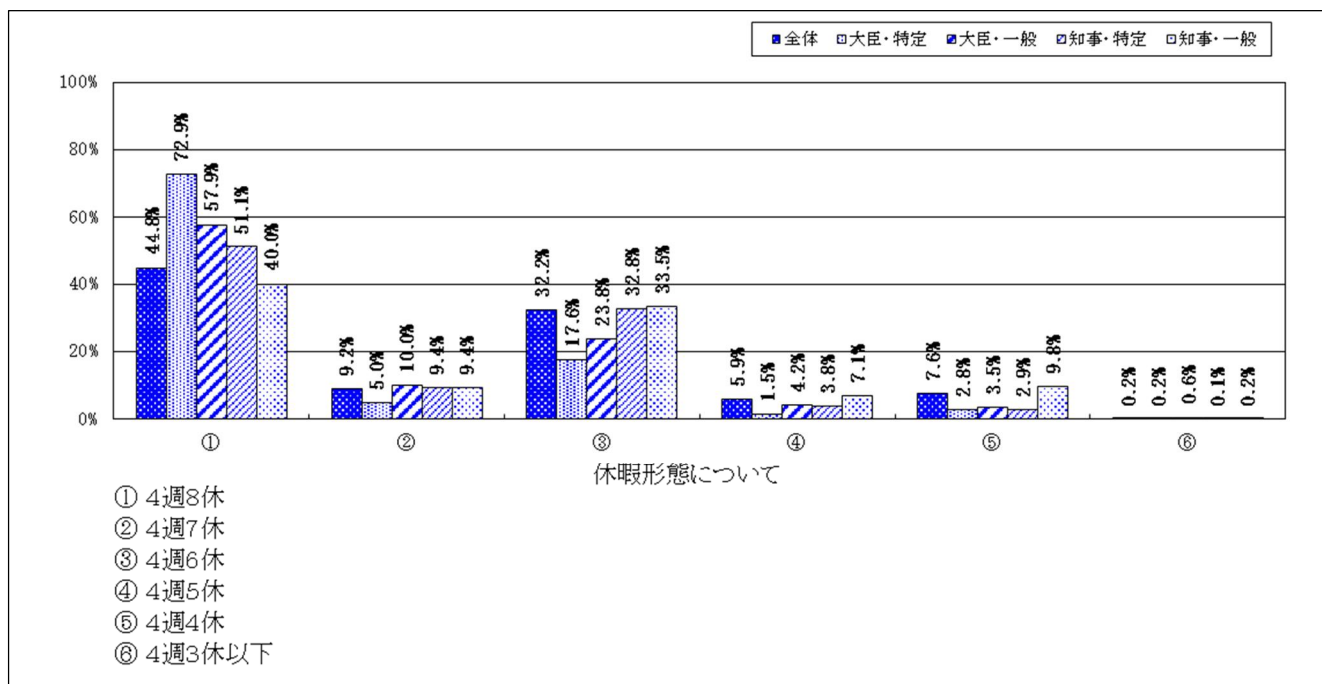


図-97 休暇形態について

V 建設キャリアアップシステムへの登録(申請)状況(Q27-1)

建設キャリアアップシステムへの登録(申請)状況については、「事業者登録している」が**45.7%**、「技能者登録している」が**21.8%**、「今後登録を検討している」が**28.7%**、「登録するつもりはない」が**23.1%**という結果となりました。(複数回答可)。(図-98)

図-98 建設キャリアアップシステムの登録(申請)状況

